

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百八十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則

（文化審議会の所掌事務の特例）

- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所 掌 事 務

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五條第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四條第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五十三條の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六條 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第七條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第九條 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

- 第十條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五條第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)
第一条 文化審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。
2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。
2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。)
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項及び著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)(第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項については分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならぬ。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定)
(平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件(ただし、文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。)
 - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(その他)

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、各分科会及び部会において決定するものとする。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ほうりゅうじちいき ぶつきょうけんぞうぶつ
法隆寺地域の仏教建造物

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ならけんいこまぐんいかるがちょう
奈良県生駒郡斑鳩町

3. 記載年

1993年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

建造物群

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

【構成資産】

■地震・火災等の災害対策

- 法隆寺における消火設備等については、建物各所には自動火災報知機及び漏電火災報知器を設置するとともに、西院伽藍及び東院伽藍、大法蔵殿に非常警報設備を設置している。また、境内各所には消火栓を設置し、西院伽藍内には放水銃を、金堂や収蔵庫にはドレンチャー設備を設置している。さらに、消火用水を確保するために貯水池の整備を行い、火災時に境内の中に消防車が進入できるよう消防道路の整備を行っている。また、大垣・子院築垣・同表門及び附属小建物を除くすべての建物に避雷設備を設置している。法起寺については、三重塔をはじめ建物に自動火災報知機を設置し、消火栓、放水銃を設け、消防用水確保のため防火水槽を設置している。また、三重塔に避雷設備を設置している。
- また、防災等における対策として、法隆寺と斑鳩町において、平成25年に、「災害時における避難所等施設利用に関する協定」を締結し、年1回防

災訓練を実施している。1月26日の文化財防火デーの日には、法隆寺自衛消防団、斑鳩町消防団、西和消防署員等が参加する「文化財防火デー法隆寺防火演習」を実施している。

■管理上の活動・保存修理措置

- ・平成31～令和9年度の予定で、重要文化財法隆寺東院礼堂ほか2棟の屋根葺替及び部分修理を実施中。令和7年度は、東院廻廊の屋根下地となる柿（こけら）葺きを完了した。
- ・法隆寺
現状変更申請総数：5件
(原因内訳：整備等3件、期間変更2件、うち立会対応3件)
- ・法起寺
現状変更申請総数：0件

【緩衝地帯】

■主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ

- ・斑鳩町所有地（斑鳩町法隆寺1丁目1165-1他）において民間により計画のある宿泊施設「御宿 法隆寺 呉竹荘」については、令和元年7月より発掘調査を開始したが設計変更が生じたため8月で調査を一時中断し、令和2年2月に再開し3月に終了した。
なお、この宿泊施設については、ともに文化財保護法、古都保存法および奈良県風致条例による法的に保護または保全する範囲内にあり、斑鳩町の関係部局と協議を行い、指導等を行い、さらに、簡易な遺産影響評価を実施し、影響は軽微で許容の範囲である旨、令和7年4月に文化庁にも報告した。
令和7年5月に建設工事に着手し、令和8年秋の開業を予定している。
- ・斑鳩町法隆寺門前地区（緩衝地帯）において歩道整備等、環境整備の計画が複数ある。事業主体（県・町）には遺産影響評価の必要性について伝達済で、今後計画と設計が本格化した段階で、適切に遺産影響評価を実施する予定。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

- ・マニュアル等は未策定で、現時点で策定予定はない。
- ・資産は斑鳩町のみのため、事案を捕捉した都度、県と町の担当部署で連携して対応している。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- ・ともに未策定。

9. 保存管理体制の状況

① (奈良県)

地域創造部文化財課、文化財保存事務所、世界遺産室
(斑鳩町)

斑鳩町地域振興課

また、庁内に「斑鳩町歴史的風致維持向上計画における各種事業実施に向けた実施管理計画の推進に伴う政策企画調整幹事会議及び政策企画調整員会議」を設置している。

②斑鳩町文化財保護審議会、

斑鳩町歴史まちづくり推進協議会、

「世界文化遺産」地域連携会議斑鳩プロジェクトチーム

10. 保護措置

- ・本登録遺産を構成する建造物48棟は、国宝または重要文化財として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また法隆寺・法起寺区域は国が史跡に指定し、地上の建造物と地下の遺構の保存を図っている。
- ・登録資産の緩衝地帯（バッファゾーン）は、古都保存法の規定に基づいて、1966年、国が斑鳩町歴史的風土保存区域として指定し、また奈良県風致地区条例に基づき、1966年、奈良県が斑鳩風致地区として指定し、全域の歴史的風土と自然環境の保全を図っている。
- ・「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」に基づく「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」を2013年に策定し、この計画に基づく重点区域に法隆寺周辺のバッファゾーンの一部を設定した。
- ・「法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」を2014年に制定し、法隆寺周辺のバッファゾーンの一部にあたる「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」における重点区域の一部の建築規制を変更した。

11. 予算措置

年度	斑鳩町	奈良県	合計(千円)
R7	63,500	168,080	231,580
R6	51,500	124,000	175,500
R5	194,995	95,500	290,495
R4	93,681	2,130	95,811
R3	99,984	1,400	101,384

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

該当なし

1 3. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

観光庁「地域観光魅力向上事業補助金」

国内外の観光客の本町への持続的な来訪を促進するために、観光庁所管の地域観光魅力向上事業補助金を活用し、本町が有する観光資源を生かした体験旅行商品の造成・販売を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を行った。当事業によって造成された旅行商品は以下のとおり。

- ① 匠と巡る法隆寺仏師ガイドツアー 【日本人・インバウンド向け】
- ② 法隆寺での写経・写仏付拝観ツアー 【日本人・インバウンド向け】
- ③ 道着・武具を着用した剣道体験 【インバウンド向け】

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

1 4. 文化観光に関する状況

■ 来訪者数

年	来訪者数（人）
R 6	535,556
R 5	550,262
R 4	598,898
R 3	304,699
R 2	224,638

※法隆寺および法起寺の拝観者数により算出

■ 課題

観光活用（ツアー造成等）への理解・協力が得られにくい。特に、民間主導の事業では協力が得られにくいことが多く、事業の公共性等を判断し、案件によっては、行政が直接協力依頼を行わなければならない、民間事業者と連携した観光客誘致を行いにくい。

■ 取組

J R東海が展開する「いざいざ奈良キャンペーン」と連携した誘客事業の一環として、若草伽藍の特別見学を行った際には、J R東海から一定の志納金を支払ってもらうように依頼するなど、観光活用を通して文化財保全に寄与できるよう、持続可能な観光に取り組んでいる。

15. 地域コミュニティの参画

- ・いかるがの里観光ボランティアの会
ボランティアガイドを実施。毎月1回、会員の学習会、研修会、会員相互の情報交換等の定例会を開催している。
- ・斑鳩ユネスコ協会
2002年設立。世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」はじめ、斑鳩町地域において歴史・文化活動を主催する。

16. 有形と無形とのシナジー

- ・構成資産となっている寺院の建造物群は、飛鳥時代から続く宗教活動の場として使用され続けており、伽藍や建造物において様々な宗教行事が行われている。また、価値基準にも記される仏教や聖徳太子を尊崇する参拝者や地域住民が現在も多く寺院を訪れている。

17. 計画における位置づけ

該当なし

18. 経済的側面に関する事項

■入場料 ※いずれも大人の個人料金

- ・法隆寺 西院伽藍・大宝蔵院・東院伽藍共通券 2,000円
※令和7年3月1日の変更以前、1,500円
- ・法起寺 境内 400円
※令和7年4月1日の変更以前、300円

■体験等の取組

- ・匠と巡る世界文化遺産法隆寺仏師ガイドツアー
観光庁「地域観光魅力向上事業補助金」を活用し、仏師の案内のもと「法隆寺の仏像」について焦点を当て、法隆寺の魅力を再発見できる内容のツアーを造成し販売した。商品販売事業者からは、法隆寺に対し志納金を支払い、観光活用を通して文化財保全に寄与できるよう、持続可能な観光に取り組んだ。
- ・世界遺産法隆寺で体験する写経・写仏と特別ガイドツアー
観光庁「地域観光魅力向上事業補助金」を活用し、通常非公開の「弁天庵」にて写経・写仏を体験いただくとともに、法隆寺境内をガイド付きで拝観するツアーを造成し販売した。商品販売事業者からは、法隆寺に対し志納金を支払い、観光活用を通して文化財保全に寄与できるよう、持続可能な観光に取り組んだ。
- ・法隆寺若草伽藍跡&藤ノ木古墳石室特別見学ツアー
J R東海「いざいざ奈良」キャンペーン法隆寺編との連動企画として、藤

ノ木古墳の石室特別見学とあわせて、法隆寺若草伽藍跡を見学するツアーを造成し販売した。商品販売事業者からは、法隆寺に対し志納金を支払い、観光活用を通して文化財保全に寄与できるよう、持続可能な観光に取り組んだ。

■分析等の事項

- ・民間事業者との連携による送客を積極的に行い、民間事業者の理解を得て民間事業者から志納金を納めてもらうなど、観光活用によって文化財（世界遺産）を“消費”するのではなく、観光活用によって、観光が文化財（世界遺産）の保全に寄与できるよう努めている。

C. その他

19. その他

■令和7年度実績

- ・第75回法隆寺夏季大学
 - 【開催日時】令和7年7月26日
 - 【開催場所】法隆寺 聖徳会館
 - 【内容】講演会
 - 【主催者】法隆寺

■令和8年度予定

- ・第76回法隆寺夏季大学
 - 【開催日時】令和8年7月
 - 【開催場所】法隆寺 聖徳会館
 - 【内容】講演会
 - 【主催者】法隆寺
- ・(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業シンポジウム「太子を仰いだ三英傑ー信長・秀吉・家康と法隆寺ー」
 - 【開催日時】令和8年12月19日
 - 【開催場所】いかるがホール 大ホール
 - 【内容】シンポジウム
 - 【主催者】(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業実行委員会
- ・動画上映会「壁画よみがえる・法隆寺金堂壁画再現の記録」
 - 【開催日時】未定
 - 【開催場所】斑鳩文化財センター
 - 【内容】動画上映
 - 【主催者】(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業実行委員会
- ・斑鳩町内や法隆寺をめぐる体験ツアー
 - 【開催日時】未定

【開催場所】斑鳩町内

【内 容】ツアー

【主 催 者】(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業実行委員会
・斑鳩まちあるきイベント

【開催日時】未定

【開催場所】いかるがホール 小ホール

【内 容】ツアー

【主 催 者】(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業実行委員会

【報告基準日】

・令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ひめじじょう
姫路城

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ひょうごけん ひめじし
兵庫県 姫路市

3. 記載年

1993年

4. 評価基準

(i) (iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

建造物群

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

令和7年度に新たに認知したもの及び令和7年度、令和8年度にかけて対応中並びに完了予定のものは、特になし。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

後述の、令和6年11月1日に策定した「姫路城保存活用計画」に基づき、有識者等による世界遺産姫路城に関する検討委員会を組織した上で、作成を検討する。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

(1) 包括的保存管理計画 構成資産単一のため策定なし

(2) 構成資産の保存活用計画 策定済

・姫路城保存活用計画（令和6年11月1日策定）

※「特別史跡姫路城跡整備基本計画（平成23年3月策定）」及び姫路城重要文化財建造物等保存活用計画（平成25年8月策定）を一本化し、新たに「姫路城保存活用計画」を策定した。

9. 保存管理体制の状況

①都道府県及び市町村における担当部局の設置

- ・ 兵庫県 兵庫県教育委員会事務局文化財課
- ・ 姫路市 姫路市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

※姫路市は、文化財保護法第32条の2に基づく管理団体に指定されている。

- ・ 関係地方公共団体・部局間連携会議 未設置

②専門家／有識者による委員会などの状況

世界遺産に関する専門の委員会等は未設置。

史跡整備に関する事項は、姫路城石垣整備研究会で代用している。

10. 保護措置

- ・ 姫路市立公園条例（平成18年制定）

都市公園法に基づく都市公園のほか、姫路市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。姫路城を中心とする都市公園姫路公園の健全な発達を図るもの。

- ・ 特別史跡姫路城跡整備基本構想（平成20年3月策定）

昭和61年に策定した整備基本構想の全面的見直しを行い、対象エリアを特別史跡指定地であり、世界遺産資産である内曲輪、中曲輪と外曲輪及びバッファゾーンに区分し、それぞれのエリアごとに保存管理、史跡整備、景観誘導などについての基本方針と将来のあるべき姿を示した。

- ・ 姫路城保存活用計画（令和6年11月1日）

文化財保護法及び特別史跡姫路城跡整備基本構想に基づき、特別史跡、国宝・重要文化財、世界遺産に関する一体的な保存管理、活用、整備等の指針を示した「姫路城保存活用計画」を新たに策定した。本計画は、平成23年3月策定の「特別史跡姫路城跡整備基本計画」及び平成25年8月策定の「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」を一本化したもので、令和7年2月21日付けで、文化庁の認定を得た。同年4月1日より施行。

- ・ 都市計画法に基づく高度地区の決定（令和3年4月1日）

都市計画法に基づく高さ規制として、世界遺産姫路城のバッファゾーン内にある「大手前通り」に隣接する地区において、通りに面する街区のうち、通りから20メートルの範囲を第3種高度地区（高さ35メートル）として、その後背地を第4種高度地区（高さ50メートル）として、新たに高度地区を定めた。

11. 予算措置

年度	兵庫県	姫路市
令和3年度	1,250千円	61,588千円
令和4年度	7,961千円	64,079千円
令和5年度	300千円	25,010千円
令和6年度	5,500千円	38,407千円
令和7年度	5,000千円	58,846千円

※文化庁補助事業に関する予算を記載

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

- ①令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業名称：重要文化財姫路城菱の門東方土塀ほか9棟建造物保存修理事業
事業内容：文化財建造物の部分修理（屋根、壁、木部）、屋根葺替（部分）
- ②令和7年度国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
事業名称：国宝重要文化財姫路城カの櫓ほか26棟防災施設整備（建造物）
（耐震対策工事）事業
事業内容：文化財建造物及び直下石垣に関する耐震基礎診断
- ③令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業名称：特別史跡姫路城跡歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業
事業内容：石垣保存修理（間詰石補充）、石垣レーザー計測

13. 国庫補助金（文化庁を除く）の活用状況

特になし。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

年度	来訪者数
令和3年度	444千人
令和4年度	957千人
令和5年度	1,479千人
令和6年度	1,532千人
令和7年度	1,567千人

※姫路城入城者数調べ（姫路城管理事務所）による。千人未満切り捨て。

15. 地域コミュニティの参画

地域住民や民間団体、学校、企業等による清掃奉仕活動が年間を通して行われている。

16. 有形と無形とのシナジー

特になし。

17. 計画における位置づけ

特になし。

18. 経済的側面に関する事項

【令和8年3月1日から】

一般（18歳以上）：2,500円

市民（18歳以上）：1,000円

18歳未満：無料

【令和8年2月28日まで】

大人（18歳以上）：1,000円

小人（小学生・中学生・大学生）：300円

C. その他

19. その他

・令和8年11月開催予定：第20回 世界歴史都市会議

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

こときょうと ぶんかざい きょうとし うじし おおつし
古都 京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

きょうとふ きょうとし うじし
京都府 京都市、宇治市

しがけん おおつし
滋賀県 大津市

3. 記載年

1994年

4. 評価基準

(ii)、(iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

A 賀茂別雷神社

- ・特記事項なし。

B 賀茂御祖神社

- ・祭儀に伴う饗膳用の建物として「直会殿」の整備中（令和8年度完成予定）。
実施にあたっては有識者の参画あり。

C 教王護国寺

- ・南面築地塀、濠の保存整備に着手。
- ・手水舎と西院の平唐門の修理事業を実施（国庫補助事業）。

D 清水寺

- ・特記事項なし。

E 延暦寺

- ① 国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊の保存修理

- ・前回の修理より 60 年が経過し、屋根銅板葺が耐用年限に達しているため、屋根全面を葺き替えるとともに、腐朽した木部（軸部・軒廻り）、彩色等の修理により、世界遺産としての価値の維持につとめている。

- ・拝観者には、文化財修理の現場を間近に見られるよう修学ステージを設置し、世界遺産の保存継承への意識向上につとめている。

- ・本修理工事中に外壁の塗装技法などに関する新たな知見が得られたため、これを反映する形で計画を変更し、併せて令和 9 年 12 月に完了予定であった工期を令和 12 年 9 月まで延長することとした。

② 防災設備の強化

- ・令和 7 年度から同 13 年度にかけて、根本中堂周辺において防火設備の更新を行い、世界遺産としての保存体制の強化を引き続き図っている。

F 醍醐寺

- ・平成 30 年の台風で大規模な倒木が発生した下醍醐の仁王門内について、修景整備事業中。

G 仁和寺

- ・史跡仁和寺御所跡内の土塀修理や名勝仁和寺御所庭園内の北庭の水系修理事業を国庫補助により実施。実施にあたっては有識者の参画あり。

- ・南側隣接地（緩衝地帯）で進められていたホテル建設が竣工し、令和 8 年 5 月プレオープン予定。概要等については令和 5 年度までに報告済み。取り巻く動きについては後述。

H 平等院

- ・令和 6 年度から令和 8 年度までの予定で、重要文化財観音堂の保存修理工事を実施中であるが、当該工事による構成資産への影響はない。

I 宇治上神社

- ・特記事項なし

J 高山寺

- ・特記事項なし

K 西芳寺

- ・史跡特別名勝西芳寺庭園において、導水路整備・園路の再整備などの事業が完了。実施にあたっては有識者の参画あり。

- ・北東側に隣接する民有地において防災管理用通路の整備が計画中。

- ・令和 7 年度から国庫補助事業を受け「史跡特別名勝西芳寺庭園保存活用計画」を策定中。

L 天龍寺

- ・特記事項なし。

M 鹿苑寺

- ・安眠沢の排水設備の整備が完了。令和 8 年度以降に安眠沢中島及び上流の調整池の整備を計画。

N 慈照寺

・特別史跡特別名勝慈照寺（銀閣寺）庭園において、令和6年から7箇年の予定で過密化または危険木化した植栽の整備を実施中（国庫補助事業）。実施にあたっては有識者の参画あり。

○ 龍安寺

・特記事項なし。

P 本願寺

・令和3年度より進めてきた名勝滴翠園の修理事業が令和7年度で完了。事業にあたっては有識者の参画あり。

・令和7年度に「史跡本願寺境内保存活用計画」を策定。

Q 二条城

・防災・防犯を含む維持管理のための電気配線等の再整備が令和7年度で完了。

・令和8年2月『元離宮二条城二之丸御殿保存修理計画』を策定。修理着工は令和10年度の予定。

・北側隣接地（緩衝地帯）で2件のホテル計画が進行中。概要等については令和5年度までに報告済み。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

令和5年3月策定の包括的保存管理計画において、遺産影響評価のフローを策定済み。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000005538.html>)

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

包括的保存管理計画 策定済み（令和6年3月）。

個別の構成資産における保存活用計画の策定状況は下記のとおり。

- A 賀茂別雷神社 策定済み（令和8年3月）
- B 賀茂御祖神社 策定済み（令和5年3月）
- C 教王護国寺 未策定、策定を検討中
- D 清水寺 未策定、当面予定なし
- E 延暦寺 未策定、当面予定なし
- F 醍醐寺 策定済み（令和4年3月）
- G 仁和寺 策定済み（令和3年3月）
- H 平等院 未策定、当面予定なし
- I 宇治上神社 未策定、当面予定なし
- J 高山寺 未策定、策定を検討中
- K 西芳寺 策定中（令和7～8年度）
- L 天龍寺 未策定、当面予定なし
- M 鹿苑寺 策定済み（令和5年3月）
- N 慈照寺 策定済み（令和7年3月）
- O 龍安寺 未策定、当面予定なし

P 本願寺 策定済み（令和8年3月）

Q 二条城 策定済み（令和2年3月）

9. 保存管理体制の状況

①-1 都道府県及び市区町村における担当部局の設置

京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課

京都市 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

宇治市 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

滋賀県 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

大津市 大津市市民部文化財保護課

①-2 関係地方公共団体・部局間連携会議の設置等

令和5年3月1日付で「古都京都の文化財」連絡協議会を設置。構成員は上記①-1に同じ。

② 専門家／有識者による委員会の設置

なし

③ 各構成資産の保存管理体制

基本的には各構成資産の所有者並びに管理者が管理しており、併せて整備等の際しての有識者会議を設置している資産も存在する。構成資産ごとの所有者（管理者）、有識者会議等の設置状況は下記のとおり。有識者会議が設置されていない場合においても、整備・修理事業等においては、個別に有識者の指導・助言を仰いでいる。

A 賀茂別雷神社 宗教法人賀茂別雷神社

有識者会議：保存活用計画策定委員会

B 賀茂御祖神社 宗教法人賀茂御祖神社

有識者会議：整備検討委員会

C 教王護国寺 宗教法人教王護国寺

有識者会議：整備検討委員会

D 清水寺 宗教法人清水寺

宗教法人地主神社

有識者会議：なし

E 延暦寺 宗教法人延暦寺

有識者会議：修理専門家会議

F 醍醐寺 宗教法人醍醐寺

有識者会議：なし

G 仁和寺 宗教法人仁和寺

有識者会議：名勝仁和寺御所庭園保存整備委員会

H	平等院	宗教法人平等院 有識者会議：なし
I	宇治上神社	宗教法人宇治上神社 有識者会議：なし
J	高山寺	宗教法人高山寺 有識者会議：なし
K	西芳寺	宗教法人西芳寺 有識者会議：史跡・特別名勝西芳寺庭園保存整備委員会 保存活用計画策定委員会
L	天龍寺	宗教法人天龍寺 有識者会議：なし
M	鹿苑寺	宗教法人鹿苑寺 有識者会議：不動堂石室等修理有識者会議
N	慈照寺	宗教法人慈照寺 有識者会議：保存整備委員会
O	龍安寺	宗教法人龍安寺 有識者会議：なし
P	本願寺	宗教法人本願寺 有識者会議：保存活用計画策定有識者会議
Q	二条城	京都市元離宮二条城事務所 有識者会議：保存整備委員会

※上記は、令和7年度に開催実績のあった有識者会議等である

10. 保護措置

各都道府県及び市町村による登録以降にとられた保護の措置は下記のとおりである。

○京都市

平成19年に新景観政策を施行し、緩衝地帯を含む地域で、建築物の高さ規制の大幅な強化や、京都市風致地区条例等の改正による景観保全強化、京都市眺望景観創生条例の創設による資産内からの眺望保全を実施。また、平成30年には世界遺産を含めた歴史資産周辺の歴史的景観を保全するため、資産から一定の範囲で計画される一定規模以上の建築物の形態、意匠、色彩等について事前協議（景観デザインレビュー）の義務化を行い、資産及び緩衝地帯の保全に努めてきた。

さらに、京都の優れた眺望景観創生の更なる充実として、一定規模以上の計画においては、景観デザインレビューにおける歴史的景観アドバイザーとの協議に加え、京都市美観風致審議会との協議を行うことを定めた要綱を制定（令和5年3月31日）し、令和5年7月1日に施行した。

○宇治市

本遺産の緩衝地帯は、都市計画法に基づく特別風致地区であり、登録時は京都

府により事務が行われていたが、平成27年4月からは権限委譲により宇治市で事務を行うことで、より一層きめ細やかな景観保全に努めている。
 また、平成18年1月には緩衝地帯の隣接市街地で建築物等の高度規制を行い、平成20年4月には緩衝地帯全域及び周辺を景観法に基づく景観計画重点地区に指定するなど、景観保全の強化を図っている。

11. 予算措置

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
京都府	1,407,276	1,564,002	1,344,158	1,707,721	1,444,501
滋賀県	1,498,349	1,652,650	1,720,965	2,581,742	3,433,626

※上記予算は、世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額。

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

A 賀茂別雷神社

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：保存活用計画策定

B 賀茂御祖神社

①補助金名：防災施設整備費補助金

事業内容：耐震対策（耐震診断）工事

②補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：神宮寺跡整備

C 教王護国寺

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：手水舎・平唐門修理、境内排水調査

D 清水寺

※国庫補助事業なし

E 延暦寺

①補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：根本中堂等修理

②補助金名：国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

事業内容：防災施設整備事業

F 醍醐寺

※国庫補助事業なし

G 仁和寺

①補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：黒書院修理、庭園修理、土塀修理

②補助金名：国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

事業内容：黒書院耐震補強工事

H 平等院

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（建造物保存修理強化対策事業）

事業内容：観音堂保存修理（屋根葺替・部分修理）

I 宇治上神社

※国庫補助事業なし

J 高山寺

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：災害復旧

K 西芳寺

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：庭園整備、保存活用計画策定

L 天龍寺

※国庫補助事業なし

M 鹿苑寺

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：不動堂修理検討、庭園整備、夕佳亭修理

N 慈照寺

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：庭園整備

O 龍安寺

※国庫補助事業なし

P 本願寺

①補助金名：国宝重文（建造物）本願寺御影堂ほか18棟公開活用事業

事業内容：保存活用計画の策定

②補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：滴翠園修理・整備

Q 二条城

①補助金名：重文（建造物）二条城本丸御殿玄関ほか3棟活用環境強化事業

事業内容：公開活用のための整備事業

②補助金名：防災施設整備費補助金

事業内容：耐震対策（耐震診断）工事

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延暦寺	316,400	287,600	332,012	395,500	415,461
二条城	597,490	536,193	1,267,422	1,856,673	2,046,329

(単位:人)

15. 地域コミュニティの参画

○京都市

火災等の災害から貴重な文化財を守るため、世界遺産を含む市内 200 箇所以上で、周辺住民から成る「文化財市民レスキュー」が結成されている。中でも、清水寺では歴史が古く、寺関係者と門前町の有志の人々によって 1948 年に結成された「清水寺警備団」に端を発している。

建築等の開発行為に対しては、京都市まちづくり条例や京都市中高層条例に基づき、住民へ計画を事前周知し、住民が意見を述べる機会を設けている。また、地域景観づくり協議会制度による地域景観づくり協議会が設立されている地区では、建築行為に際して協議会との意見交換が事業者には義務付けられている。これまで清水寺、仁和寺及び天龍寺の緩衝地帯において協議会が設立されており、令和 5 年 10 月には、天龍寺の緩衝地帯の一部を含む範囲で、新たな協議会が追加された。

○宇治市

資産所有者及び地域住民を中心に、「宇治市文化財まもり隊」を発足させ、消防署などの関係機関と共に防火研究会や消防訓練を実施している。

○大津市

延暦寺、坂本観光協会、大津市をはじめとする関係機関で構成される比叡山坂本活性化事業実行委員会において、月 1 回の定例会の場で文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の世界文化遺産「比叡山延暦寺」を活かした活性化事業の進捗と併せて地域振興へ向けて議論を進めている。

16. 有形と無形とのシナジー

- ・ユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技」による文化財建造物保存修理
- ・ユネスコ無形文化遺産「風流踊」を清水寺の舞台で奉納
- ・ユネスコ無形文化遺産「能楽」の平等院での上演

17. 計画における位置づけ

○京都市

『未来を創る京都文化遺産継承プラン 京都市文化財保存活用地域計画』
2021 年、69 頁。

○宇治市

『宇治市歴史的風致維持向上計画(第二期)』

○大津市

『大津市歴史的風致維持向上計画』2-7-1「比叡山とその山麓に見る歴史的風致」

18. 経済的側面に関する事項

- A 賀茂別雷神社：拝観料 無料
- B 賀茂御祖神社：拝観料 無料、大炊殿 大人1,000円、中学生以下無料
- C 教王護国寺：
令和6年4月料金改定（括弧内は改定前料金）
金堂・講堂 大人800円（500円）、高校生400円（400円）、中学生以下300円（300円）
- D 清水寺：
令和7年3月20日料金改定（括弧内は改定前料金）
拝観料 大人500円（400円）、小中学生200円（200円）
- E 延暦寺：巡拝料 大人1,000円、中高生600円、小学生300円
- F 醍醐寺：
令和2年10月15日料金改定（括弧内は改定前料金）
三宝院・伽藍 大人1,000円、中高生700円、小学生以下無料
霊宝館 大人・中高生500円以上の文化財維持寄附金
（三宝院・伽藍・霊宝館で大人800円、中高生600円、小学生以下無料）
令和6年11月14日料金改定（括弧内は改定前料金）
上醍醐入山料：廃止（大人600円、中高生400円、小学生以下無料）
- G 仁和寺
令和3年6月19日料金改定（括弧内は改定前料金）
御所庭園：大人800円、高校生以下無料（高校生以上500円、小中学生300円）
- H 平等院：拝観料 大人700円、鳳凰堂300円
- I 宇治上神社：拝観料 無料
- J 高山寺：
令和5年5月1日料金改定（括弧内は改定前料金）
石水院 大人1,000円（800円）、小学生500円（400円）
- K 西芳寺：参拝冥加料4,000円以上
- L 天龍寺：
庭園 高校生以上500円、小中学生300円
諸堂 庭園参拝料に300円追加
- M 鹿苑寺：
令和5年4月1日料金改定（括弧内は改定前料金）
大人500円（400円）、小中学生300円（300円）
- N 慈照寺
令和8年4月1日料金改定（括弧内は改定前料金）

大人 1,000 円 (500 円)、小中学生 500 円 (300 円)

O 龍安寺

令和 5 年 4 月 1 日料金改定 (括弧内は改定前料金)

大人 600 円 (500 円)、高校生 500 円 (500 円)、小中学生 300 円 (300 円)

P 本願寺：無料

Q 二条城：入城料

令和 4 年 6 月 1 日料金改定 (括弧内は改定前料金)

ただし、本丸御殿の料金は公開を再開した令和 6 年 9 月 1 日から

(入城のみ)

一般 800 円 (620 円)、中高生 400 円 (350 円)、小学生 300 円 (200 円)

(入城+二之丸御殿観覧)

一般 1300 円 (1030 円)、中高生 400 円 (350 円)、小学生 300 円 (200 円)

(本丸御殿観覧) 一般 1000 円、中高生 300 円、小学生 200 円

(展示収蔵館観覧) 100 円

※上記料金はいずれも通常期のもので、季節等によって異なる場合がある。また、例外規定 (団体料金・障害者料金等) については省略した。

C. その他

19. その他

・前年まで経過を報告してきた仁和寺門前ホテル計画は、令和 5 年 3 月に出された用途許可について、令和 5 年 6 月に建築基準法第 9 4 条第 1 項前段に基づき、京都市建築審査会に対して審査請求が行われ、令和 6 年 3 月に請求が棄却又は却下された。その後、令和 6 年 6 月に用途許可と建築確認の取消を求める訴えが京都地方裁判所に提起され (前年度報告済み)、令和 7 年 5 月に原告の請求を棄却する決定が出された。これに対し、同月大阪高等裁判所へ原告側から控訴がなされ、令和 7 年 1 1 月に原告請求が却下された。

・京都駅前の再生について、令和 7 年度に「京都駅前の再生に係る有識者会議」が通算 7 回開催されており、令和 8 年 4 月に意見まとめ (建物高さ規制の見直しを含む。) が京都市長に提出される見込みである。なお、対象エリアは緩衝地帯範囲外である。

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

- ・ しらかわごう 白川郷・ごかやま 五箇山のがっしょうづく 合掌造りしゅうらく 集落

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

- ・ 岐阜県 しらかわむら 白川村
- ・ 富山県 なんとし 南砺市

3. 記載年

- ・ 1995年

4. 評価基準

- ・ (iv)、(v)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

- ・ 建造物群
- ・ 文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

【白川郷】

- ・ 茅葺き屋根のように植物性の葺き材による屋根は火災に弱く、被害の拡大が想定される。よって地区内の防災設備については600tの貯水槽を水源とした放水銃設備60基及び65mm屋外消火栓34基、40mm屋内消火栓28基を整備している。放水銃については毎年10月最終日曜日に設備の総合点検を兼ねた操作訓練を行っている。また春秋の年2回、消防団による火災演習や1月の文化財防火デーに関連した文化財防火演習等火災に備えた想定訓練を重ねている。また地区内住民の啓発活動として毎日2から4回の火の用心巡視を行い火災予防意識啓発に努めている。
- ・ 保存地区内の防災設備については昭和52年から56年にかけて整備されたもので整備後40年を経過しようとしており地上に露出している放水銃の格納箱や放水銃機器については随時更新してきているが、屋外消火栓、屋内消

火栓についてはこれから更新を実施していく。また、それぞれの機器に水を供給する地中の埋設配管についても同様に40年を経過するため、令和2年度には全配管の漏水調査を実施し設備の老朽状況を把握した。今後配管の老朽具合を把握しながら長寿命化施策を講じていく。一方、令和元年11月に保存地区周辺の合掌小屋で生じた火災や、令和4年2月に保存地区内で生じた一般家屋の火災、更には令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」では、震度4を観測する等、幸いにも伝統的建造物への被害は無かったが、度重なる災害に保存地区の住民から不安の声があがっている状況から、令和5年度から令和7年度の三カ年を掛けて荻町伝建地区に特化した防災計画を策定した。

- ・現在村では合掌造りの屋根資材である茅のほとんどを村外からの供給に依存している状況であるが、村内で茅資材を確保するべく村内産茅自給促進事業を展開している。具体的には計画的なススキ茅場の造成、茅の刈り手人材の確保、茅刈りの機械化等の事業を実施している。また、良質な茅を供給できるよう令和5年度から茅場の火入れを試行し、令和7年度から本格的な実施を目指している。一方、荻町の茅葺き屋根は、かつてカリヤスを屋根葺き材料とし、山奥の傾斜地に家々で所有するカリヤス茅場を利用して刈り取りを行ってきたが、近年は生活様式の変化により衰退しているため、令和7年度に文化庁の「ふるさと文化財の森」に設定し、茅の自給率向上とカリヤス文化の継承を目指している。

【五箇山】

- ・現在、五箇山地域には東海北陸自動車道の4車線化工事が進展しているが、景観を大きく損なうような開発行為は計画されていない。
- ・近年、過疎化・高齢化による、空き家の増加、集落保全の担い手不足が課題となっている。このため、平成24年度に移住者募集の取組みを行い、相倉集落で市有家屋へ1世帯が移住、その取組みを契機に2世帯が緩衝地帯である平地域に移住し、若者世代、子どもの増加により伝統的な祭り（獅子舞）が復活するなど地域の活性化に繋がっている。令和4年度にもふたたび相倉集落市有家屋への移住者募集により、令和5年8月に1世帯5名が移住するなど、官民一体となって空き家・移住定住に関する取組みを行っている。
- ・地理的な条件から、豪雪、暴風、地震などの自然災害による被害が懸念される。令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」では、世界遺産の相倉および菅沼両集落も震度5弱を観測し、屋根の木下地を留付ける縄が断裂するなどの被害が確認された。とりわけ、相倉民俗館1号館においては屋根と土台のねじれ等により、倒壊のおそれがあることから、地震発生当初より休館を余儀なくされたが、令和7年度までに災害復旧並びに保存修理にあわせた耐震化工事を完了させた。
- ・また、植物性の屋根葺き材料である茅は火災に弱く、火災発生時には被害の拡大が想定される。平成11～14年整備済の自動火災報知器や放水銃など防

火設備の機能維持や機器更新に取り組むとともに、地元住民や南砺市消防団が連携した消防訓練や、観光パンフレットによる来訪者への注意喚起など防火対策の強化に努めている。

- ・構成資産の真正性を維持するため、文化庁の「ふるさと文化財の森」の設定を受け、合掌造り家屋の屋根葺き材料である小茅（カリヤス）の自給率向上に以前より取り組んでいる。平成 28 年度からはスキー場のゲレンデを使った茅場の造成に取り組み、相倉集落に新たな茅保管庫を整備。令和元年 6 月には上平地域にも保管庫を整備し、茅の増産に向けた環境を整えている。しかしながら、茅場維持に必要な労力確保が難しく茅収量が減少傾向にあるため、茅卸値や茅葺き設計の見直しなど需給関係の改善に取り組んでいる。
- ・五箇山では、ユイ（結い＝労力・材料交換）による合掌造り家屋の屋根葺きは途絶えたが、ソーブシン（総普請）やコーリャク（合力）、火の番回りなど伝統的な互助システムは現在も地域コミュニティの維持に好影響を及ぼしている。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

【共通】

- ・現在、遺産影響評価マニュアル等については未策定であり、今後策定の見通しは令和 8 年度に完成を予定する包括的保存管理計画の策定後に検討する。

【五箇山】

- ・現在、遺産影響評価マニュアル等については未策定であるが、現在策定中である包括的保存管理計画に記載予定である。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

【共通】

- ① 『白川郷・五箇山の合掌造り集落 包括的保存管理計画』の策定
マスタープランの改訂については、有識者及び文化庁と協議した結果、白川郷、五箇山それぞれのマスタープラン改訂の時期や令和 7 年の世界遺産登録 30 周年を機に、それぞれのマスタープランを維持しながら、3 集落を包括した大方針を示す『包括的保存管理計画』を、両自治体のマスタープランをまたぐ上位の計画として新たに策定することとした。

【白川郷】

- ① 白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画（昭和 51 年 6 月策定）
- ② 白川村世界遺産マスタープラン（平成 22 年 12 月策定）
- ③ 白川郷・五箇山の合掌造り集落包括的保護管理計画（令和 8 年度策定予定）

【五箇山】

① 南砺市五箇山世界遺産マスタープラン（平成24年策定、令和7年3月改定）
平成24年10月に、資産である相倉・菅沼の両合掌集落の保全を基軸として、観光、教育、定住対策など世界遺産を支える五箇山地域全体の地域づくりの指針を示すものとして策定した。

令和7年3月、人口減少・少子高齢化を起因とする空き家・耕作地などの維持管理が難しくなっている課題や北陸新幹線延伸や円安基調を背景とするインバウンドの顕著な増加への対応などの課題を背景に改定を行った。

② 国指定史跡 越中五箇山相倉集落 越中五箇山菅沼集落 史跡保存活用計画（令和2年3月策定）

平成16年の8町村合併による南砺市発足など相倉集落、菅沼集落をとりまく社会環境等は大きな変化を見せ、また文化財保護法の改正に伴い保存活用計画が法定計画に位置付けられたことから、保存状態や管理状況の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、今後の保存・活用を進めていくための指針となる新たな保存活用計画を策定した。

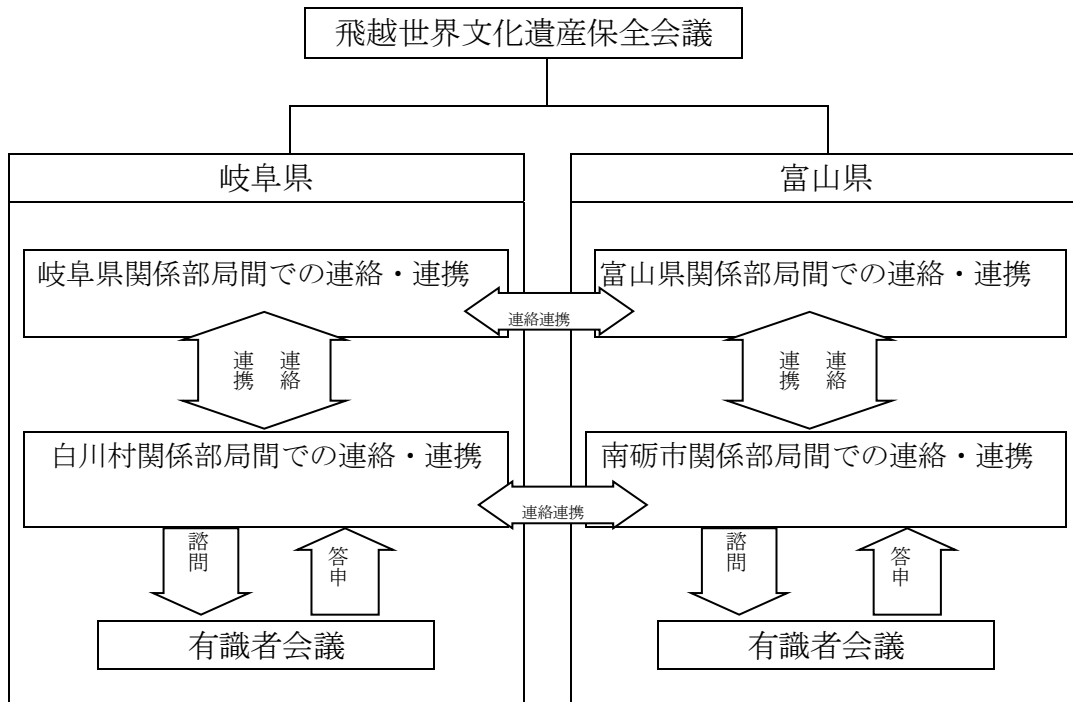
③ 包括的保存管理計画（令和8年度策定予定）

文化庁の指導助言を踏まえ、世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」にかかる、それぞれのマスタープランの上位計画となる『包括的保存管理計画』を新たに策定する予定。

9. 保存管理体制の状況

【共通】

- ・ 飛越世界文化遺産保全会議



- ・関係県・市・村連絡協議会
- ・岐阜県観光文化スポーツ部文化伝承課
- ・富山県教育委員会生涯学習・文化財課
- ・白川村教育委員会事務局
- ・南砺市教育委員会教育部生涯学習・文化振興課

【白川郷】

- ・白川村伝統的建造物群保存地区保存審議会
- ・白川村景観審議会

【五箇山】

- ・南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会
- ・南砺市五箇山景観審議会

10. 保護措置

【白川郷】

- ① 白川村景観条例（平成15年9月制定、平成20年3月改正、適用範囲村全域）
- ② 白川村景観計画（平成20年3月策定、適用範囲村全域）
- ③ 白川村世界遺産マスタープラン（平成22年12月策定、適用範囲村全域）

【五箇山】

- ① 南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（市町村合併に伴い平成16年11月に制定、平成17年6月改正）
- ② 南砺市五箇山世界遺産マスタープラン（平成24年策定、令和7年3月改定）
- ③ 南砺市五箇山景観条例（平成28年3月制定）
- ④ 南砺市五箇山景観計画（平成28年12月策定）

世界遺産五箇山の緩衝地帯である平地域（旧平村）、上平地域（旧上平村）の全域を対象とした南砺市五箇山景観条例を制定。条例に基づき南砺市五箇山景観計画を策定し、一定規模以上の建築行為、開発行為等に対し届出を要することとし、景観づくり（景観保全と育成）が図られている。

1 1. 予算措置

【白川郷】

- ・ 伝統的建造物群基盤強化事業及び（一財）世界遺産白川郷合掌造り保存財団実施事業

年 度	伝建基盤強化事業	合掌財団事業	合 計
令和 3年度	45,778 千円	22,700 千円	68,478 千円
令和 4年度	43,244 千円	13,600 千円	56,844 千円
令和 5年度	22,960 千円	13,200 千円	36,160 千円
令和 6年度	42,688 千円	15,000 千円	57,688 千円
令和 7年度	27,854 千円	17,500 千円	45,354 千円

【五箇山】

- ・ 南砺市（世界遺産関係事業）

年 度	金 額
令和 2年度	87,128 千円
令和 3年度	82,015 千円
令和 4年度	86,357 千円
令和 5年度	84,113 千円
令和 6年度	118,952 千円
令和 7年度	105,324 千円

※南砺市の世界遺産関係事業費は、世界遺産に含まれる文化財保存修理等

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

【白川郷】

- ・ 令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業
 - （重伝建）白川村荻町伝統的建造物群基盤強化事業
 - （合掌屋根修理に伴う間接補助）

【五箇山】

令和7年度歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

- ・ （菅沼）中島家住宅保存修理
- ・ （菅沼）菅沼集落環境整備（危害樹木伐採）
- ・ （相倉）鈴木家住宅保存修理
- ・ （相倉）池端家土蔵保存修理
- ・ （相倉）竹森家住宅保存修理
- ・ （相倉）旧窪田家保存修理
- ・ （相倉）旧五箇山街道石垣保存修理
- ・ （相倉）相倉集落環境整備（危害樹木伐採）

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

【白川郷】

- ・ 令和5年度過疎地域持続的発展支援交付金事業（総務省）
白川村デジタルヘリテージセンター構築事業
（白川郷・五箇山の合掌造り集落デジタルヘリテージセンターの整備）

【五箇山】

- 令和7年度電源立地地域対策交付金事業（資源エネルギー庁）
 - ・（菅沼）菅沼集落展望広場エレベーター修繕工事
 - ・（菅沼）菅沼集落展望広場駐車場柵改修工事
 - ・（菅沼）「塩硝の館」改修工事
 - ・（菅沼）菅沼集落ポンプ室前舗装補修工事

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

【白川郷】

年（西暦）	来訪者数
令和3年（2021）	419,958人
令和4年（2022）	770,608人
令和5年（2023）	1,724,054人
令和6年（2024）	2,083,442人
令和7年（2025）	2,300,889人

【五箇山】

年	来訪者数
令和 元年度	661,000人
令和 2年度	265,000人
令和 3年度	285,000人
令和 4年度	327,000人
令和 5年度	401,000人
令和 6年度	407,000人

※来訪者数については白川村、南砺市ともに「年（1月～12月）」にて集計

15. 地域コミュニティの参画

【白川郷】

当村における資産保存の歴史は、昭和46年の「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」設立に始まり、以来「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を柱に住民主導の保存運動が展開されてきた。保存会会員は保存地区である荻町集落に居住する住民全員が会員であるが、活動の主体は会員のなかから選抜された守る会委員が行っている。守る会委員は荻町7つの組毎に割り当てられた守る会代表委員を主体とし、民宿、土産物、飲食店などの営業組合の代表者や合掌造りの所有者組合、青年会、女性会等により構成されている。守る会委員の主な活動は地区住民から提出される現状変更申請の毎月の協議（守る会定例会）を活動の中心とし、四半期毎の活動報告誌「ねそ」の発行、ナショナルトラスト所有合掌造り施設の管理、茅刈りイベントの実施、景観に関する懇談会の実施、白川郷学園ふるさと学習支援、住民意識向上のための視察研修企画、景観対策のための農業用重機、除雪機等季節使用重機共同倉庫の管理等、活動スローガン「～守る・くらす・つなぐ～」に則り日々の活動を展開している。

最近重点施策として、結の屋根葺きの継承や、空き家対策の未来を見据える中での保存の三原則「売らない・貸さない・壊さない」の解釈議論、茅の自給率向上を目指した茅刈イベントの継続実施及び住民参加率の向上について積極的な活動を行っており、本村における保存施策は守る会による主体的な保存活動を軸に展開されているため会の活動促進支援に重点を置いている。

本保存会設立50周年の節目の年（令和3年度）に「世界遺産集落の半世紀にわたる創造的な保存活用の活動」として日本イコモス賞2021を受賞した。

世界遺産登録30周年の節目の年（令和7年度）に、原点に立ち返えるための記念事業として「結の合掌屋根葺き」「茅文化ワーク」「荻町伝建防災講座」「記念式典・シンポジウム」を実施した。

【五箇山】

○相倉集落住民・菅沼集落住民

各所有財産の日常的な維持管理（建物の小修理、雪囲い、雪下ろし、除排雪、耕作、田植え、茅刈り等）

○相倉区・菅沼区

集落共有財産の維持管理、生活集落の環境維持に資する日常的な共同作業（宮・道場の雪囲い、雪下ろし等、道路清掃、用水路清掃、火の番回り、防火訓練など）、春季祭礼（獅子舞）など伝統行事の継承

○相倉史跡保存顕彰会・越中五箇山菅沼集落保存顕彰会

- ・文化財の保護に関する要望事項の取りまとめ、市への要望
- ・集落の景観保全に関する覚書の策定など、文化財保護に関して住民相互による申し合わせの確認
- ・民間ボランティア等の活用による茅場の維持・再生

- ・ 南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会、南砺市五箇山景観審議会への参画
- 公益財団法人世界遺産相倉合掌造り集落保存財団・菅沼世界遺産保存組合
 - ・ 集落内にある市有施設（公開活用施設）の運営管理（指定管理者）
 - ・ 遊休農地を借り受け耕作地として活用するなど、集落内の景観保全活動
 - ・ 茅の確保のため、茅場の新規造成や遊休茅場を借り受け維持するなど、茅場の保全活動
 - ・ 相倉集落の魅力向上による地域の観光振興の推進のため、定期的なライトアップ事業
 - ・ 集落ガイドマップの作成、遊歩道やビュースポット、案内板、解説板の整備など来訪者の受け入れ体制の整備

16. 有形と無形とのシナジー

【白川郷】

- ・ 伝統的な近隣の自治組織である「組」やその「組」を中心と行われる「結（ユイ）」や「合力（コウリヤク）」などの相互扶助の習慣も現在に伝承されており、冠婚葬祭や茅葺き屋根の葺き替え時などに有効に働いている。
- ・ 「結（ユイ）」による合掌屋根葺きや茅葺き屋根材である茅刈りによって茅葺き技術は継承され、引いてはシビックプライドの醸成につながり、資産及び周囲の環境の保存・活用に資する取組みとなっている。

【五箇山】

- ・ 相倉、菅沼とも春祭りの獅子舞が受け継がれており、地域コミュニティの結束を高め、風通しのよい地域社会の構築、ひいては集落保全の活力につながっている。
- ・ 茅葺き屋根の維持に必要な茅は、現在でも相倉 70%程度、菅沼 30%程度を自給している。集落住民などの関係者が自分事として茅場を維持している。その営みが身近あることで、合掌造り集落がもつ文化的価値の理解につながっている。

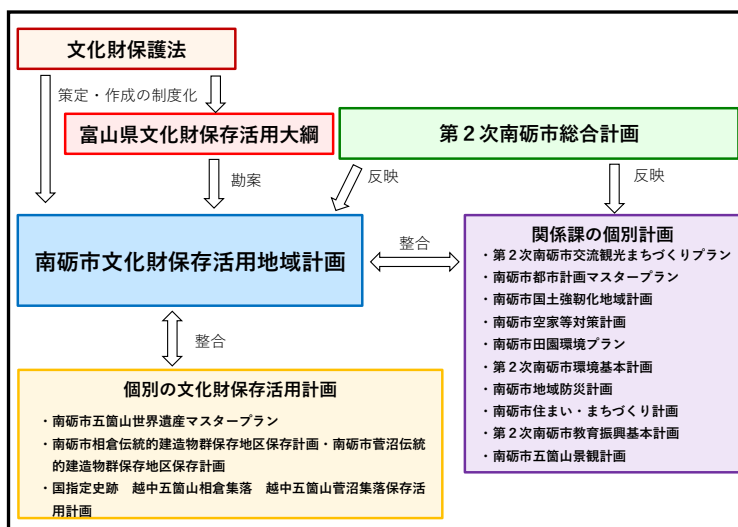
17. 計画における位置づけ

【白川郷】

白川村世界遺産マスタープラン（平成22年12月）において、資産の保存管理計画（management plan）、包括的保存管理計画、白川村総合戦略（白川村最上位計画）、白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画、白川村景観計画が位置付けられている。（4頁から5頁）

【五箇山】

世界遺産保全に関する「南砺市五箇山世界遺産マスタープラン」は、相倉と菅沼にかかる伝統的建造物群保存地区保存計画や史跡保存活用計画の上位計画となる。



18. 経済的側面に関する事項

【白川郷】

- ・ 村営「せせらぎ公園駐車場」の駐車場利用料
 - バス・マイクロバス 10,000円（令和7年10月1日改訂 変更前3,000円）
 - 普通車 2,000円（令和7年10月1日改訂 変更前500円）
 - 二輪車 500円（令和7年10月1日改訂 変更前200円）

【五箇山】

- ・ （相倉・菅沼）駐車料金（保存協力金）

※ [] は改定前料金（相倉令和7年8月まで、菅沼令和7年10月まで）

普通車・軽自動車／1,000円 [500円]

二輪車／300円 [100円]

バス中型以下／3,000円 [2,000円]

バス大型／5,000円 [3,000円]

- ・ (相倉) 相倉民俗館、相倉伝統産業館 (※相倉民俗館は休館中)
2館共通券/ 大人 500 円・小人(小中学生)200 円
団体 20 名～ 大人 300 円・小人(小中学生)150 円
1館のみ / 大人 300 円・小人(小中学生)150 円
団体 20 名～ 大人 200 円・小人(小中学生)100 円
- ・ (相倉) 展示館 勇助
大人 500 円、小・中学生 300 円 団体割引(20 名様以上)100 円引き
- ・ (相倉) 五箇山和紙漉き体験館
手漉き和紙体験/ 800 円
- ・ (菅沼) 五箇山民俗館、塩硝の館
共通券/ 大人 400 円・小中学生 200 円
団体 20 名～ 大人 300 円・小中学生 150 円

C. その他

19. その他

【共通】

- ・ 令和 8 年度、白川村南砺市協働により包括的保存管理計画を策定する予定。
その後、世界遺産委員会への提出を予定している。
- ・ 世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が、世界遺産に登録されて 30 年となることを記念して、「世界遺産 30 周年記念事業」を両自治体が連携して開催した。

【白川郷】

令和 7 年 1 2 月 9 日に世界遺産登録から 30 周年を迎え、令和 8 年 9 月 4 日には、荻町重要伝統的建造物群保存地区選定 50 周年を迎えることを記念して、自治保存会である荻町区と白川郷荻町集落の自然環境を守る会による「荻町未来会議」を開催した。本未来会議には、荻町世帯毎に 1 名が参加し、世界遺産登録以降の歴代区長と守る会会長によるパネルディスカッションを行い、これまでの取り組みを振り返りながら、これからどう守っていくかをディスカッションした。

行事名：荻町未来会議

開催日：令和 7 年 1 2 月 2 1 日 (日)

会 場：荻町公民館 2 階ホール

主 催：荻町区

白川郷荻町集落の自然環境を守る会

【五箇山】

- ・ 「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が世界遺産に登録されて 30 年となることを記念し、世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の課題・方針等を整理し、世界遺産所有自治体との連携を図りつつ、五箇山と白川郷の魅力向上

及び地域の活力の向上を目指し、次世代への継承を図ることを目的とし、世界遺産サミットを開催した。

開催日：令和7年11月29日（土）・30日（日）

会場：なんとエナジー文化創造センター ヘリオス（29日）
平若者センター「春光荘」（30日）

内容：基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ（29日）
スペシャルトーク、首長サミット会議（30日） など

主催：世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」30周年記念事業
実行委員会

共催：南砺市、白川村、富山県、岐阜県、（一社）世界文化遺産地域連携
会議、観光庁、公益財団法人日本観光振興協会

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

げんぼく
原爆ドーム

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ひろしまけんひろしまし
広島県広島市

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

無

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

無

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

1999年 史跡原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）保存警備計画
2006年 平和記念施設保存・整備方針

9. 保存管理体制の状況

- (1) 広島県の保存管理体制
広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。
- (2) 広島市の保存管理体制

広島市市民局国際平和推進部平和推進課、市民局文化スポーツ部文化振興課、都市整備局緑化推進部及び都市整備局都市計画課が連携して担当している。また、保存に関し、最善の技術手法について調査・審議するため、学識経験者による特別史跡原爆ドーム保存技術指導委員会を設置している。

10. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たな保護措置は講じていない。

11. 予算措置

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
広島県	0	0	0	0	0
広島市	15,197	2,697	2,192	18,480	20,480

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

無

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

無

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

(単位：千人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	406	1,127	1,982	2,265	2,581

※来訪者人数は、近接する広島平和記念資料館の入館者数

15. 地域コミュニティの参画

無

16. 有形と無形とのシナジー

無

17. 計画における位置づけ

無（歴史的風致維持向上計画、文化財保存活用計画などの計画がないため）

18. 経済的側面に関する事項

無

C. その他

19. その他

無

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

いつくしまじんじゃ
巖島神社

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ひろしまけんはつかいちしみやじまちょう
広島県廿日市市宮島町

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、建造物群

文化的景観の適用：無

6. 資産に影響を与えうる要因

類型2	輸送インフラ	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称1	輸送インフラの使用による影響	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし。			

類型7	物理的構造に影響を与える現地状況	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称1	風	悪影響	潜在的	内部・外部
	災害が発生した場合、災害復旧で対応する。			

類型8	遺産の社会的／文化的活用	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称1	宗教儀式	好影響	顕在的	内部・外部
	宗教法人団体が遺産の中心的所有者である。			

名称 2	遺産の社会的位置づけ	好影響	顕在的	内部・外部
	重要伝統的建造物群保存地区への選定			

類型 9	その他の人間活動	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称 1	落書き等	悪影響	潜在的	内部・外部
	文化財保護法で対応する。			

類型 10	気象変動と天災	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称 1	台風	悪影響	潜在的	内部・外部
	災害が発生した場合、災害復旧で対応する。			
名称 2	洪水・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	災害が発生した場合、災害復旧で対応する。			
名称 3	海洋水の変化	悪影響	潜在的	内部・外部
	変化が生じはじめた場合は、対応を検討する。			

類型 11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称 1	地すべり・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は、災害復旧で対応する。			
名称 2	火災	悪影響	潜在的	内部・外部
	防火体制で対応する。			

類型 12	侵略的／外来種又はその数が著しく増加した生物種	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称 1	アルゼンチンアリの来島	悪影響	潜在的	内部・外部
	駆除方法等を検討する。			
名称 2	イノシシ、サル、アナグマ、カワウによる被害	悪影響	潜在的	内部・外部
	駆除方法等を検討する。			

類型 13	管理上及び制度上の要因	好影響／悪影響	顕在的／潜在的	内部／外部
名称 1	影響の小さい研究	好影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性に任せる。			
名称 2	影響の大きい研究	悪影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性及び諸法律等による制限			
名称 3	管理活動	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし。			

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

なし。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

2007（平成19）年1月に策定済み。

9. 保存管理体制の状況

(1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画の策定に関することや特別史跡及び特別名勝厳島の現状変更に関することについて審査又は調査を行うため、広島県文化財保護審議会に厳島特別部会が設置されている。

(2) 廿日市市の保存管理体制

廿日市市教育委員会事務局教育部文化財課が担当する。

特別史跡及び特別名勝厳島の現状変更について審査又は調査を行うため、廿日市市文化財保護審議会が設置されている。

10. 保護措置

平成19年1月に広島県教育委員会が特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画を策定している。範囲は特別史跡及び特別名勝の指定地（資産区域及び緩衝地帯全域）である。

11. 予算措置

(千円)

区 分	令和3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度
広島県	44,160	35,379	24,519	51,597	76,415
廿日市市	54,513	43,397	34,402	64,298	80,661

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

なし。

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

なし。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

(千人)

区 分	令和3年	4年	5年	6年	7年
人 数	1,882	2,830	4,652	4,854	4,967

(参考)

『宮島来島者数一覧表』

(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/92905.pdf>)

15. 地域コミュニティの参画

宮島学園等による樹木植栽

各種民間団体による樹木管理や清掃等

16. 有形と無形とのシナジー

なし。

17. 計画における位置づけ

廿日市市文化財保存活用地域計画 1 ページ、67 ページ

18. 経済的側面に関する事項

厳島神社 大人 300 円 高校生 200 円 中小学生 100 円

C. その他

19. その他

- ・原爆ドーム及び厳島神社が世界遺産登録30周年を迎えることから、行政、関係団体、民間企業等が一体となって「世界遺産登録30周年記念事業実行委員会」を設立する。
- ・上記、実行委員会の世界遺産登録30周年記念事業の一環で、第13回世界遺産サミットを開催する。

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ことなら ぶんかざい
古都奈良の文化財

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ならけんならし
奈良県奈良市

3. 記載年

1998年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡、建造物群

文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

■ 開発・交通インフラ・公共インフラ等

【A 東大寺】

- ・ 構成資産・東大寺において、東塔院跡地区と講堂・三面僧坊地区の整備事業が進められている。
→ 史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。
- ・ 東大寺境内の防災設備工事が進められている。
→ 史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。
- ・ 構成資産・東大寺において南大門から中門に至る参道を明治以前の幅に戻す拡幅工事が進められている。
→ 史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。
- ・ 構成資産・東大寺において本坊地区を整備し寺務機能を施設地区へ移転する計画がある。
→ 史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われる予定である。

現状変更申請総数：61

原因内訳：整備等 54、イベント 4、調査 3（うち立会対応 25）

【B 興福寺】

- ・興福寺境内において主要伽藍の再建を含む境内整備事業と、それにもなう発掘調査が進められている。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。

現状変更申請総数：34

原因内訳：整備等 20、イベント 12、調査 2、うち立会対応 8

【C 春日大社】・【D 春日山原始林】

- ・構成資産・春日大社において、老朽化した天然記念物奈良のシカの保護・育成施設である鹿苑の整備工事が行われている。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けている。景観への負の影響が生じないように、慎重に行われている。

- ・構成資産・春日大社において、宿坊の新築等を含む萬葉植物園の改修・整備事業が完了した。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われた。

- ・構成資産・春日大社の境内南縁部を一部通過する道路計画が検討されている。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受ける必要がある。

- ・構成資産・春日山原始林において移入種の増加、野生動物による食害、ナラ枯れ等がみられる。

→県において春日山原始林保全計画に基づき保全事業が進められている。

現状変更申請総数：25

原因内訳：整備等 11、イベント 13、調査 1、うち立会対応 5

【E 元興寺】

現状変更申請総数 0

【F 薬師寺】

現状変更申請総数:2

原因内訳:イベント 2、うち立会対応等なし

【G 唐招提寺】

- ・構成資産・唐招提寺の戒壇院南方において、薬草園の整備事業が進められている。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。

- ・新宝蔵改修・増築の計画と計画策定のための発掘調査が進められている。

→史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受けて行われている。

現状変更申請総数:2

原因内訳:整備等 2、うち立会対応 2

【H 平城宮跡】

- ・構成資産・平城宮跡において国営公園整備事業が進められている。第一次大極殿院においては、令和 4 年 3 月に南門（大極門）の復原整備工事が竣工、さらに令和 8 年 3 月に東楼の復原整備工事が竣工し、今後も国営公園整備事業が進められる予定。
 - 文化庁による保存整備基本構想、同推進計画を踏まえ、国交省が平成 20 年 12 月に「国営平城宮跡歴史公園基本計画」、平成 23 年 7 月に「第一次大極殿院建造物復原整備計画」、平成 28 年 3 月に「整備・管理運営プログラム（H28～H32）」、令和 3 年 6 月に「整備・管理運営プログラム（R3～R7）」を策定している。平成 27 年に復原事業情報館を設置している。普及と来訪の促進に好影響である。
- ・大和西大寺駅及び平城宮跡周辺の渋滞踏切道対策の一環として、平城宮跡を横断する近畿日本鉄道奈良線の移設の有無による対策方法が比較検討・協議されている。
 - 昭和 53 年文化庁策定の「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」、平成 20 年文化庁策定の「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」、国土交通省近畿地方整備局策定の「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画」、平成 27 年策定の「世界遺産『古都奈良の文化財』包括的保存管理計画」において課題として明記された、構成資産内を通過する鉄道軌道の移設について、周辺渋滞踏切道対策と関連して協議・検討を行っている。近鉄線の移設は好影響といえるが、費用対効果を含め存置案との比較検討の上で当面の対策方針が決定されることになっている。

現状変更申請総数:50

原因内訳: 整備 26、イベント 21、住宅建築 3、
うち発掘対応 1、立会対応 11

【緩衝地帯・歴史的環境調整区域】

- ・薬師寺西側（緩衝地帯）において市道を整備する計画がある。
 - 慢性的な渋滞の解消と、環境・景観を保全し、それらと調和した街区の発展を目的に実施されることとされている。令和 7 年に実施された発掘調査により奈良時代の西院堂とみられる基壇の遺構が確認されたため、遺構を保存する方向で協議が行われている。今後追加調査が実施される予定である。
- ・平城宮跡南側（緩衝地帯及び歴史的環境調整区域）の県営公園区域において、今後のあり方を再検討し、観光地としての魅力の抜本的強化に取り組んでいる。
 - 県は令和 6 年度より奈良県観光戦略本部平城宮跡周辺エリア部会において、

有識者の助言も取り入れつつ、今後のあり方を再検討した。観光地としての魅力向上が見込まれ、普及と来訪の促進に好影響である。

- ・平城宮跡東方の歴史的環境調整区域の地下を通過する大和北道路建設計画がある。

→継続して開催されている大和北道路地下水モニタリング検討委員会にて、平城宮跡内における涵養対策方法、および、地下水モニタリングに関してとりまとめられたリスク低減計画等にもとづき、ユネスコ世界遺産委員会等の関係機関と協議が進められている。

■ 環境汚染・地域的、生態学的要因等

- ・春日山原始林において移入種の増加、野生動物による食害、ナラ枯れ等がみられる。

→県において春日山原始林保全計画に基づき保全事業が進められている

- ・大気汚染が悪影響を及ぼすおそれがある。

→奈良市環境基本条例や奈良市アйдリング・ストップに関する条例に基づき予防措置を講じている。

■ 気候変動・災害など

- ・台風・地震・火災で被災するおそれがある。

→県・市が地域防災計画の中で文化財被害の予防や応急対策について定めている。各所有者・管理者は復原建物を含め各建物に自動火災報知設備・消火設備・避雷設備を設置し定期的に防災訓練を実施している。国宝・重文建造物については平成30年8月に文化庁が示した指針に基づき令和元年に地震に対する対処方針が作成されている（令和2年一部更新）。元興寺では令和7年6月に防災設備改修事業が完了し、東大寺では防災設備改修事業及び耐震対策事業が進められている。

■ 管理要因・保存修理措置・調査活動など

【A 東大寺】

- ・構成資産・東大寺において重要文化財東大寺三昧堂（四月堂）及び法華堂北門の耐震対策事業が進められている。

令和7年度は2棟の木工事、屋根工事等を実施し、令和8年度で完了を予定している。

→文化庁の指導監督の下で行われている。

【B 興福寺】

- ・国宝興福寺五重塔の建造物保存修理事業を実施しており、令和16年3月31日に竣工予定である。

令和7年度は屋根解体工事を実施した。令和8年度は初重大斗を取り替える

ための揚前工事を予定している。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

- ・マニュアル未策定。策定の予定なし。

ただし、令和元年度から HIA 実施のために必要に応じて「世界遺産『古都奈良の文化財』遺産影響評価連絡会議」を開催する体制を奈良県・奈良市の関係課室で構築し、実施している。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- ・包括的保存管理計画

世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画（平成 27 年策定）

- ・保存管理計画

東大寺・興福寺・春日山原始林・名勝奈良公園保存管理・活用計画
（平成 23 年策定）

- ・保存活用計画

史跡唐招提寺旧境内保存活用計画（令和 3 年度策定）

史跡興福寺旧境内史跡等保存活用計画（令和 3 年度策定）

9. 保存管理体制の状況

- ・世界遺産「古都奈良の文化財」保存管理連絡調整会議を設置

平成 27 年度から県・市の関係部局の連絡調整の場として「世界遺産『古都奈良の文化財』保存管理連絡調整会議」を開催。

- ・世界遺産『古都奈良の文化財』遺産影響評価連絡会議

令和元年度から HIA 実施のため必要に応じて「世界遺産『古都奈良の文化財』遺産影響評価連絡会議」を開催する体制を構築。

- ・平城宮跡安全・安心連絡協議会

構成資産のひとつである「平城宮跡」の保全管理のため、地元関係団体・機関で平成 21 年度から組織。通常年 2 回の会議や、巡視、清掃活動等を実施。

10. 保護措置

- ・奈良市屋外広告物条例制定（県からの権限移譲に伴い制定、平成 14 年施行、その際に資産・緩衝地帯・歴史的環境調整区域の範囲を禁止地域に指定）
- ・奈良市景観計画策定（平成 22 年策定、平成 28 年改正、令和 4 年改正）
- ・奈良市都市景観条例をなら・まほろば景観まちづくり条例に改正（平成 22 年施行、元興寺周辺の緩衝地帯及び西の京・平城宮跡間の歴史的環境調整区域を景観形成重点地区に指定、平成 28 年に地区拡大・追加を行い、薬師寺周辺の緩衝地帯等を指定）

- ・奈良市眺望景観保全活用計画策定（平成 24 年）
- ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定（平成 27 年）

1 1. 予算措置

年度	奈良市	奈良県	合計（千円）
R07	78,000	680,255	758,255
R06	130,160	1,847,770	1,977,930
R05	124,200	1,749,274	1,873,474
R04	68,000	72,747	140,747
R03	68,000	43,535	111,535

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

- ・文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）
令和 6 年度から採択。
令和 7 年度は、特別ゲストを交えた歴史文化講座や現地体験プログラム、演劇参加型体験イベント、国内各地でパネル展などを実施。

1 3. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

該当なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

1 4. 文化観光に関する状況

年度	来訪者数（人）
R06	14,870,000
R05	12,199,000
R04	9,294,000
R03	7,349,000
R02	7,242,000

※R7年は集計中 市内観光客総数により算出(出典:奈良市観光入込客数調査報告)

課題について

- ・経済、社会・文化、環境面における観光の影響を継続的にモニタリングし、把握する仕組みがない。
- ・観光による負荷（オーバーツーリズム関連の課題等）軽減のための必要な措置が取られていない。
- ・歴史遺産等の観光資源について観光客がより魅力を感じられるようにわかりやすく伝える必要がある。

取組について

- ・奈良公園事務所において立入禁止区域の巡視、来訪者への呼びかけ及び指導を実施している。
- ・奈良市「持続可能な観光」アクションプラン策定（令和7年3月）

15. 地域コミュニティの参画

- ・（一社）平城宮跡保存協力会
平城宮跡管理事務所等業務、散策マップ作成、イベント時の巡回案内、美化清掃、売店事業により平城宮跡の保存・管理・活用に寄与。
- ・（特非）なら・観光ボランティアガイドの会
世界遺産を中心に奈良市内をガイド。朱雀門と東院庭園において平城宮跡定点ガイドを実施。
- ・平城宮跡解説ボランティア
平城宮跡の案内及び解説。定点ガイド（平城宮跡資料館、遺構展示館、朱雀門、東院庭園、第一次大極殿、平城宮いざない館）とツアーガイドを実施。
- ・（特非）平城宮跡サポートネットワーク
環境事業（クリーン活動、バリアフリーや防犯・防火等の安全問題の提言と巡視活動）、教育・文化事業（講演会等、学校への出前教室）、広報・企画事業（会報発行、ホームページの発信）を実施。
- ・春日山原始林を未来へつなぐ会
春日山原始林の保全再生に係る、調査・研究・広報、実作業の実施、普及啓発・教育、関係機関・団体との交流等。
- ・「古都奈良の文化財」を守り伝えるプロジェクト実行委員会
複数の民間団体で構成。文化庁地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産）を活用し、令和10年の世界遺産登録30周年に向けて、講演会やパネル展等の普及啓発事業を実施。

16. 有形と無形とのシナジー

- ・構成資産となっている社寺の建造物は奈良時代から続く宗教活動の場として活用されており、現在も多くの参拝者が訪れ、様々な年中行事が行われている。

17. 計画における位置づけ

歴史的風致維持向上計画において、各構成資産を以下の歴史的風致を形成する建造物として位置付けている。

- ・古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致（p53～89）
- ・民間信仰にみる歴史的風致（p118～129）

- ・社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致 (p130～139)
- ・平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致 (p152～158)
- ・奈良公園にみる歴史的風致 (p159～179)

18. 経済的側面に関する事項

入場料 ※いずれも大人個人料金のみ記載

【A 東大寺】

- ・法華堂 800 円
- ・金堂・廻廊 800 円
- ・東大寺ミュージアム 800 円

【B 興福寺】

- ・東金堂 500 円
- ・国宝館 900 円

【C 春日大社】

- ・本社本殿 700 円
- ・国宝殿 700 円
- ・萬葉植物園 700 円

【E 元興寺】

- ・伽藍 700 円

【F 薬師寺】

- ・伽藍 1,000 円

【G 唐招提寺】

- ・伽藍 1,000 円
- ・新宝蔵 200 円

C. その他

19. その他

- ①令和7年度に実施または令和8年度に予定されている世界遺産に関するシンポジウムや式典、協議会、検討会等
 - ・日時：令和7年12月7日、
 - 主催：奈良市観光協会、奈良市協力
 - 題目：「世界遺産『古都奈良の文化財』シンポジウム
 - 会場：奈良春日野国際フォーラム薨（奈良市）
- ②周辺地域での開発行為・計画等
 - ・大和北道路建設計画

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

にっこう しゃじ
日光の社寺

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

とちぎけん にっこうし
栃木県日光市

3. 記載年

1999年

4. 評価基準

(i) (iv) (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡、建造物群

文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

3. 1 建造物と開発

3. 1. 4 主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ

周囲に宿泊施設が整備されている。

3. 1. 5 普及と来訪を促す施設

平成22年度に日光市サイン計画により案内標識が設置済である。

3. 2 輸送インフラ

3. 2. 1 地上輸送インフラ

周囲に市営駐車場及び民営駐車場を整備している。

3. 3 公共施設

3. 3. 1 水インフラ

資産所有者により水道施設が整備されている。

3. 3. 2 再生可能エネルギー施設

資産所有者により水力発電施設が整備されている。

3. 7 物理的構造に影響を与える現地状況

- 3. 7. 2 相対湿度
高湿度による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
- 3. 7. 4 放射線／光
直射日光による外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
- 3. 7. 7 害虫
シバンムシ類による建築物への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
- 3. 7. 8 微生物
カビ類による内外装への影響がある。
定期的な保存修理を実施している。
- 3. 8 遺産の社会的／文化的活用
 - 3. 8. 1 儀式的／精神的／宗教的及び共同活用
所有者の宗教法人により祭礼等が継続的に実施されている。
- 3. 9 その他の人間活動
 - 3. 9. 2 遺産の意図的な破壊
落書き等の人的被害が懸念される。
所有者による定期的なパトロールを実施している。
- 3. 10 気候変動と天災
 - 3. 10. 1 暴風
落雷による周辺森林への被害が懸念される。
避雷針等の防雷施設を整備している。
- 3. 11
 - 3. 11. 2 地震
地震の発生時の被害が懸念される。
定期的な保存修理を実施している。
 - 3. 11. 6 火災
落雷による火災の発生が懸念される。
避雷針等の防雷施設を整備している。
- 3. 13 管理上及び制度上の要因
 - 3. 13. 3 管理活動
温湿度、風向速、雨量を定期的に観測している。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

予定なし

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- ・1999年（平成11年）3月『史跡日光山内 保存管理計画』策定

- ・ 2013年（平成25年）3月『史跡日光山内 整備活用計画』策定
- ・ 2025年（令和7年）『史跡日光山内 保存活用計画』策定
（2026年（令和8年）文化庁認定）

9. 保存管理体制の状況

栃木県生活文化スポーツ部 文化振興課
日光市教育委員会事務局 文化財課
「史跡 日光山内」保存・活用協議会

10. 保護措置

- ・ 2008年（平成20年）登録資産全域と、緩衝地帯の一部を日光市景観条例による景観計画重点区域に指定
- ・ 2013年（平成25年）3月『史跡日光山内 整備活用計画』策定
- ・ 2025年（令和7年）3月『史跡日光山内 保存活用計画』策定

11. 予算措置

（日光市）

- ・ 令和 7年度 2, 915千円
- ・ 令和 6年度 17, 924千円
- ・ 令和 5年度 1, 782千円
- ・ 令和 4年度 1, 178千円
- ・ 令和 3年度 1, 022千円
- ・ 令和 2年度 1, 022千円

（栃木県）

- ・ 令和 7年度 2, 909千円
- ・ 令和 6年度 2, 909千円
- ・ 令和 5年度 2, 909千円
- ・ 令和 4年度 2, 909千円
- ・ 令和 3年度 2, 850千円
- ・ 令和 2年度 2, 850千円
- ・ 平成31（令和元）年度 2, 850千円

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）

建造物保存修理

- ・ 二荒山神社 114, 000千円
重要文化財 二荒山神社 神輿舎及び中宮祠拝殿建造物保存修理事業
※世界遺産のエリア外の中宮祠拝殿保存修理を含む
- ・ 東照宮 135, 000千円

- 国宝 東照宮東西透塀ほか6棟 保存修理事業
- ・ 輪王寺 145,000千円
- 重要文化財 輪王寺慈眼堂拝殿ほか4棟建造物保存修理事業
(選定保存技術建造物彩色・建造物漆塗文化財保存技術(伝承)団体)
- ・ 公益財団法人 日光社寺文化財保存会 11,000千円

13. 国庫補助金(文化庁関係を除く)の活用状況

文化庁以外の補助金の活用実績はなし。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

- ・ 令和 7年度 2,871千人
- ・ 令和 6年度 2,984千人
- ・ 令和 5年度 2,785千人
- ・ 令和 4年度 2,034千人
- ・ 令和 3年度 1,616千人

15. 地域コミュニティの参画

- ・ 日光ユネスコ協会と連携し、世界遺産の環境保全(大気汚染対策)の観点から、史跡指定地内外において窒素酸化物(NOx)調査を年3回継続して実施している(市内高校生の参加による普及啓発を含む)。
- ・ 文化財防火デー(毎年1月26日)等において、二社一寺・日光社寺文化財保存会・日光社寺共同事務所・周辺自治会・殿堂案内組合・消防署・消防団・警察等が参加する合同防火訓練を継続実施し、地域一体で防災体制を維持している。

16. 有形と無形とのシナジー

- ・ 世界遺産「日光の社寺」は、二社一寺が現在も宗教活動を継続する「生きた宗教空間」であり、弥生祭、東照宮大祭(流鏝馬神事・渡御祭等)、輪王寺の強飯式等の祭礼・儀礼(無形)が、社殿・参道等の有形資産を本来の機能の下で活用し、価値理解と継承意識の醸成に寄与している。
- ・ 日光社寺文化財保存会による計画的な保存修理と伝統技術(ユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技」(建造物漆塗・彩色))の継承が、有形資産の保存を支えており、修理に関する情報提供・普及啓発を通じて来訪者の理解促進を図っている。

17. 計画における位置づけ

- ・ 現在策定中の、日光市文化財保存活用地域計画(令和10年度策定)に記載予定

18. 経済的側面に関する事項

(拝観料)

- ・日光二荒山神社：
 - 神苑拝観料【大人300円／小・中・高生100円】
 - 神橋渡橋料【大人300円／高校生200円／小・中学生100円】
- ・日光東照宮：
 - 社殿拝観券【高校生以上1,600円／小・中学生550円】
 - ※2024年4月 拝観料改訂
 - 変更前：高校生以上1,300円／小・中学生450円
 - 宝物館【高校生以上800円／小・中学生400円】
 - 美術館【高校生以上800円／小・中学生400円】
- ・日光山輪王寺：
 - 三仏堂【高校生以上400円／小・中学生200円】
 - 大猷院霊廟【高校生以上550円／小・中学生250円】
 - 逍遙園・宝物殿【高校生以上300円／小中学生100円】

(高付加価値化・収益化への工夫)

- ・史跡・建造物群や宗教儀礼・祭礼などを活かしたガイドツアーやイベントなどを、行政や二社一寺、観光協会、関係団体、民間事業者等が実施し、滞在時間の延伸と周辺消費の拡大を図っている。
- ・建造物の保存修理に関する情報提供を行い、保存の必要性への理解促進と支援意識の醸成に努めている。

C. その他

19. その他

「史跡日光山内」保存・活用協議会 開催予定（日光市主催）

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

りゅうきゅうおうこく およ かんれんいさんぐん
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

おきなわけんくがみぐんなきじんそん なかがみぐんよみたんそん し なかがみぐんきたなかくすくそん なかがみぐん
沖縄県国頭郡今帰仁村、中頭郡読谷村、うるま市、中頭郡北中城村、中頭郡

なかくすくそん なはし なんじょうし
中城村、那覇市、南城市

3. 記載年

2000年12月2日

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

文化遺産 記念工作物
遺 跡
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

<今帰仁村>

・3.1 建造物と開発

景観保全地区において民間開発の影響を受ける可能性があったため、内閣府事業を活用し、景観保全地区の私有地を用地取得、遊歩道等の整備を行うことで、景観を守りつつ一帯の集客を促進する（世界遺産今帰仁城跡周辺整備事業）。

<座喜味城跡>

・3.9.2 遺産の意図的な破壊

座喜味城跡では一部の城壁上へ登って周囲の景観を見渡すことができるが、立入禁止区域内に無断で立ち入り、石を投げ落とす行為が散見される。

来訪者に危険が及ぶ可能性があることから、上記の対応として、防犯カメラの設置を検討中である。

<勝連城跡>

・3.1.3 工業地帯

バッファゾーン外に隣接する工業地帯の高さ制限が無くなることが予想され、周辺の景観に影響を与える可能性がある。

・3.9.3 軍事演習

勝連城跡上空を在日米軍基地所在のヘリコプターが飛行する。

・3.11.6 火災

史跡内に建造物はないが、森林に囲まれているため、失火の恐れがある。数年に一度、消火訓練は実施している。防災計画の策定の必要性を感じている。

・3.12.2 侵略的/外来の陸生生物

アフリカマイマイの大量発生

<中城城跡>

・3.13.3 管理活動

中城村では平成28年度に解体した一の郭北側城壁の積直しを実施。令和8年度も引き続き同箇所を予定。

・3.1.2 商業開発

北中城村では「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」として、農業・福祉・観光・教育等を実践する複合施設の基本計画に基づく事業が計画されている。同計画に伴う医療福祉施設の移設が予定されており、遺産影響評価（HIA）を実施予定である。

・3.1 建造物と開発（都市公園建設）

県営中城公園の整備事業が推進中。中城公園の整備促進に関する連絡会議において沖縄県、北中城村、中城村の3者で協議を行い、情報の共有を図っていく予定である。

<首里城跡>

・3.13.3 管理活動

沖縄県教育庁文化財課では令和4年度～令和13年度にかけて、首里城跡外郭城壁の櫓の修復（歓会門・久慶門・継世門）、外郭城壁の変状調査、外郭城壁の積直しを計画。令和7年度は歓会門櫓、外郭城壁の変状調査を実施。

・3.14 その他の要因

見学用の首里城正殿基壇遺構に塩類析出とそれに伴う遺構の劣化が見られたため、温湿度や目視等によるモニタリングを実施している。管理等に関して文化庁、沖縄県教育庁文化財課、国営沖縄記念公園首里出張所とで連携しながら対応する。

<玉陵>
特になし

<識名園>
特になし

<園比屋武御嶽石門>
特になし

<齋場御嶽>

・ 3. 8. 6 観光／来訪者／レクリエーションの影響

観光客等の来訪により、石畳参道の摩耗、剥離等が発生し、都度、補修を行っている。また、来訪者等の踏圧により参道脇土面の硬化が生じている。

・ 3. 10. 7 その他の気候変動による影響

自然災害(台風・大雨等)の影響による御嶽内の土砂流出が顕著であり、土砂流出部を土のう袋で補填しているため景観の悪化も招いている。これらの対策として令和7年度より御嶽内排水整備工事を実施している(令和8年度完了予定)。排水基盤の整備により土砂流出の防止、土のう袋を撤去し基盤層上部にサンゴ砂利を敷き詰めたことで景観の向上に寄与している。

・ 3. 11 生態学的あるいは地学的な突然の出来事(自然災害)

近年、御嶽内の琉球石灰岩岩盤について、樹木の根上がり等を原因とする落石が発生しており、立入防止柵の設置や来訪者への注意喚起を促している。令和7に岩盤等の安定性を検討するための物理・力学試験を実施し、これら成果を基に対策を検討していく。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

どの資産も策定なし

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

<琉球王国のグスク及び関連遺産群>

包括的保存管理計画(平成25年3月策定)

<今帰仁城跡> 保存管理計画(平成25年3月策定)
保存活用計画(令和8年度から策定着手)

<座喜味城跡> 保存活用計画(令和2年3月策定)

<勝連城跡> 保存管理計画(平成28年3月策定)
保存活用計画(令和8年度から策定着手)

- <中城城跡> 保存活用計画（令和6年3月策定）
- <首里城跡> 未策定
- <玉陵> 未策定
- <識名園> 保存活用計画（令和7年3月策定）
- <斎場御嶽> 保存活用計画（平成30年3月策定）

9. 保存管理体制の状況

凡例 ①県・市村における担当部局の設置、部局間連携会議の設置等

②専門家／有識者による委員会

③その他関係機関

<琉球王国のグスク及び関連遺産群>

①沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会

②沖縄県世界文化遺産保存活用学術委員会

保全生態学、建築学、文化的景観、考古学、琉球史、観光政策関連の有識者で構成。

<今帰仁村>

①今帰仁村教育委員会社会教育課文化財係

②今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会

考古学、歴史学、地理学、建築学、史跡整備、地域観光の有識者で構成し、保存管理や整備等について検討。令和7年度は2回、会議を開催。

<座喜味城跡>

①読谷村教育委員会文化振興課

②読谷村文化財保護委員会

考古学、民俗学、芸能、自然の専門家で構成した村内文化財の保護に関する委員会で、年に1回会議を開催。

<勝連城跡>

①うるま市教育委員会社会教育部文化課

②勝連城跡整備委員会

考古学、近世歴史学、岩盤工学の専門家で構成し、保存管理について検討。令和7年度は3回会議を開催、例年は年に2回程度。

<中城城跡>

①中城村教育委員会生涯学習課、北中城村教育委員会生涯学習課、中城城跡共同管理協議会（中城村・北中城村で構成）

②中城城跡整備委員会

考古学、歴史学、造園学の専門家で構成し、保存管理や整備について検討。
令和7年度は4回会議を開催、例年は年に2回程度。

<首里城跡>

- ①沖縄県土木建築部都市公園課、沖縄県教育庁文化財課
- ②首里城復元に向けた技術的検討委員会（沖縄総合事務局 設置）
首里城正殿等の復元に向けた技術的検討を行う。地下遺構の保護を前提に設計・施工を行うこととし、現況の保護措置について報告。
- ②首里城公園管理体制構築検討委員会
令和3年度から公園計画や防災等の有識者で構成し、令和7年度は会議を2回開催。

<玉陵>

- ①那覇市市民文化部文化財課
- ②那覇市文化財調査審議会
考古学、歴史学、近現代史、民俗学、造園、建造物、美術工芸、天然記念物等の専門家で構成し、保全と整備について検討。会議は年に2回程度開催。

<識名園>

- ①那覇市市民文化部文化財課
- ②那覇市文化財調査審議会
近現代史、考古学、歴史学、民俗学、造園、建造物、美術工芸、天然記念物等の専門家で構成し、保全と整備について検討。会議は年に2回程度開催。
- ②識名園保存活用整備部会
考古学、歴史学、造園史、建造物、樹木、芸能の専門家で構成し、保全と整備について検討。会議は年に2回程度開催。

<園比屋武御嶽石門>

- ①那覇市市民文化部文化財課
- ②那覇市文化財調査審議会
考古学、歴史学、近現代史、民俗学、造園、建造物、美術工芸、天然記念物等の専門家で構成し、保全と整備について検討。会議は年に2回程度開催。

<斎場御嶽>

- ①南城市教育委員会文化課
- ②斎場御嶽整備委員会
保全生態学、考古学、民俗学、地盤工学の専門家で構成し、史跡整備と保全について検討。令和7年度は2回、会議を開催。
- ③DMO なんじょう株式会社（指定管理による管理・保全、資産の清掃活動）

※令和8年4月1日より市観光協会が組織改編。

10. 保護措置

<今帰仁村>

- ・「今帰仁村景観条例」 平成25年3月27日
- ・「今帰仁村景観条例施工規則」 平成25年8月19日

<座喜味城跡>

- ・「読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例施行規則」 平成13年7月23日、改正平成21年3月31日
- ・「読谷村景観条例」平成21年3月31日
- ・「読谷村景観地区条例」平成29年4月1日

<勝連城跡>

- ・「勝連城跡の環境保全に関する条例」 平成17年4月1日制定
範囲－勝連城跡一帯
- ・「勝連城跡の環境保全に関する条例施行規則」 平成17年4月1日制定
範囲－沖縄県うるま市勝連南風原助加屋、御段、外当、樋川、上原、釜尻、予備の一部地域及び元島の全域
- ・「うるま市景観条例」 平成23年3月18日
- ・「うるま市景観条例施行規則」 平成23年6月21日

<中城城跡>

- ・「中城村景観条例」平成27年7月1日施行
景観形成重点地区（中城城跡周辺地区）として設定されており、建築物・工作物等の開発行為には届出が必要となる。
- ・「北中城村全村植物公苑づくり条例」（平成10年9月30日施行、平成29年3月28日改正）及び「北中城村景観計画」（平成29年5月17日告示）により開発行為の事前届出が必要となった。

<首里城跡>

- ・「那覇市都市景観条例」平成25年4月1日施行

<玉陵>

- ・「那覇市都市景観条例」平成25年4月1日施行

<識名園>

特になし

<園比屋武御嶽石門>

- ・「那覇市都市景観条例」平成 25 年 4 月 1 日施行

<斎場御嶽>

歴史文化基本構想の中で、「琉球の信仰世界を語る上で重要な資源」と位置付け、資源の劣化や環境の悪化を食い止める利用管理を強化するとした。保存活用計画の中でも保護の方針を定め、要素ごとの保護策を提示している。

- ・「南城市市土保全条例」（平成 18 年 1 月 1 日制定 平成 22 年 10 月 15 日廃止）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「南城市開発事業手続条例」（平成 22 年 10 月 15 日制定）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」（平成 21 年 12 月 24 日制定）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「南城市景観まちづくり条例」（平成 25 年 12 月 20 日制定）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「南城市都市計画マスタープラン」（平成 21 年 11 月策定）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「南城市景観まちづくり計画」（平成 24 年 3 月策定）斎場御嶽及び周辺地区
- ・「世界遺産斎場御嶽周辺エリア景観形成基本計画」（令和 2 年 2 月策定）

1 1. 予算措置

<今帰仁城跡（今帰仁村）>

令和 3 年度	29,903 千円	令和 4 年度	13,068 千円
令和 5 年度	9,582 千円	令和 6 年度	17,379 千円
令和 7 年度	3,574 千円		

<座喜味城跡（読谷村）>

令和 3 年度	17,663 千円	令和 4 年度	260 千円
令和 5 年度	464 千円	令和 6 年度	464 千円
令和 7 年度	464 千円		

<勝連城跡（うるま市）>

令和 3 年度	35,693 千円	令和 4 年度	33,893 千円
令和 5 年度	12,000 千円	令和 6 年度	25,200 千円
令和 7 年度	39,882 千円		

<中城城跡>

(中城村・北中城村・管理運営費)

令和3年度	19,416千円	令和4年度	30,821千円
令和5年度	30,516千円	令和6年度	33,188千円
令和7年度	55,490千円		

(中城村・史跡整備費)

令和3年度	48,367千円	令和4年度	54,957千円
令和5年度	46,128千円	令和6年度	36,931千円
令和7年度	34,182千円		

<首里城跡>

(内閣府整備・維持事業費)

令和3年度	4,374,779千円	令和4年度	4,952,000千円
令和5年度	4,741,000千円	令和6年度	4,911,000千円
令和7年度	4,995,043千円		

※上記は海洋博覧会地区分を含む国営沖縄記念公園全体の予算額であり、首里城地区の整備費、維持管理費を内数として含んでいます。

(沖縄県教育庁文化財課)

令和4年度	10,742千円	令和5年度	14,807千円
令和6年度	27,069千円	令和7年度	64,518千円

(沖縄県土木建築部首里城復興課・整備費)

令和3年度	19,061千円	令和4年度	31,878千円
令和5年度	57,528千円	令和6年度	215,454千円
令和7年度	474,852千円		

<玉陵(那覇市)>

令和3年度	36,199千円	令和4年度	38,013千円
令和5年度	36,059千円	令和6年度	44,327千円
令和7年度	47,708千円		

<識名園(那覇市)>

令和3年度	48,536千円	令和4年度	53,225千円
令和5年度	51,522千円	令和6年度	64,467千円
令和7年度	66,731千円		

<園比屋武御嶽石門>

なし

<斎場御嶽(南城市)>

令和3年度	7,674千円	令和4年度	15,953千円
令和5年度	6,971千円	令和6年度	22,340千円
令和7年度	54,084千円		

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

<今帰仁村>

補助名：史 今帰仁城跡附シイナ城跡歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

事業内容：世界遺産内に説明サインを設置

<座喜味城跡>

なし

<勝連城跡>

補助名：史 勝連城跡歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

事業内容：史跡整備に伴う発掘調査及び史跡整備工事

<中城城跡>

補助名：史 中城城跡歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（中城村）

事業内容：城壁の修復工事、発掘調査

<首里城跡>

なし

<玉陵>

なし

<識名園>

補助名：特名 識名園 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

事業内容：識名園整備基本計画を策定

<園比屋武御嶽石門>

なし

<斎場御嶽>

補助名：史、名 斎場御嶽歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

事業内容：排水整備工事、土質及び地質の物理・力学試験

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

<今帰仁村>

- ①補助名：沖縄振興特別推進交付金、今帰仁城跡ガイド強化事業
事業内容：今帰仁城跡のガイド業務を委託
- ②補助名：沖縄振興特別推進交付金、観光地安全強化事業
事業内容：今帰仁城跡の繁忙期に交通誘導員を配置
- ③補助名：沖縄振興特別推進交付金、環境保全美化推進事業
事業内容：今帰仁城跡等の環境美化に係る業務等
- ④補助名：沖縄振興特定事業推進費市町村交付金、世界遺産今帰仁城跡周辺整備事業
事業内容：今帰仁城跡周辺整備に係る実施設計を委託

<座喜味城跡>

なし

<勝連城跡>

- 補助名：沖縄振興特別推進交付金、勝連城周辺文化観光拠点整備事業
事業内容：城壁の外からの眺望を向上させるための樹木伐採

<中城城跡>

なし

<首里城跡>

(沖縄県教育庁文化財課)

- 補助名：沖縄振興特別推進交付金、首里城復興事業
事業内容：外郭通用門の修復及び外郭石垣の変状調査

<玉陵>

なし

<識名園>

なし

<園比屋武御嶽石門>

なし

<斎場御嶽>

なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

< 9 資産合計 >

令和3年	779,895人
令和4年	1,389,734人
令和5年	2,286,377人
令和6年	2,525,287人
令和7年	2,645,220人

< 今帰仁城跡 >

令和3年	83,460人
令和4年	120,817人
令和5年	181,365人
令和6年	193,937人
令和7年	190,752人

< 座喜味城跡 >

令和3年	72,660人
令和4年	111,820人
令和5年	157,887人
令和6年	147,450人
令和7年	134,422人

(R6年は集計機器の故障期間有)

< 勝連城跡 >

令和3年	66,483人
令和4年	68,708人
令和5年	97,196人
令和6年	106,928人
令和7年	107,808人

< 中城城跡 >

令和3年	33,850人
令和4年	73,014人
令和5年	94,698人
令和6年	102,015人
令和7年	92,492人

< 玉陵 >

令和3年	47,732人
令和4年	41,560人
令和5年	61,743人
令和6年	58,525人
令和7年	64,053人

< 識名園 >

令和3年	63,276人
令和4年	42,584人
令和5年	78,263人
令和6年	74,738人
令和7年	75,017人

< 首里城跡・園比屋武御嶽石門 >

令和3年	324,658人
令和4年	738,088人
令和5年	1,368,153人
令和6年	1,607,312人
令和7年	1,764,118人

< 斎場御嶽 >

令和3年	87,776人
令和4年	193,143人
令和5年	263,285人
令和6年	234,382人
令和7年	216,558人

15. 地域コミュニティの参画

<今帰仁村>

- ・地元、今泊集落による城内清掃。

<座喜味城跡>

特になし

<勝連城跡>

特になし

<中城城跡>

- ・グスクの歴史等の説明を希望する来城者に対して、中城・北中城村民を中心としたボランティアガイド「グスクの会」による案内を実施（事前予約制）。
- ・中城村内の小学校（私立含む）において、地域の歴史学習（私立は総合学習）で中城城跡の現地見学会を実施。

<首里城跡>

- ・2020年から毎年10月31日に行われている「首里城工事エリア全体消防実地訓練」では、地元住民で構成される消防団が取組に参加している。

<玉陵>

- ・首里高校生のボランティア清掃。

<識名園>

- ・地域団体「識名園友遊会」の活動発表会（年1回）。

<園比屋武御嶽石門>

特になし

<斎場御嶽>

- ・斎場御嶽関係事業のワークショップへの参加。
- ・市内ガイド団体によるガイドの実施（申込制・有償）。

16. 有形と無形とのシナジー

<今帰仁村>

特になし

<座喜味城跡>

特になし

<勝連城跡>

- ・跡内において、無形民俗文化財である沖縄の伝統獅子舞が集う、第37回全島獅子舞フェスティバルを開催。

<中城城跡>

- ・地域行事の「わかてだを見る集い」において中城城跡城郭東側広場で両村の文化協会が伝統芸能を披露する。
- ・平成29年までは、城内にて北中城村青年エイサー祭を開催。

<首里城跡>

- ・正月三が日には琉球王国時代の正月儀式を再現した「新春の宴」を開催し、御座楽や琉球芸能が披露された。
- ・首里城復興祭では、琉球王国の安寧と五穀豊穡を祈念する「三ヶ寺詣行幸」を再現した「古式行列」を実施。
- ・11月1日の「泡盛の日」に合わせて琉球泡盛の魅力発信のイベントを開催。
- ・首里杜まちづくり協議会において、歴史文化資源等の整備優先度を検討するため、地域住民意向の調査を実施。

<玉陵>

特になし

<識名園>

地域団体「識名園友遊会」の活動発表会(年1回)

<園比屋武御嶽石門>

特になし

<斎場御嶽>

- ・市民参加による「御新下り※1」行列再現イベントの実施(資産周辺)。
※1 琉球王国の最高神職である聞得大君の就任儀式のこと。

17. 計画における位置づけ

<今帰仁村>

特になし

<座喜味城跡>

特になし

<勝連城跡>

うるま市文化財保存活用地域計画（令和6年7月策定）pp76-pp82

<中城城跡>

特になし

<首里城跡>

特になし

<玉陵>

特になし

<識名園>

特になし

<園比屋武御嶽石門>

特になし

<斎場御嶽>

南城市歴史文化基本構想・保存活用計画 p 74～79

18. 経済的側面に関する事項

<今帰仁村>

今帰仁村在住の方は身分証明書確認で無料。

令和7年9月1日から入場料改定。

改訂前：大人 600 円（団体 480 円）、中高生 450 円（団体 360 円）、小学生以下無料 ※団体は 10 名以上。

改訂後：大人：個人 1,000 円（団体 800 円）、中高生 500 円（団体 400 円）、小学生以下無料 ※団体は 10 名以上。

<座喜味城跡>

無料

<勝連城跡>

入場料：大人 850 円（団体 680 円）、小人 550 円（団体 440 円） ※団体は 20 名以上

収益に関して特になし

<中城城跡>

令和5年4月29日から中城村民及び北中城村民が同伴する全ての方は無料。
令和7年4月1日から大人入場料400円を500円へ改定。

入場料：大人500円（団体400円）、中高生300円（団体200円）、小学生
200円（100円） ※団体は20名以上

年間パスポート：大人1,000円、中高生700円、小学生500円

<首里城跡>

入場料（有料公開エリア）：大人400円、高校生300円、小中学生160円

<玉陵>

入場料：大人300円、中学生以下150円

<識名園>

入場料：大人400円、中学生以下200円

<園比屋武御嶽石門>

無料

<斎場御嶽>

入場料：大人300円、小中学生150円、団体（大人20名以上）200円、6歳
以下無料

C. その他

19. その他

<勝連城跡>

令和8年度も城内において、全島獅子舞フェスティバルを開催予定。

<斎場御嶽>

令和8年度実施の排水整備工事に伴い、令和8年7月より一部区域、令和
8年11月より御嶽内全区域の立入制限を実施予定。（令和9年1月初頭まで）

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

きいさんち れいじょう さんけいみち
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

みえけん おわせし くまのし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう
三重県 尾鷲市 熊野市 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう くるたきむら てんかわむら のせがわむら とつかわむら
奈良県 五條市 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村

しもきたやまむら かみきたやまむら かわかみむら
下北山村 上北山村 川上村

わかやまけん はしもとし たなべし しんぐうし かつらぎちょう くどやまちょう こうやちょう
和歌山県 橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 九度山町 高野町

しらはまちょう かみとんだちょう すさみちょう なちかつうらちょう くしもとちょう
白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 串本町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

■開発、輸送インフラ、公共施設

(三重県)

- ・史跡 熊野参詣道（伊勢路）の八鬼山道の近くに所在した火力発電所が廃止されたことで、鉄塔や石油タンク群、発電施設が撤去され、この跡地には、広域ごみ処理施設の建設が進められている。世界遺産への影響を軽減するため、施設の外観等が周辺景観に対して、より配慮したものとなるよう関係機関と協議を重ねた。今後も継続して、事業の進捗状況を確認していく。（尾鷲市）

(和歌山県)

- ・令和元年に施工された、史跡 熊野三山及び史跡 熊野参詣道（中辺路）に近接する地点における開発事案について、モニタリングを継続して実施。これまでのところ、許可条件とした修景行為（植栽）の劣化等は見られず、資産への影響は軽微の状態である。引き続き、モニタリングを実施する。（田辺市）
- ・史跡 熊野三山において社叢林の一部伐採・整備の計画が検討されている。資産への影響を考慮し、関係機関と連携の上、慎重に協議・調整を図っている。（新宮市）
- ・史跡 熊野参詣道（中辺路）の小雲取越沿いの老朽化した休憩施設（東屋）について、来訪者が安全に利用できるよう修理した。（新宮市）
- ・令和7年度から、史跡 高野参詣道より約2.0km及び史跡 丹生都比売神社境内より約1.5kmのバッファゾーン外において太陽光発電施設が施工中である。遺産影響評価を行い、登録資産から視認できないよう遮蔽措置を実施予定である。（かつらぎ町）
- ・史跡 熊野参詣道（中辺路）に隣接する土地にて、周辺景観への影響を考慮し関係各所と調整したうえで、神社職員寮が建設されている。（那智勝浦町）
- ・史跡 熊野参詣道（大辺路）の新田平見道近くで行っている自動車道の工事に伴い、バッファゾーン内での新たな工事要望があった。工事実施者である紀南河川国道事務所より町、県への相談があり、資産に影響を与えないよう実施することを依頼。（串本町）
- ・史跡 熊野参詣道（大辺路）の富山平見道の資産隣接地の法面が雨等の影響で土が流れており、資産に影響が広がらないよう、現地の石を用いて景観に配慮しつつ石積みを設置。（串本町）

■気候変動と天災。生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）

(三重県)

- ・史跡 熊野参詣道（伊勢路）の八鬼山道にかかる木橋（第二橋）の更新工事を実施した。木橋の更新により、参詣道を安全に通行することができ、道の管理についても継続して実施できるようになった。（尾鷲市）

(奈良県)

- ・平成23年9月の台風12号の豪雨以降、史跡 大峯奥駈道の自然崩落が徐々に進行している。
関係の団体・機関等とともに随時実地調査を行い、損壊状況を把握するとともに、修理、対応等の方法についての協議を継続している。（五條市）
- ・火災への対策
令和7年1月に消防訓練を実施。
- ・台風等による史跡 大峯奥駈道の被災（道路脇の崩落や付近の崩土が道を覆う

など) 通行には問題がない程度に土砂の除去等は完了している。今後、経過観察が必要。(以上、吉野町)

- ・大雨や台風による古道内の崩壊、決壊等の自然災害
被害発生が予想される時は、状況を把握し、通行制限等の対策を取りながら整備を実施している。年間で古道整備を村民に委託し、安全な通行のため倒木処理や、草刈り等整備を行っている。(野迫川村)
- ・令和5年4月15日に発生した史跡 大峯奥駟道範囲内の玉置神社境内石垣の一部が崩落
土嚢やブルーシートによる応急措置を継続している。(十津川村)
- ・台風、強風による倒木、根起き等
倒木の撤去を実施。パトロールも計画(上北山村・川上村)

(和歌山県)

- ・平成23年9月の台風12号による影響で通行止めとなっていた、史跡 熊野参詣道(中辺路)の仲人茶屋跡から蛇形地蔵間について、復旧作業が完了し、令和7年10月1日より通行止め解除となった。(田辺市)
- ・令和6年3月の豪雨により、史跡 高野参詣道(町石道)の32町石から33町石間が通行止めとなっていたが、復旧工事が完了し、令和7年10月18日より通行止め解除となり、全区間歩行可能となった。(高野町)

■社会的・文化的活用、管理要因・保存修理措置・調査活動等

(奈良県)

- ・遭難、死亡事故の多発
令和7年度には、報道ベースで12件の遭難事故が発生し、うち5名の死亡、4名の負傷が報告されており、年々増加傾向にある。遭難地点や危険箇所については、環境省や自治体、民間団体などと情報共有を図っている。国立公園を管轄する環境省や、地元自治体と連携し、対策を協議中。危険箇所の応急処置などは環境省や民間団体が対応し、対応状況について情報共有している。(奈良県該当地域全域)
- ・国宝 金峯山寺二王門の解体修理
文化財保護法に基づく現状変更の手続きを経て、令和2年度～令和10年度の予定で工事実施中。
- ・緩衝地帯内の金峯山寺境内における境内整備
環境省の現状変更手続、H I Aのスクーリングを経たうえで、実施している。
(以上、吉野町)
- ・構成資産に隣接する緩衝地帯であり、天然記念物 オオヤマレンゲの自生地を鹿などからの食害から保護するための防護柵の設置を行っている。
オオヤマレンゲは史跡 大峯奥崖道の構成資産の1つでもあり、文化庁及び環境省への現状変更、H I Aのスクーリングを経て実施。今後も、環境省吉野管

理事務所と連絡をとり、作業を進めていく予定。(天川村)

- ・重要文化財・玉置神社社務所及び台所建造物保存修理事業
文化財保護法に基づく現状変更の手続きを経て工事を実施している。(十津川村)
- ・登山者のケガ、滑落及び遭難の防止
登山道への階段、手すり等の設置(上北山村)
- ・史跡 大峯奥駈道の状況調査
民間団体「山足鳥」と川上村、上北山村、下北山村において情報共有の広域連携を令和5年度に立ち上げ継続中。(川上村)

(和歌山県)

- ・登録資産(参詣道)周辺の山林(緩衝地帯)について、「熊野古道の森を守り育む未来基金」を平成29年に創設し、山林等の購入、間伐などによる適正な森林整備、維持管理を継続。(田辺市)
- ・史跡 熊野参詣道(中辺路)の稲葉根王子跡及び八上王子跡の社殿近くの危険木について、事前に県・国の許可を得ながら伐採を計画的に行っている。なかでも、民間が所有する道などに面しているところや登録地外に出ている危険木の処理については、慎重に対応を行っている。(上富田町)
- ・登録から20年以上が経過する中、登録当初に見られた資産保全に対する考えが希薄化し、登録資産の価値づけとは反する活用(トレイルランなど)を計画する動きが見られる。また、一部観光関係者の中には、登録資産の価値や背景、意味を正しく理解せず、誤った認識のもとでの説明や活用を図ろうとするものも見られる。世界遺産の価値を正しく伝える活動や積極的な情報発信を行っていく必要がある。(和歌山県該当地域全域)

■物理的構造に影響を与える現地状況。侵略的/外来種又はその数が著しく増加した生物種

- ・ツキノワグマの目撃数と目撃範囲が拡大している。
令和7年10月に「第6次奈良県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマに対する取扱基準を変更。(奈良県当該地域全域)
- ・特定外来生物に指定されるクビアカツヤカミキリが、吉野山地内で確認された。
構成資産 史跡 吉野山と周辺の桜樹林に悪影響が生じる恐れがある。
関係機関と情報共有し、対策を協議中。一部対策を実施中。(吉野町)

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

(三重県)

- ・現在、遺産影響評価マニュアルは策定していない。今後は、和歌山県、奈良県と調整したうえで、マニュアル策定を検討していく。

(奈良県)

- ・奈良県では、マニュアル等の策定予定はないが、三重県・和歌山県とともにマニュアルなどの策定にかかる検討を進めている。

(和歌山県)

- ・和歌山県版のHIAマニュアルの作成を進めているが、三県において基礎的な方針・考え方の調整が必要であるため、令和8年度は、『世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット』を参照しつつ、奈良県・三重県と調整を行った上で完成予定。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

【包括的保存管理計画】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』

平成27年12月改定

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊1）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊3）

【保存活用計画】

- ・「史跡熊野参詣道」保存管理計画（平成18年1月策定）
- ・「史跡熊野三山」保存管理計画（平成18年1月策定）
- ・「史跡大峯奥駈道」保存管理計画（平成18年1月策定）
- ・「史跡大峯奥駈道」保存活用計画（十津川村、令和7年度～策定中）
- ・「史跡大峯奥駈道」保存活用計画（下北山村、令和7年度～策定中）
- ・「史跡熊野参詣道大辺路富田坂・仏坂」保存活用計画（策定中）
- ・「史跡熊野参詣道」保存活用計画（田辺市、令和4年度～策定中）
- ・「史跡金剛峯寺境内」保存活用計画（宗教法人金剛峯寺、令和7年度～策定中）

9. 保存管理体制の状況

①関係県及び市町村担当部局

【県及び市町村における担当部局】

三重県 教育委員会 社会教育・文化財保護課
地域連携・交通部南部地域振興局 東紀州振興課

三重県 尾鷲市教育委員会
熊野市教育委員会
大紀町教育委員会
紀北町教育委員会
御浜町教育委員会

紀宝町教育委員会

奈良県

地域創造部文化財課

地域創造部世界遺産室

奈良県

五條市教育委員会文化財課

吉野町産業観光課

黒滝村企画政策課

天川村教育委員会、天川村企画観光課

野迫川村教育委員会

十津川村教育委員会教育課、十津川村企画観光課

下北山村教育委員会、下北山村地域振興課

上北山村教育委員会、上北山村企画政策課

川上村教育委員会、川上村水源地課

和歌山県

教育委員会生涯学習局文化遺産課

地域振興部観光局観光振興課

和歌山県世界遺産センター

和歌山県

橋本市教育委員会

田辺市教育委員会

新宮市教育委員会

九度山町教育委員会

高野町教育委員会

かつらぎ町教育委員会

白浜町教育委員会

上富田町教育委員会

すさみ町教育委員会

那智勝浦町教育委員会

串本町教育委員会

【関係地方公共団体等連携会議等】

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会

世界遺産「吉野・大峯」地域連絡協議会

世界遺産高野地域協議会

世界遺産熊野地域協議会

世界遺産大辺路協議会

各市町村文化財保護審議会

史跡大峯奥駈道保存活用計画策定に係る保存整備検討委員会（十津川村、下北山村）

② 専門家／有識者による委員会の設置などの状況

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会を設置。自然、歴史、文化財、教育、森林環境、地域振興等の専門家及び地域の有識者から協議会会長が委嘱した委員により構成されている。

10. 保護措置

【国関係】

- ・『文化財保護法』※昭和25年5月30日法律第214号

【三県関係】

- ・包括的保存管理計画

『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』

平成17年10月策定、平成27年12月改訂

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊1）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊3）

※平成16年に第28回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際し策定が求められた「詳細な保存管理計画」で、平成18年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年7月開催の第30回世界遺産委員会で承認された。

※「世界遺産条約履行のための作業指針」による境界線の軽微な変更にあたり保存管理計画を改訂し、平成28年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年10月開催の第40回世界遺産委員会の臨時会合で承認された。

【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』

平成14年6月28日制定、平成19年改訂

※緩衝地帯に適用

- ・『熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』

平成14年7月1日制定、平成17年11月1日改正

※緩衝地帯に適用

- ・『大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例』

平成17年2月14日制定

※緩衝地帯に適用

- ・『紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例』

平成17年10月11日制定

※緩衝地帯に適用

- ・『御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例』

- 平成14年6月26日施行
※緩衝地帯に適用
- ・『橋本市歴史文化的景観保全条例』
平成27年12月22日制定
※緩衝地帯に適用
- ・『田辺市歴史文化的景観保全条例』
平成17年5月1日制定
- ・九度山町高野参詣道周辺景観保護条例
平成14年6月25日制定、平成27年改正
- ・『高野町景観条例』
平成20年12月18日制定
※緩衝地帯に適用
- ・『上富田町歴史文化的景観保全条例』
平成27年12月14日制定
- ・『すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例』
平成14年8月13日施行
- ・『那智勝浦町歴史文化的景観保全条例』
平成14年7月1日施行

11. 予算措置

県名	R3	R4	R5	R6	R7	計
三重県	6,288	5,691	7,698	8,961	22,892	51,530
奈良県	78,840	64,452	327,646	475,010	447,476	1,393,424
和歌山県	105,870	52,552	65,895	97,747	80,207	402,271
計	190,998	122,695	401,239	581,718	550,575	1,847,225

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

（三重県）

- ・文化資源活用事業費補助金（日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業）。三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアルに係る設計業務を実施。（三重県）
- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金。史跡 熊野参詣道（伊勢路）の八鬼山道第二橋整備工事を実施。（尾鷲市）
- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金。史跡 熊野参詣道（伊勢路）の三瀬坂峠・三瀬の渡しの測量を行った。※国史跡の追加指定に向けた取り組みとして実施。（大紀町）

(奈良県)

- ・国宝重要文化財等保存活用事業補助金。大峯奥駈道保存活用計画策定事業。(十津川村、下北山村)

(和歌山県)

- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金。金剛峯寺境内歴史生き生き史跡等総合活用整備事業。(宗教法人金剛峯寺)
- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金。金剛峯寺境内史跡等保存活用計画策定事業(宗教法人金剛峯寺)

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

(三重県)

- ・半島振興広域連携促進事業費補助金。熊野古道伊勢路プロモーション業務、熊野古道伊勢路 PR 用のぼり及び卓上のぼり制作業務等を実施した。(三重県)

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

県名	R2	R3	R4	R5	R6	計
三重県	226,406	245,833	290,905	304,695	350,710	1,418,549
奈良県	2,465,000	2,551,000	2,820,000	3,060,000	3,552,000	14,448,000
和歌山県	12,377,037	11,976,274	14,317,731	15,610,737	16,317,706	70,599,485
計	15,068,443	14,773,107	17,428,636	18,975,432	20,220,416	86,466,034

- ・過去5年間における資産への来訪者数(令和2年から令和6年)
- ・三重県は熊野参詣道への来訪者数(東紀州地域振興公社が算出)
- ・奈良県は県南部地域への観光客数(「奈良県観光客動態調査報告書」による)
- ・和歌山県は世界遺産登録地域への観光客数(「和歌山県観光客動態調査報告書」による)

課題(三県)

- ・増加する遭難事故に対する有効な周知や啓発が行えていない。
- ・一般登山者に対して、道が世界遺産であることと、その価値を十分に伝える

- られていない。
- ・インバウンドの誘客や、受け入れ環境の整備が不足している。
 - ・公共交通機関の利便性不足、駐車場スペースの不足、並びに大型バスの受入環境（停留所等）の未整備が挙げられる。
 - ・宿泊施設のキャパシティ不足により受入れのボトルネックが生じ、十分な集客につながっていない。
 - ・インフラ設備が不足している。
 - ・高齢化及び人口減少による観光サービスの担い手が不足している。
 - ・資産が山岳地帯にあり、アクセスが容易でない。
 - ・「吉野山」においては、繁忙期（観桜期）と閑散期で開いている店舗数や二次交通の運行状況が異なる。

取組

- ・桜および紅葉の時期の交通対策について、地元と協議会を組織し、対応した。（吉野町）
- ・管理面では、観光資源である「参詣道」の維持管理を地元住民に依存してきたが、高齢化の進行により担い手不足が深刻化している。また、財源の確保も課題であり、自然災害時の復旧についての険しい山間部であることから作業が困難で、迅速な対応が難しい状況にある。（十津川村）
- ・県の研究職員が研究費を獲得して、下北山村の協力のもと、構成資産である大峯奥駈道の前鬼集落跡において、遺構の三次元画像化を実施。今後、構成資産の保全管理への活用と実施範囲の拡大とともに、観光素材としての活用を計画している。（奈良県）

15. 地域コミュニティの参画

（三重県）

- ・地域住民で構成される熊野古道語り部友の会が、依頼に応じて各峠道を中心に来訪者を案内した。
- ・地域住民で構成される熊野古道の保全団体が、各峠道において清掃活動やパトロールを実施した。
- ・参詣者が安心安全に伊勢路を歩いてもらえるように、参詣道沿道に標識を設置するセーフティネット伊勢路による活動が行われた。
- ・地元の保全団体や市町と連携し、熊野古道サポーターズクラブの会員を対象とした清掃ウォークを実施した。
- ・熊野古道の保全について社会の関心を高めるとともに、熊野古道に関心・愛着を持つ人を増やしていくため、5つの峠道で一斉に保全活動（「熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦」）を実施した。
- ・次世代を担う子どもたちやその家族を対象として、熊野古道の歴史・文化・自然を学習・体験できるバスツアー（「熊野古道伊勢路保全活動体験バスツアー」）

を実施した。

- ・三重県庁（熊野庁舎）若手職員のプロジェクトチームである幸結び隊が、地域の保全団体や高校、県・市町の文化財保護部局と連携し、道普請や清掃活動を実施した。

（奈良県）

- ・消防団や法要等への参加といった形で、地域住民などが資産の保存・活用にかかわっている。
- ・地元住民が組織する（公財）吉野山保勝会を中心に桜の保全活動などをおこなっている。（以上、吉野町）
- ・資産の所在地区・地域の過疎化・高齢化が進み、資産へのアクセスの難しさもあって、取組への関与は困難である。（五條市）
- ・構成資産や資産へのアクセスにおける台風等による風倒木の量が軽微の場合は、地元住民が伐採等の対応を実施。（天川村）
- ・村民に古道内の整備を委託している。（野迫川村）
- ・鼓動の会「語り部」が、旅をする方々と一緒に歩き古道の歴史などをガイドを実施。（十津川村）
- ・「新宮山彦ぐる一ふ」に南奥駈道の整備を委託。（十津川村、下北山村）
- ・民間団体の「山足鳥」に保全管理や登山道の草刈り等の保全作業を委託。台風・強風による倒木や根起き等が発生した場合は、倒木の撤去も実施。（上北山村）

（和歌山県）

- ・和歌山県世界遺産センターの事業として、世界遺産の環境保全活動「道普請」が、企業・団体等のCSR活動（参詣道の維持・修復活動）として行われている。また、次世代育成環境保全活動として、小・中学校、高校の課外授業による環境保全の取り組みや道普請が行われている。このほか、参詣道沿線に所在する小・中学校では、総合学習「語り部ジュニア」の取組を通して、地域住民などと協働で資産の保全継承活動に力を入れている。（和歌山県該当地域全域）
- ・天野の里づくりの会、三谷自治区（天野自治区民、三谷自治区民等で構成）が平成20年から、バッファゾーン・コアゾーンの定期的パトロール及び清掃業務、倒木処理に協力してくれており、景観が保たれている。（かつらぎ町）
- ・防火について、近隣住民や地元消防団による自衛消防隊を組織し、協力体制を構築。地域住民や近隣市町関係者による語り部の会（ボランティアガイド）を組織して、観光への活用につなげている。（九度山町）
- ・地元語り部団体である「富田坂クラブ」による定期的な見回り、不定期な清掃活動が積極的におこなわれている。また、地元企業によるCSR活動の一環として清掃活動への参加が増えてきている。（白浜町）
- ・毎年『文化財防火デー』（1月26日）に合わせ、消防署と連携した文化財防火訓練を実施。令和7年度は、文化財背後の山林火災を想定し、初期消火、文化

財の搬出、及び放水の一連の訓練を住民参加のもと実施。(上富田町)

- ・語り部団体である大辺路長井坂クラブによる見回り。(すさみ町)
- ・なちかつ古道を守る会、熊野那智ガイドの会等の民間団体が熊野古道を随時点検し道普請を行っている。(大きな破損の場合は町にて修繕)、また古道案内を通じて資産の価値を伝える他、子ども達の授業に参画するなど次世代育成にも取り組んでいる。(那智勝浦町)
- ・民間団体「大辺路刈り開き隊」による月1回の定期パトロール及び台風等災害後の臨時パトロールを実施。来訪者に対するガイドも行っている。(串本町)

16. 有形と無形とのシナジー

(三重県)

- ・八鬼山三宝荒神護摩供見学ツアー(一般社団法人八鬼山荒神堂保存会、尾鷲観光物産協会)

八鬼山荒神堂は、史跡 熊野参詣道(伊勢路)の八鬼山道の道中に所在する。八鬼山道は、江戸時代の巡礼者が西国一の難所と呼ぶほど険しい山道で、その中腹に位置する荒神堂は、修験者の信仰の象徴であるとともに巡礼者を支える重要な礼拝施設の一つである。八鬼山道は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録されているが、荒神堂を含む「八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡」は世界遺産の追加登録を目指すもので、令和8年2月17日に国史跡に追加指定された。関連する無形の遺産は、三宝大荒神護摩供があげられる。八鬼山荒神堂と護摩供の再興を観光資源として、八鬼山道・荒神堂と護摩供を相互に関連付けて活用する取組が「八鬼山三宝荒神護摩供見学ツアー」(毎年10月)として実施されている。(尾鷲市)

(奈良県)

- ・桜などで観光客が多い時期に、信仰の桜である旨などを紹介して世界遺産の価値の普及に務めている。
- ・構成資産における修験者による奥駈修行や護摩炊き、加持祈祷などの宗教行事。

(和歌山県)

- ・世界遺産登録以前から、熊野本宮大社例大祭の神事など、有形である世界遺産と、地域の無形の民俗文化財とが連動して資産及び周囲の環境の保存・活用に資する取組が行われている。(田辺市)
- ・構成資産である史跡 丹生都比売神社境内では、毎年1月第3日曜日に和歌山県指定無形民俗文化財に指定されている天野の御田祭(天野地区で行われる、米の豊作を予祝する伝統行事)が奉納され、丹生都比売神社への信仰心を集めることで、世界遺産の保全意識の醸成にもつながっている。(かつらぎ町)
- ・史跡 熊野参詣道(町石道)を語り部の会と共に歩く取組が行われており、ガイドが歴史や信仰などの無形的要素を伝えることで、有形資産の価値が深ま

- り、巡礼文化の継承や地域の保存・活用につながっている。(九度山町)
- ・町内には三つの王子跡と、中央を流れる富田川沿いのジオサイトが点在しており、これらの観光拠点が近接していることから、効率的に巡る周遊ルートの構築に適した環境にある。また、スポーツセンターを拠点とした合宿誘致や大会開催に加え、参加者が町内を周遊し、住民や地元の特産品と触れ合う仕組みを構築している。(上富田町)
- ・史跡 熊野三山の熊野那智大社にて毎年7月に行われる那智の扇祭りにおいて那智の田楽が奉納されており、登録資産の価値を高めている。(那智勝浦町)

17. 計画における位置づけ

(和歌山県)

『高野町歴史的風致維持向上計画』(平成31年1月認定) 編集、発行: 高野町、高野町教育委員会 (第2章 P43~P101)

18. 経済的側面に関する事項

(奈良県)

- ・金峯山寺蔵王堂 800円
- ・吉水神社書院 800円 ※いずれも大人料金
- ・構成資産の金峯山寺において、金峯山寺シアターを開設し、金峯山寺蔵王堂の建物や蔵王権現について映像で解説している。また、大峰修行体験などを開催している。

C. その他

19. その他

令和7年度実施

(三重県)

- ・国史跡「熊野参詣道 伊勢路」令和8年2月17日に追加指定。
玉城町 石仏庵、多気町 女鬼峠道、尾鷲市 八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡
- ・世界遺産講演会の開催 (三重県)
「紀北町紀伊長島地区と熊野参詣道伊勢路」 令和7年9月 紀北町
「熊野参詣道伊勢路の追加指定と各資産」 令和8年3月 多気町
- ・三重県世界遺産保全推進協議会幹事会 (尾鷲市) の開催。
- ・「熊野古道協働会議」の実施。熊野古道伊勢路に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整を行った。
- ・おわせ海・山ツアーウォークの実施。馬越峠道や八鬼山道等の古道とその周辺を散策するウォーキング大会を開催した。(尾鷲市)
- ・大紀ふれあいまつり・瀧原宮大祭で、三瀬坂峠道の普及啓発を行った。(大紀町)

(奈良県)

- ・日時：令和8年2月21日
会場：市立五條文化博物館
内容：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年を機に、世界遺産の理念と現状等に関する講演会を開催した。
講師：奈良県世界遺産室職員
参加者：24名
主催：市立五條文化博物館友の会
- ・内容：史跡大峯奥駈道保存活用計画策定事業に係る保存整備検討委員会の実施（年3回）令和8年度も継続。
主催：十津川村と下北山村の合同開催

(和歌山県)

- ・令和7年11月29日に「黒河道を歩いた光厳上皇と豊臣秀吉」講演会と黒河道トレッキングイベントを実施（橋本市）
- ・世界遺産講座「熊野古道体験-中辺路小雲取越の南半分を歩く」（新宮市）
- ・令和6年度に大学生と共同で製作した世界遺産関連展示パネルを、令和7年度は県内の商業施設や文化施設など9箇所において巡回展示を行い、世界遺産についての周知活動を行った。（和歌山県）
- ・令和8年3月20日に世界遺産学術講演会を開催した。約70名の参加があった。（和歌山県）

令和8年度実施予定

(三重県)

- ・国史跡「熊野参詣道 伊勢路」の追加指定に向けた取り組みの実施。
- ・三重県教育委員会 世界遺産講演会の開催。
- ・「熊野古道協働会議」の実施。

(奈良県)

- ・日時：令和8年6月7日（予定）
会場：吉野町中央公民館
題目：山の中世史料をひもとく（仮）
主催：東京大学史料編纂所一般共同研究「吉野地域中世史料の調査と研究資源化」

(和歌山県)

- ・世界遺産講座「熊野古道体験-伊勢路を歩く-」を開催予定。（新宮市）
- ・那智の扇祭りで実施される、那智の田楽が国指定重要無形文化遺産に登録されてから50周年を迎えることを記念して、那智勝浦町体育文化会館で特別講演を開催予定。（那智勝浦町）

- 和歌山信愛大学と世界遺産教育における連携を開始する。(和歌山県)
- 世界遺産の価値や最新の考え方について広く周知するため、世界遺産学術講演会を開催予定。(和歌山県)

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

いわみぎんざんいせき
石見銀山遺跡とその文化的景観

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

しまねけんおおだし
島根県大田市

3. 記載年

2007年

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(v)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡、建造物群
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

3.10 気候変動と天災
3.10.1 暴風（竜巻、台風、強風、落雷、河川氾濫など）

<懸念事項とその対応>

資産内で、小規模な落石等が発生した場所や風化による落石の危険性が高まっている場所があり、対策工事を実施中。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

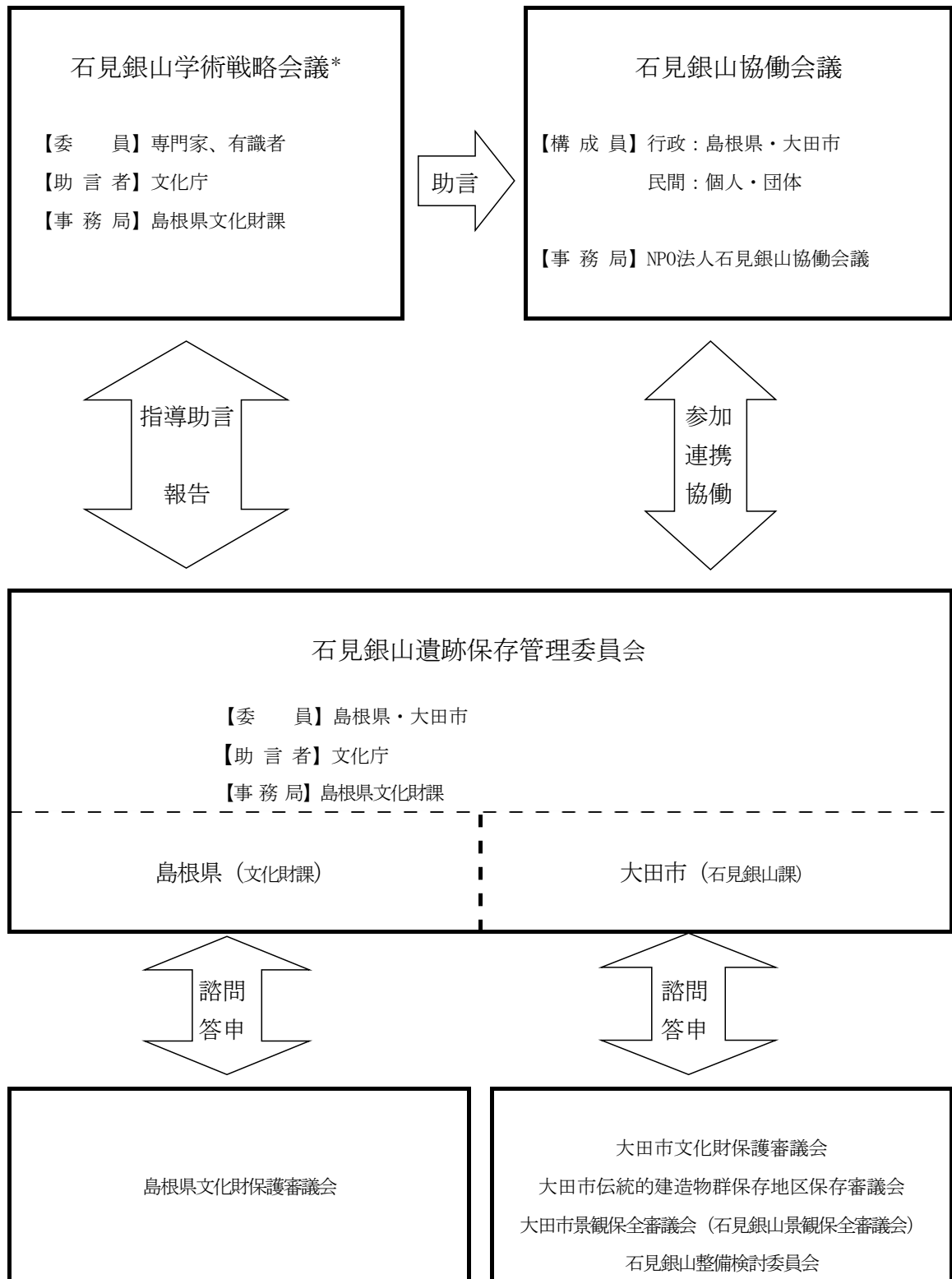
未策定。
令和9年度以降に策定の予定。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

包括的保存管理計画は2005年に策定済み。保存管理計画は2006年に策定済み。

9. 保存管理体制の状況

石見銀山遺跡の保存管理にかかる運営体制図



* 石見銀山学術戦略会議は、令和5年7月に石見銀山調査整備活用委員会を改組して設置

*大田市では石見銀山プロジェクト本部会議（本部長：副市長、構成員：関係部長）を開催し、石見銀山遺跡の保存管理に係る情報・課題の共有をはじめ、市が実施する各種事業の調整等の作業を実施。

10. 保護措置

2007年12月4日告示	大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
2008年3月27日告示	大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画
2008年3月28日告示	石見銀山街道鞆ヶ浦道・温泉津沖泊道の国史跡追加指定
2008年12月8日告示	温泉津地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
2009年8月3日告示	大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画
2009年9月30日公布	大田市景観条例（※石見銀山景観保全条例を内包するもの）
2010年1月8日公布	大田市景観保全条例施行規則（※同施行規則を内包するもの）
2013年12月20日	緩衝地帯内の歴史的建造物（水上神社）について市指定文化財（建造物）指定
2019年12月13日	温泉津地区の歴史的建造物（内藤家住宅）について市指定文化財（建造物）指定
2022年12月16日	大田市文化財保存活用地域計画認定

11. 予算措置

(千円)

	島根県	大田市
R3	83,544	225,226
R4	83,364	210,081
R5	80,042	232,049
R6	90,104	243,659
R7	96,397	270,369

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

補助事業名	事業内容
市内遺跡発掘調査等	石見銀山遺跡の発掘調査（栃畑谷地区）
歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	史跡内の整備事業 ・石見銀山遺跡整備検討委員会の開催 ・金生坑～大久保間歩見学道整備工事 ・大久保間歩～石銀地区整備工事
伝統的建造物群基盤強化事業	伝統的建造物の保存修理

重要文化財等防災施設整備 (記念物)	史跡内の整備事業 ・ 佐毘売山神社周辺見学道改修工事 ・ 紺屋間歩上落石対策工事 ・ 龍源寺間歩上落石対策測量設計
文化財多言語解説整備事業	コンテンツ (展示資料、ホームページ等) の多言語化
地域文化財総合活用推進事業	フォーラムの開催 (森林管理に係る現地整備成果の、住民・来訪者への共有)

- ・ 令和7年度文化芸術振興費補助金 (文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業)

【事業内容】

世界遺産センター展示更新等

13. 国庫補助金 (文化庁関係を除く) の活用状況

14. 文化観光に関する状況

	来訪者人数
R3	165,400
R4	220,100
R5	246,100
R6	266,100
R7	277,100

15. 地域コミュニティの参画

大森町の豊かな自然、歴史、暮らしなどの資源を活かしたまちづくりを行うことを目的に、地域住民や地元の団体、企業により「石見銀山みらいコンソーシアム」が令和3年5月に設立され、龍源寺間歩の運営を受託している。

16. 有形と無形とのシナジー

17. 計画における位置づけ

18. 経済的側面に関する事項

- ・石見銀山世界遺産センター：高校生以上 400 円（団体 20 名以上 300 円）
小中学生 200 円
- ・龍源寺間歩：高校生以上 500 円（団体 20 名以上 400 円）、小中学生 300 円（団体 20 名以上 200 円）
- ・大久保間歩：大人 4,500 円、小中学生 3,500 円 ※公開は限定ツアーのみ
- ・熊谷家住宅：高校生以上 600 円（団体 20 名以上 500 円）、小中学生 200 円（団体 20 名以上 100 円）
- ・旧河島家：高校生以上 300 円（団体 20 名以上 200 円）、小中学生 200 円（団体 20 名以上 100 円）
- ・いも代官ミュージアム（石見銀山資料館）：大人 600 円（団体 20 名以上 500 円） 小人 300 円（団体 20 名以上 250 円）

C. その他

19. その他

- 世界遺産に関するシンポジウム等
令和8年9月～12月に東京の古代オリエント博物館で石見銀山に関する記念展を開催予定
- 構成資産及び緩衝地帯内における整備・開発行為・計画等に関する訴訟案件等なし
- その他特記事項
令和9年を石見銀山の世界遺産登録20周年・発見500年の節目の年として、官民での取り組みを進めている。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ひらいずみ ぶつこくど じょうど あらわ けんちく ていえんおよ こうこがくてきいせきぐん
平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

いわてけん にしいわいぐん ひらいずみちょう
岩手県 西磐井郡 平泉町

3. 記載年

2011年

4. 評価基準

(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

- (1) 資産内及び資産周辺に所在する住宅等は、景観等に負の影響を与えている。そのため、資産内においては計画的に住宅を除去（公有化）している。
- (2) 資産内及び資産周辺に所在する高圧鉄塔等は、景観等に負の影響を与えている。そのため、事業者との協議を継続している。
- (3) 毛越寺等の資産内における樹木については、枯損等が認められることから、樹木の状態調査を順次実施し、保全を図っている。
- (4) 毛越寺庭園は長期的修復計画に基づいて保存修理事業を実施している。遣水については、経年劣化へ対応するため、計画に基づき修復を行った。
- (5) 観自在王院跡については、新たに公有化された範囲と老朽化した範囲の整備のための整備計画を策定し、整備にあたっての内容確認調査を実施している。
- (6) 無量光院跡については、遺構を確実に保存するとともに、来訪者に対し平泉のOUVにおける位置づけを確実に伝達するための史跡整備工事を実施している。

(7) 中尊寺及び無量光院跡において、令和5年8月の豪雨の影響で斜面の崩落等が発生し、文化庁の指導を得ながら復旧を進めた。

原因となった雨水処理について、無量光院跡は復旧工事と併せて進め、令和7年3月に完了。中尊寺については令和7年度より対策事業を進めている。

(8) 「世界遺産条約履行のための作業指針」第172項に基づき令和元年に提出した中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査、修復の計画書に対し令和2年10月にユネスコ世界遺産センターから追加報告を要請されたことから、令和5年5月に追加報告を提出（同年7月に世界遺産センター受理）。令和6年1月に追加報告に係る回答を受領し、今後の対応を検討中。

(9) 令和7年2月以降、資産内においてイノシシによる掘削痕が確認されるようになり、専門家委員会の指導を得ながら対応している。掘削は表土中にとどまり、史跡への影響はほぼないが、各資産において被害防止策を検討し、毛越寺庭園においては、防護柵の新設及び既存柵の補強を実施済みである。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

(1) 令和2年3月に「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－遺産影響評価に係る研究報告書」を刊行。

(2) 遺産影響評価マニュアルを令和8年3月に策定。令和8年度に運用状況を踏まえた修正を検討。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

○ 包括的保存管理計画

策定済み（平成18年度、平成23・30・令和6年度改定）

<平成30年度の改定>

- ① 景観計画改定に伴う緩衝地帯相当範囲の拡大
- ② 来訪者管理戦略の実践・成果の追記

<令和6年度の改定>

周辺環境の変化等に伴う時点修正

<今後の見直し予定>

遺産影響評価マニュアルの策定に伴う所要の修正

○ 個別資産の保存管理（活用）計画

策定済み（平成17～18年）

<改定予定の保存管理（活用）計画>

「無量光院跡・柳之御所遺跡保存管理計画」

「特別史跡中尊寺境内保存管理計画」

【指摘されている課題】

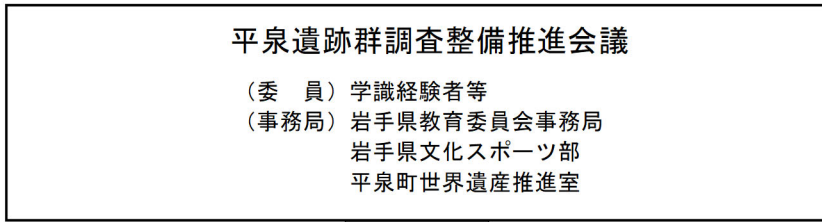
第 35 回世界遺産委員会の決議（35COM8B.30）に付議された勧告（2011 年）

- a) 金鶏山と他の 4 つの建築・庭園との間の眺望について、障害のない状態を維持すること。
- b) すべての大規模な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価 (Heritage Impact Assessment)」を行うこと。
- c) 中尊寺及び無量光院跡の 2 つの地下に埋蔵されている庭園の再発掘調査及び再生（修復）に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づき、イコモスによる評価を受けるために、世界遺産センターに計画書を提出すること。
- d) 地下に埋蔵されている考古学的な情報資源を積極的に保護すること。
- e) 種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること。

9. 保存管理体制の状況

- ① 都道府県及び市町村における担当部局の設置
 - ・ 岩手県 岩手県文化スポーツ部文化振興課
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
 - ・ 平泉町 平泉町教育委員会世界遺産推進室
 - ・ 奥州市 奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
(・ 一関市 一関市教育委員会文化財課・骨寺荘園室)
- ② 専門家・有識者による委員会の設置
 - ・ 平泉遺跡群調査整備推進会議
開催実績：令和 7 年 10 月 10 日（第 1 回）
令和 8 年 1 月 16 日（保存管理部会）
令和 8 年 3 月 5 日（第 2 回）
- ③ 包括的な保存管理体制
 - ・ 岩手県世界遺産保存活用推進協議会
開催実績：令和 8 年 2 月 9 日（平泉保存検討部会）
令和 8 年 3 月 26 日

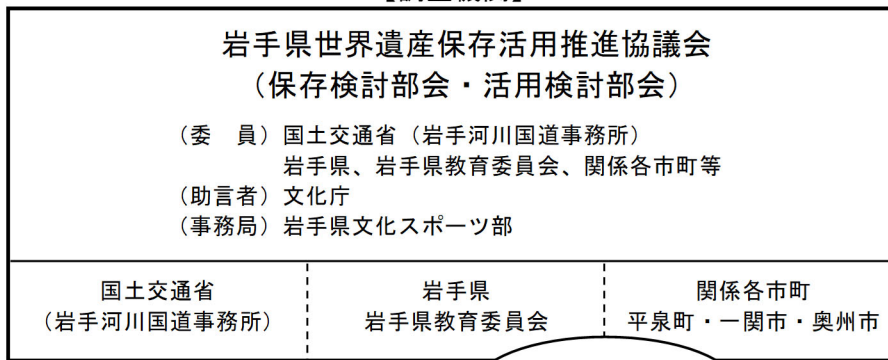
【助言機関】



助言

遺産影響評価など

【調整機関】



調整

開発事業者

県・関係市町
連絡会議

助言

岩手県文化財
保護審議会

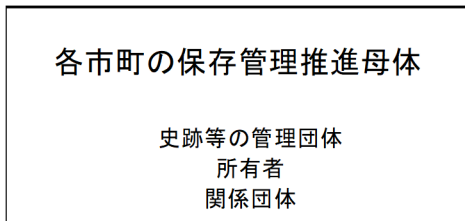
助言

平泉町・奥州市・一関市
文化財調査委員会・保護審議会

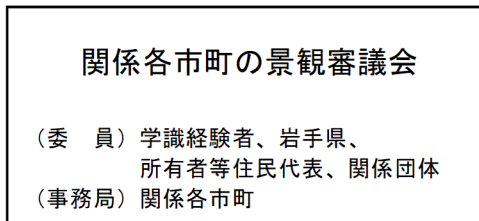
提案
参画
協働
調整

諮問
・
答申

【企画立案機関】

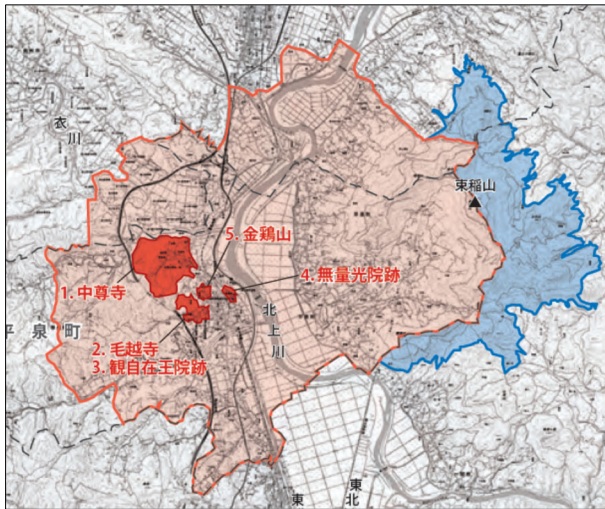


【連携機関】



10. 保護措置

- (1) 風力発電等の大型構造物に対して、平成30年度に包括的保存管理計画を改定。緩衝地帯の拡大について検討中。



【拡大を検討している緩衝地帯の範囲】
(青色部分)

- (2) 有識者委員会の指導を得つつ『遺産影響評価（HIA）に係る研究報告書』を令和2年3月に刊行。具体的な運用方法について令和3年度以降、協議を継続し、遺産影響評価マニュアルを令和8年3月に策定。
- (3) 無量光院跡の一部範囲が令和4年11月に追加指定され、資産の保存管理が強化。未指定の範囲等あり方の検討を継続。

11. 予算措置

年度	岩手県	平泉町	計（千円）
令和7年度	155,200	83,992	239,192
令和6年度	143,316	77,073	220,389
令和5年度	145,328	51,175	196,503
令和4年度	157,482	86,009	243,491
令和3年度	875,406	61,218	936,624

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

補助金名	事業内容
文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産））	<ul style="list-style-type: none"> ・「平泉学フォーラム」の開催 ・「平泉学シンポジウム in 東京」の開催
文化芸術振興費補助金（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉世界遺産ガイダンスセンター魅力増進事業 ・平泉文化遺産センター展示充実事業 ・毛越寺宝物館リニューアル事業 ・拠点施設等多言語解説充実事業
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・無量光院跡保存修理事業 ・観自在王院跡保存修理事業 ・中尊寺境内保存修理事業 ・毛越寺境内附鎮守社跡保存修理事業
史跡等購入費補助金（史跡等買い上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・無量光院跡公有化事業 ・観自在王院跡公有化事業
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（発掘調査等）	<ul style="list-style-type: none"> ・町内遺跡 発掘調査事業（個人住宅等の緊急発掘調査及び試掘調査）
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（美術工芸品保存修理事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県平泉遺跡群出土品保存修理事業
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（指定文化財管理（国有文化財管理）事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・毛越寺庭園（弁天池内に所在する国有地の清掃管理）

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

該当なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

(1) 来訪者人数

年	来訪者数（人）
令和7年	707,221
令和6年	742,194
令和5年	684,907
令和4年	620,479
令和3年	352,871

出典：岩手県文化スポーツ部文化振興課調べ

(2) 観光に関して抱えている課題

- ・ 個別資産の価値の周知にとどまり、全体の価値の伝達に至っていない。
- ・ 特定の資産・施設への来訪に偏っており、地域内周遊が十分に図られていない。
- ・ 中核となる施設への来館者が少なく、文化資源に係る理解促進や、周遊の拠点としての役割を十分に果たせていない。
- ・ 計画地域内における宿泊者は来訪者の約15%程度に留まっており、滞在時間の短い通過型観光の割合が高い。

15. 地域コミュニティの参画

(1) 世界遺産の普及啓発

- ・ 平泉町世界遺産推進協議会と平泉ユネスコ協会では、各種講座や行事等を通じて、世界遺産平泉の価値や理念の普及啓発に努めている。
- ・ 町内の各種団体が協力し合い、浄土のまちづくりを目指して、イベント時に「夢灯り」を実施。

(2) 世界遺産の保存への取り組み

- ・ 平泉の景観や環境を守るとともに、世界遺産にふさわしい街にするため、町内団体による環境整備活動を春・秋を中心に実施。
- ・ 東稲山などの周辺景観を守るため、民間団体による桜の植樹や管理を実施。

16. 有形と無形とのシナジー

- 中尊寺
川西大念佛剣舞（国指定重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産）奉納
薪能（重要文化財白山神社能舞台において毎年8月14日に喜多流の能と和泉流の狂言を披露）
- 毛越寺
延年（国指定重要無形民俗文化財）伝承、奉納
二十日夜祭（常行堂で正月二十日に行われる摩多羅神の祭礼）
- 平和の祈り（「平泉」は2023年6月29日に世界文化遺産に登録され、岩手県条例により、6月29日を「平泉世界遺産の日」と定めている。平泉町では、この日に合わせ、「平和の祈り」を開催し、世界遺産「平泉」に込められた平和・平等の理念を世界に向けて発信している。）
- 平泉大文字送り火（毎年8月16日に行われる、平泉の送り盆の行事）

17. 計画における位置づけ

該当なし

18. 経済的側面に関する事項

(1) 入場料（拝観料）

構成資産名	現 行	変更前	価格変更時期
中尊寺	大人 1,000 円	大人 800 円	2024年4月1日
	高校生 700 円	高校生 500 円	
	中学生 500 円	中学生 300 円	
	小学生 300 円	小学生 200 円	
毛越寺	大人 700 円	大人 500 円	2024年4月1日
	高校生 400 円	高校生 300 円	
	小・中学生 200 円	小・中学生 100 円	
平泉世界遺産 ガイダンスセ ンター	大人 320 円	大人 310 円	2026年4月1日
	学生 150 円	学生 140 円	

(2) 収益化の工夫

令和7年1月に文化観光推進法（令和2年法律第18号）に基づき認定された「いわて平泉歴史文化観光地域計画」（いわて県南歴史・文化観光推進協議会、計画期間：2024年度～2028年度（5年間））の取組を推進中。

C. その他

19. その他

（令和7年度）

- ・令和7年11月：「平泉学シンポジウム in 東京」
- ・令和8年 2月：「平泉学フォーラム」
- ・令和8年 3月：岩手県世界遺産保存活用推進協議会

（令和8年度）

- ・令和8年 4月：世界遺産登録15周年記念事業開会行事
- ・令和8年 5月：毛越寺曲水の宴 40周年
- ・令和8年 6月：中尊寺落慶900年記念式典
- ・令和8年10月：平泉町合併70周年・世界遺産登録15周年記念式典
- ・令和8年12月：「平泉学シンポジウム in 東京」
- ・令和9年 1月：「平泉学フォーラム」
- ・令和9年 3月：世界遺産登録15周年記念事業閉会行事
- ・令和9年 3月：岩手県世界遺産保存活用推進協議会

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ふじさん しんこう たいしょう げいじゆつ げんせん
富士山 ー信仰の対象と芸術の源泉

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

やまなしけん ふじよしだし みのぶちよう おしのむら やまなかこむら なるさわむら ふじかわぐちこまち
山梨県、富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

しずおかけん しずおかし ふじのみやし ふじし ごてんぼし すそのし おやまちよう
静岡県、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

3. 記載年

2013年

4. 評価基準

(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

富士山包括的保存管理計画に定めた観察指標に基づくモニタリングの結果、令和6年度においては、資産及び周辺環境に対する負の影響は認められていない。なお、構成資産における整備の状況及び緩衝地帯における開発状況は以下のとおりである。整備にあたっては法令等を遵守し適切に行われている。

(1) 構成資産における整備の状況

- 富士山域の富士スバルライン四合目に存置されている苔桃橋の洞門化整備を実施している。当該事業についての遺産影響評価書は令和5年度に作成され、同年度末に富士山世界文化遺産協議会で承認されている。
- 白糸ノ滝において、令和2年度から、公有化した既存店舗跡地等に便益施設として公園、休憩場等を整備している。
- 富士山須走口五合目において、令和4年度に環境省等によるインフォメーシ

ョンセンターが建設され、令和5年度より供用を開始した。当該事業についての遺産影響評価書は令和2年度に作成され、同年度に富士山世界文化遺産協議会で承認されている。

・富士山富士宮口五合目において、静岡県により整備が予定されている来訪者施設について、基本計画の見直しを行う。遺産影響評価書は令和3年度に富士山世界文化遺産協議会で承認されているが、計画見直し後、改めて遺産影響評価を実施予定。

(2) 緩衝地帯に関わる開発状況

・富士山南麓において、民間事業者による送電設備建替工事が令和4年度に着工した(令和9年度末竣工予定)。当該事業についての遺産影響評価書は令和元年度に作成され、令和2年8月に富士山世界文化遺産協議会で承認されている。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

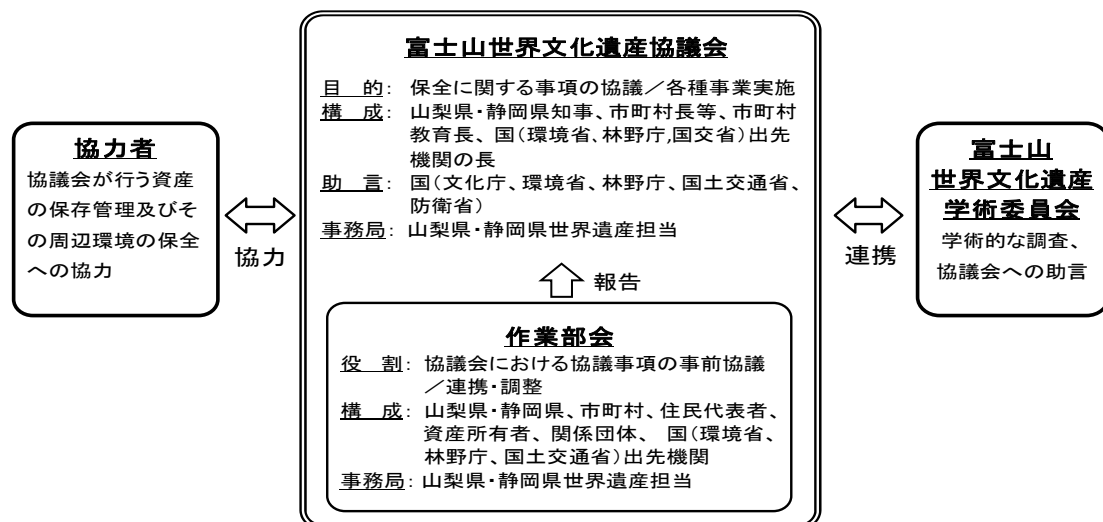
令和3年4月策定 (<https://www.fujisan-3776.jp/hia.html>)

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

計画名称	策定年	見直予定		
世界文化遺産富士山包括的保存管理計画	平成24年	令和9年		
構成資産	計画名称	策定年	見直予定	
富士山城	特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)(静岡県)	平成18年	—	
	史跡富士山保存管理計画(山梨県)(静岡県)	平成24年	—	
	重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	平成22年	—	
	名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	平成24年	—	
	名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	平成24年	—	
	富士山本宮浅間大社	特別天然記念物湧玉池保存管理計画(静岡県)	平成21年	—
		史跡富士山保存管理計画(静岡県)	平成24年	—
山宮浅間神社	史跡富士山保存管理計画(静岡県)	平成24年	—	
村山浅間神社	史跡富士山保存管理計画(静岡県)	平成24年	—	
須山浅間神社	史跡富士山保存管理計画(静岡県)	平成24年	—	
富士浅間神社	史跡富士山保存管理計画(静岡県)	平成24年	—	

河口浅間神社	史跡富士山保存管理計画（山梨県）	平成 24 年	—
富士御室浅間神社	史跡富士山保存管理計画(山梨県)	平成 24 年	—
	重要文化財富士御室浅間神社本殿 保存活用計画	平成 22 年	—
御師住宅（旧外川 家 住宅、小佐野 家住宅）	重要文化財小佐野家住宅保存活用 計画・重要文化財旧外川家住宅保存 活用計画	平成 24 年	—
山中湖	名勝富士五湖（山中湖）保存管理計 画	平成 24 年	—
河口湖	名勝富士五湖（河口湖、西湖、精進 湖）保存管理計画	平成 24 年	—
忍野八海（出口 池、お釜池、底抜 池、銚子池、湧池、 濁池、鏡池、菖蒲 池）	天然記念物「忍野八海」保存管理計 画	平成 23 年	—
船津胎内樹型	富士河口湖町内国指定天然記念物 溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	平成 22 年	—
吉田胎内樹型	天然記念物吉田胎内樹型保存管理 計画	平成 22 年	—
人穴富士講遺跡 白糸ノ滝	史跡富士山保存管理計画（静岡県） 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二 次保存管理計画	平成 24 年 平成 22 年	— —
三保松原	名勝三保松原保存管理計画	平成 23 年	—

9. 保存管理体制の状況



10. 保護措置

- 平成 25 年 4 月 1 日 富士河口湖町景観計画施行
平成 25 年 4 月 1 日 裾野市景観計画施行
平成 25 年 9 月 1 日 身延町景観計画施行
平成 26 年 4 月 1 日 西桂町景観計画施行
平成 26 年 4 月 1 日 御殿場市景観計画施行
平成 27 年 7 月 1 日 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備
設置事業との調和に関する条例施行
平成 27 年 10 月 1 日 鳴沢村景観計画施行
平成 28 年 4 月 1 日 富士吉田市景観計画施行
平成 28 年 4 月 1 日 小山町景観計画施行
平成 28 年 6 月 24 日 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に
関する条例施行
平成 28 年 4 月 1 日 裾野市屋外広告物条例施行

11. 予算措置

富士山世界文化遺産協議会予算 (単位：千円)

年度	予算額
令和 3 年度	26,180
令和 4 年度	23,995
令和 5 年度	20,122
令和 6 年度	17,762
令和 7 年度	17,352

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

静岡・山梨 両県なし

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

静岡・山梨 両県なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

富士山城への来訪者数

○7・8月における各登山口八合目登山者数

(単位：人)

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
令和3年	11,409 *データ欠損期間あり	6,336	6,411	54,392	78,548
令和4年	41,549	12,013 *データ欠損期間あり	12,621 *データ欠損期間あり	93,962	160,145
令和5年	49,545	15,479	19,062	137,236	221,322
令和6年	53,218	13,411 *データ欠損期間あり	22,830	114,857	204,316
令和7年	55,121	7,119 *データ欠損期間あり	21,792	121,068 *データ欠損期間あり	205,100

※環境省が八合目に設置した赤外線カウンターによる。

○7・8月における各登山口五合目来訪者数

(単位：人)

年	現在の富士宮 口登山道	現在の御殿場 口登山道	須走口登山道	吉田口登山道 (富士スバルライン)	合計
令和2年	-	-	-	52,298	52,298
令和3年	25,290	30,447	15,392	150,027	221,156
令和4年	39,994	54,658	25,388	412,963	533,003
令和5年	18,597 *データ欠損期間あり	62,517	27,319	496,817	604,890
令和6年	23,733	53,340	32,682	575,488	685,243

※山梨県観光政策グループ、富士宮市観光課、御殿場市観光交流課、小山町商工観光課の各統計による。

※令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、五合目までの県道を通行止めとした（富士スバルラインを除く）。

15. 地域コミュニティの参画

令和6年度の地域住民や民間団体等における資産の保存・活用に関する取組状況は以下のとおりである。なお、地域住民や民間団体等による取組の促進が図られている。

- ・ 資産及びその周辺地域で実施した環境保全活動への参加 34件 9,027人
- ・ 富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施とそれへの参加 19件 3,947人

16. 有形と無形とのシナジー

構成資産である神社において、富士山信仰に関わる宗教行事を実施している。

17. 計画における位置づけ

世界文化遺産富士山包括的保存管理計画 分冊1に掲載のとおり。

(<https://www.fujisan-3776.jp/plan/plan/protection/index.html>)

18. 経済的側面に関する事項

- ・ 富士山開山期間における入山料・通行料：一人1回あたり4,000円
※山梨県 令和6年：2,000円で徴収開始、令和7年：4,000円に引き上げ
※静岡県 令和7年：徴収開始
- ・ 旧外川家住宅観覧料：大人100円、小中高生50円
- ・ 船津胎内樹型入洞料：高校生以上350円、小中学生100円

C. その他

19. その他

令和8年3月 第19回富士山世界文化遺産協議会（書面決議）

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

とみおかせいしじょう きぬさんぎょういさんぐん
富岡製糸場と絹産業遺産群

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ぐんまけん とみおかし いせさきし ふじおかし しもにたまち
群馬県 富岡市 伊勢崎市 藤岡市 下仁田町

3. 記載年

2014年

4. 評価基準

(ii) (iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

(1) 富岡製糸場（富岡市）

① 影響を与えうる災害要因

・火災、地震、落雷、台風、河川氾濫、竜巻、火山の噴火 等

② 災害要因への対応状況

・総合防災計画については、実施設計を行う際に専門家の意見を取り入れながら整備内容を変更し、火災に弱い木造建築物周辺を先行して防災設備を設置する計画として、平成30年度からの3か年継続事業で総合防災設備（1期）事業を実施した。総合防災設備（1期）事業では、西置繭所保存整備事業に合わせ貯水槽を設置し、西置繭所に屋内消火栓を設置した。最終年度に当たる令和2年度は、敷地廻りの塀に場内への消火はもちろん、道路を隔て富岡製糸場と対面している住宅への消火が可能な屋外消火栓や消防活動援護用の放水銃などの防火設備を設置し、総合防災設備（1期）事業は完了した。なお、残りの総合防災設備（2期）事業については、富岡製糸場内の建造物保存整備事業の進捗に合わせ、設備内容や時期につい

て検討を行いながら実施していく予定である。

- ・令和7年度は消火設備機器及びトイレ防災機器の点検をはじめ、令和8年3月に防災訓練や消防訓練を実施した。また、緊急時に備え、動力可搬ポンプでの消火訓練についても定期的に実施している。

③ 価値の維持向上に寄与する取組

- ・西置繭所の保存修理及び整備活用事業が終了し、令和2年10月にグランドオープンした。内部には、資料展示室のほか、耐震補強用の鉄骨を骨組みとしたガラスの多目的ホールなどが整備された。多目的ホールでは企画展、講演会、展覧会や結婚式、ピアノコンサート等が開催された。

(2) 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

① 影響を与えうる災害要因

- ・火災、地震、落雷、台風、河川氾濫、竜巻 等

② 災害要因への対応状況

- ・伊勢崎市地域防災計画を策定済み。文化財建造物及び文化財を所蔵する建造物については、災害による滅失、毀損を防止するため、消防機関等と協力し、所有者、管理団体に対し、防火管理体制の完備等の指導を行う。なお、田島弥平旧宅については市が管理団体となっており、消防計画の策定について消防機関と協議を行ったところ、現在の状況では必要ないとの見解を得ている。防火機器の点検について、令和7年11月と令和8年3月の2回実施、また火災防ぎょ訓練を令和8年3月に1回実施した。

- ・また、田島弥平旧宅の隣接地について、令和6年度に取得し、市の管理地となったため、令和7年度に今後の活用を検討すると共に、火災の原因ともなり得る空き家の撤去を行った。

③ 緩衝地帯内の開発について

- ・世界遺産の価値に影響を与えるような開発行為は現時点では確認されていない。

④ 価値の維持向上に寄与する取組

- ・建造物の整備にあたっての全体基本設計追加調査として、田島弥平旧宅所蔵の文献史料の調査を令和3年度から取り組み、令和6年度までの調査の成果を調査報告書としてまとめ、刊行した。また、文献史料の調査成果も活用し、桑場整備工事の実設計を行った。

(3) 高山社跡（藤岡市）

① 影響を与えうる災害要因

- ・火災、地震、落雷、台風、河川氾濫、地滑り、竜巻 等

② 災害要因への対応状況

- ・平成23年1月に「国指定史跡高山社跡消防計画書」を策定。防火管理業

務について、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的としたもの。消防機関への連絡、予防管理組織、自衛消防組織、震災予防及び安全措置、防災教育及び訓練の実施などを盛り込む。

- ・平成28年度に落雷抑制型避雷針設置
 - ・令和元年度に南面のブロック塀を撤去、竹垣を修復。
 - ・令和7年度は、防火機器点検を令和7年9月、防火訓練を令和8年1月、総合点検を、令和8年3月に実施した。
- ③ 緩衝地帯内の開発について
- ・太陽光発電設備設置事業指導要綱を令和元年9月に施行。
 - ・令和7年12月、緩衝地帯内における太陽光パネルの設置工事案件を確認した。設置予定箇所は緩衝地帯であることに加え、市の景観重点区域にも該当するため、市・県・業者とで対応を協議している。

(4) 荒船風穴（下仁田町）

① 影響を与えうる災害要因

- ・火災、地震、落雷、台風、大雨、地滑り、火山の噴火 等

② 災害要因への対応状況

- ・下仁田町地域防災計画第3部第15章第3節に文化財施設の災害応急対策を定めている。
- ・防火設備を有する資産ではないが、近隣の集落に防火水槽が設置されているため、消防署・消防団による点検を毎年行っている。令和7年度は6月に実施した。また、受付と風穴冷風体験館に消火器を設置している。
- ・周辺の不安定岩塊は、地震等で滑動の危険があるため、計画的に落石対策工事を実施している。

③ 緩衝地帯内の開発について

- ・世界遺産の価値に影響を与えるような開発行為は現時点では確認されていないが、早期の情報共有ができるよう、関係部署間で連携を図っている。

④ 価値の維持向上に寄与する取組

- ・令和3年度に荒船風穴と周辺に設置する総合案内や解説などの全てのサインについて実施設計を行い、令和4年度に史跡内のサインを整備した。令和7年度は、史跡外の見学者広場に、風穴周辺の植物に関するサインを設置した。また、保全景観両方の観点から園路の補修改良工事を行った。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

令和6年度までにマニュアル案を作成済み。令和8年度に実施予定の群馬県世界遺産協議会に諮り、策定する予定である。（令和7年度は、群馬県世界遺産協議会未実施。）

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

(1) 包括的保存管理計画

- ・ 2012年8月 策定
- ・ 2015年3月 一部修正
- ・ 2019年3月 改定
- ・ 2026年中に改定予定

(2) 各構成資産の保存活用計画の策定状況

① 富岡製糸場（富岡市）

- ・ 2008年 史跡・重要文化財（建造物）旧富岡製糸場保存管理計画 策定
- ・ 2012年 史跡・重要文化財（建造物）旧富岡製糸場整備活用計画 策定
- ・ 2025年 史跡・重要文化財（建造物）旧富岡製糸場整備活用計画 追補策定

② 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

- ・ 2012年 史跡田島弥平旧宅保存管理計画 策定
- ・ 2016年 史跡田島弥平旧宅整備基本計画 策定

③ 高山社跡（藤岡市）

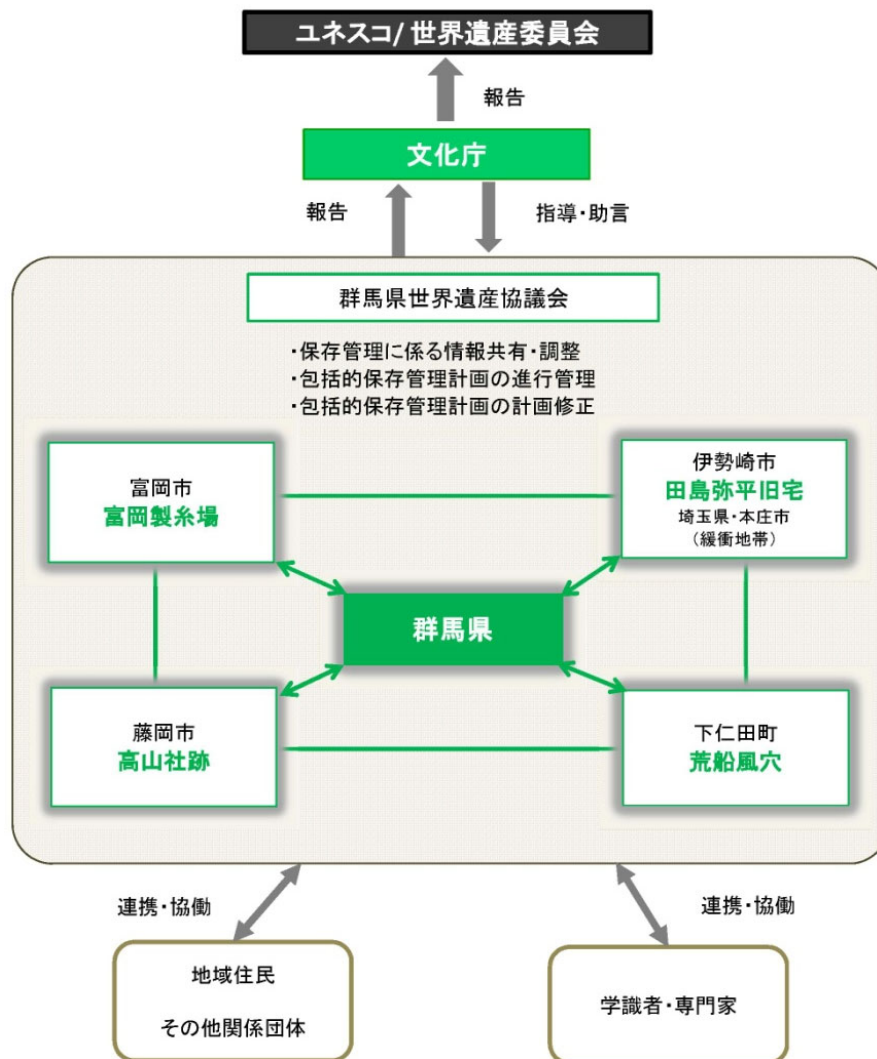
- ・ 2012年 史跡高山社跡保存管理計画 策定
- ・ 2013年 史跡高山社跡整備活用基本計画 策定

④ 荒船風穴（下仁田町）

- ・ 2012年 荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存管理計画 策定
- ・ 2016年 荒船風穴蚕種貯蔵所跡整備基本計画 策定
- ・ 2024年 荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存活用計画 策定

9. 保存管理体制の状況

(1) 保存管理体制図



※世界遺産の保存・管理・活用について、専門的な立場から助言・指導を得るため、「群馬県世界遺産専門委員会」を設置（H27. 2. 10～）。

(2) 開催実績

① 群馬県世界遺産協議会

- ・令和7年度 開催実績なし

② 群馬県世界遺産専門委員会

- ・令和7年8月13日（水） 第16回群馬県世界遺産専門委員会
- ・令和8年3月12日（木） 第17回群馬県世界遺産専門委員会

10. 保護措置

(1) 下仁田町屋外広告物条例（平成27年4月施行）

緩衝地帯内全域を「禁止地域」に、下仁田町全域を「許可地域」に設定し、

広告物の表示面積や色彩等に関する規制を強化している。

(2) 富岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年4月1日施行）

地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る）内の建築物に関する規制を行っている。

※地区計画の区域：富岡製糸場周辺地区地区整備計画区域

(3) 富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年10月施行）

市内全域で太陽光発電設備の設置事業を規制しており、特に緩衝地帯については、事業規模に関係なく全ての事業を許可申請対象としている。

(4) 藤岡市太陽光発電設備設置事業指導要綱（令和元年9月施行）

市内全域において、1,000㎡以上の土地に太陽光発電設備及びその附帯設備を設置する場合を対象とし、地区住民への説明会と市へ事前届出を義務付けている。

11. 予算措置

(単位：千円)

年	群馬県	富岡市	伊勢崎市	藤岡市	下仁田町	合計
令和3年度	56,502	407,168	47,270	37,708	20,932	569,580
令和4年度	87,168	667,219	48,076	32,673	26,099	861,235
令和5年度	86,847	553,981	52,462	54,412	25,565	773,267
令和6年度	143,758	874,146	61,739	78,499	33,449	1,191,591
令和7年度	209,930	1,073,452	98,649	112,705	65,640	1,560,376

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

(1) 富岡製糸場（富岡市）

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

（事業内容：乾燥場他保存整備事業）

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）

（事業内容：乾燥場他昇降設備設置事業）

国宝重要文化財防災施設整備費補助金

（事業内容：線糸所耐震診断調査事業）

文化芸術振興費補助金（富岡製糸場を中核とした文化観光拠点計画）

（事業内容：東置繭所展示・情報コンテンツ制作及び内部整備事業）

(2) 田島弥平旧宅 (伊勢崎市)

令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

(事業名称:史跡田島弥平旧宅 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業)

(事業内容:桑場整備実施設計と別荘及び冷蔵庫跡、東門保存整備報告書作成を実施。)

(3) 高山社跡 (藤岡市)

歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業

(事業内容:高山社跡 母屋兼蚕室修復・補強工事 (第4期))

(4) 荒船風穴 (下仁田町)

歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業

(事業内容:荒船風穴ゾーン内の整備工事、石積み測量、支障木の伐採を行った。また、荒船風穴の経営母体である「春秋館」敷地内の石積み立面図を作成した。)

(5) 群馬県

文化芸術振興費補助金 (富岡製糸場を中核とした文化観光拠点計画)

(事業内容:「富岡製糸場と絹産業遺産群」構成資産の展示強化・連携事業)

1 3. 国庫補助金 (文化庁関係を除く) の活用状況

(1) 富岡製糸場 (富岡市) 該当なし

(2) 田島弥平旧宅 (伊勢崎市)

令和7年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金)

デジタルコンテンツを活用した観光振興事業 (ソフト)

(3) 高山社跡 (藤岡市) 該当なし

(4) 荒船風穴 (下仁田町) 該当なし

(5) 群馬県 該当なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

1 4. 文化観光に関する状況

(1) 来訪者数

(単位:人)

年	富岡製糸場	田島弥平旧宅	高山社跡	荒船風穴	合計
令和3年度	223,178	11,786	4,230	6,874	246,068
令和4年度	314,583	10,825	7,416	8,682	341,506
令和5年度	367,466	11,045	9,790	10,703	399,004
令和6年度	368,919	12,310	9,716	9,955	400,900
令和7年度	387,972	9,031	8,166	8,889	414,058

(2) 観光に関して抱えている課題及び令和7年度に実施した適切な観光管理の在り方実現のための取組

① 富岡製糸場（富岡市）

近年、来訪者数は右肩上がりだが微増である。

来訪者数を増やすため、各種イベントを実施した。

② 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

コロナ禍以降、回復傾向にあった来訪者数が令和7年度実績では再び減少傾向となったため、来訪者数の増に向けた取り組みが必要となっている。

また、令和6年度に取得した隣接地について、田島弥平旧宅来訪者のための便益施設等の建設を検討している。

③ 高山社跡（藤岡市）

主たる建物である母屋兼蚕室が、修復工事に伴い解体されているため、見学できないことが課題となっている。

④ 荒船風穴（下仁田町）

荒船風穴は山林の中程に位置し、公共交通網が脆弱なため、タクシーか自家用車による来場に限られる。国道から荒船風穴に至る道路が狭隘であり、山道に不慣れな観光者にとって一番のネックになっている。対策として、交通規制を実施しているが、観光資源としての在り方を考えると改善を目指すべき課題である。

15. 地域コミュニティの参画

(1) 富岡製糸場（富岡市）

・富岡製糸場を愛する会

富岡製糸場の歴史的、文化的、産業的な遺産価値の継承のため、普及活動や清掃活動を行っている。

・県立富岡実業高等学校

富岡製糸場内の花の定植及び維持管理を実施。地元園児と一緒に行うことで、製糸場への親しみや愛着を育むことに寄与している。

(2) 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

・ぐんま島村蚕種の会

田島弥平旧宅及び周辺養蚕農家群等について、来訪者へのガイドを実施している。また、蚕種製造や養蚕に焦点を当てた郷土の研究も行っている。

(3) 高山社跡（藤岡市）

・高山社顕彰会

高山社の歴史的価値を広く周知し、郷土愛の育成と絹文化を活かしたまちづくりを図るため、調査研究やボランティア解説など保存継承の活動を行っている。

(4) 荒船風穴（下仁田町）

・荒船風穴友の会

史跡内や周辺の外来植物の除草、清掃を行っている。また、荒船風穴のPR活動を各種イベントで行っている。

・県立下仁田高等学校

ぐんまコミュニティー・ハイスクール事業の一つとして荒船風穴プロジェクトを立ち上げ、ガイド活動や関連イベントへの参加を行っている（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず）。令和7年度は、7・8月に実施した。

・町立下仁田中学校

職場体験学習で、荒船風穴の現地ガイドを2日間行っている。令和7年度は10月に実施した。

(5) 群馬県

・富岡製糸場世界遺産伝道師協会

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の価値の普及・啓発を行っている。県が開催した講座修了者がボランティアとして活動している。

16. 有形と無形とのシナジー

(1) 富岡製糸場（富岡市） 該当なし

(2) 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

田島弥平旧宅の所在する境島村地域では、地域の住民も実行委員会として参加する世界遺産登録記念フェスタが毎年開催されており、令和7年度には登録11周年を記念して開催された。

(3) 高山社跡（藤岡市） 該当なし

(4) 荒船風穴（下仁田町） 該当なし

17. 計画における位置づけ

(1) 富岡製糸場（富岡市） 該当なし

(2) 田島弥平旧宅（伊勢崎市）

第3次伊勢崎市総合計画（37頁、111頁、157頁）

(3) 高山社跡（藤岡市）

藤岡市文化財保存活用地域計画（45頁）

(4) 荒船風穴（下仁田町） 該当なし

18. 経済的側面に関する事項

(1) 富岡製糸場（富岡市）

【大人】1,000円、【大学・高校】250円、【中学・小学】150円

(2) 田島弥平旧宅（伊勢崎市） 無料

- (3) 高山社跡（藤岡市） 500 円（藤岡市民、高校生以下は無料）
(4) 荒船風穴（下仁田町） 500 円（令和2年6月～）

C. その他

19. その他

(1) 令和7年度に実施したシンポジウムや式典、協議会、検討会等（予定を含む）

①群馬県

- ・第16回群馬県世界遺産専門委員会
令和7年8月13日（水） 会場：ぐんま男女共同参画センター
- ・第17回群馬県世界遺産専門委員会
令和8年3月12日（木） 会場：群馬県庁
- ・群馬県立世界遺産センター開設5周年シンポジウム「日本生糸の世界生糸市場への参入はなぜ成功したのか」
令和7年12月13日（土） 会場：富岡製糸場西置繭所

②富岡製糸場（富岡市）

- ・蟲神器×富岡製糸場コラボイベント
令和7年7月26日（土）～8月17日（日）
会場：富岡製糸場西置繭所多目的ホール他
- ・第6回富岡製糸場保存活用委員会
令和7年10月1日（水） 会場：富岡製糸場西置繭所多目的ホール
- ・ブルー・ド・ペアーージュ市友好都市協定10周年記念ゆかりのピアノコンサート
令和7年12月26日（日） 会場：富岡製糸場西置繭所多目的ホール
- ・富岡製糸場フランスウィーク
令和7年11月4日（火）～30日（水）
会場：富岡製糸場西置繭所多目的ホール他
- ・第7回富岡製糸場保存活用委員会
令和8年3月13日（金） 会場：富岡製糸場食堂

③田島弥平旧宅（伊勢崎市）

- ・第26回田島弥平旧宅調査整備委員会
令和7年6月19日（木） 会場：境島村公民館
- ・田島弥平旧宅調査整備委員会第14回史料部会
令和7年8月12日（火） 会場：田島弥平旧宅案内所
- ・第27回田島弥平旧宅調査整備委員会
令和7年11月9日（日） 会場：文化財保護課事務所
- ・田島弥平旧宅調査整備委員会第15回史料部会

- 令和7年12月16日（火） 会場：田島弥平旧宅案内所
- ・世界遺産田島弥平旧宅秋の普及公開及び世界遺産登録11周年記念フェスタ
- 令和7年11月16日（日） 会場：田島弥平旧宅及び周辺地域、田島弥平旧宅案内所、境島村公民館分館ホール（旧境島小学校体育館）
- ・「VRハングライダーで世界遺産のまちを飛ばう！」
- 令和7年8月30日（土）、31日（日） 会場：スマーク伊勢崎
- ・「VRハングライダーで世界遺産のまちを飛ばう！」（第2回デジスポISESAKI フェス内にて開催）
- 令和7年11月29日（土） 会場：伊勢崎オートレース場

④高山社跡（藤岡市）

- ・令和7年度第1回高山社跡保存整備計画策定委員会
令和7年8月25日（月） 会場：藤岡歴史館
- ・令和7年度第2回高山社跡保存整備計画策定委員会
令和8年3月11日（水） 会場：高山社情報館

⑤荒船風穴（下仁田町）

- ・町制70周年記念事業
「荒船風穴ウォーク -秋の古道を辿る-」
令和7年11月9日（日） 会場：荒船風穴
- ・令和7年度第1回下仁田町国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会
令和7年10月10日（金） 会場：下仁田町役場
- ・令和7年度第2回下仁田町国史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会
令和8年2月24日（火） 会場：下仁田町役場

（2）令和8年度に実施する予定のシンポジウムや式典、協議会、検討会等

①群馬県

- ・群馬県世界遺産専門委員会
- ・群馬県世界遺産協議会

②富岡製糸場（富岡市）

- ・第8回富岡製糸場保存活用委員会
- ・富岡製糸場フランスウィーク
- ・富岡製糸場ゆかりのピアノコンサート
- ・蟲神器×富岡製糸場コラボイベント
- ・第9回富岡製糸場保存活用委員会

③田島弥平旧宅（伊勢崎市）

- ・田島弥平旧宅調査整備委員会
- ・田島弥平旧宅調査整備委員会史料部会
- ・田島弥平旧宅 秋の普及公開（予定）

④高山社跡（藤岡市）

- ・高山社跡保存整備計画策定委員会

⑤荒船風穴（下仁田町）

- ・下仁田町史跡荒船風穴蚕種貯蔵所跡保存整備委員会
- ・「荒船風穴ウォーク」
令和8年11月上旬～中旬 会場：荒船風穴

(3) 「世界遺産富岡製糸場を核とした新たなレガシー形成事業」について

観光庁が令和4年度に「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」の公募を開始し、群馬県が富岡市とともに応募し、採択となり、関東運輸局が事業主体となって、地域におけるレガシー形成を促進するための実現可能性調査等を実施した。令和7年度は、群馬県が「富岡製糸場の魅力向上検討チーム」を設置し、レガシー形成事業の実現に向けた会議を2回開催した。

(4) 富岡製糸場に関する事業について

昭和14年に建設された煙突について、第4回富岡製糸場保存活用委員会で補強工法が決定し、令和7年度は、煙突の下部から1/3を外部鉄骨フレームで補強した。

また、乾燥場他保存整備事業については、構造補強や木工事、屋根工事等を行うとともに見学者のための活用整備工事を行った。

その他東置繭所では、展示・情報コンテンツ制作及び内部整備を行った。

(5) 高山社跡母屋兼蚕室修復工事について

令和3年度より高山社跡の母屋兼蚕室の修復・補強工事を開始した。

令和7年度は高山社跡の母屋兼蚕室の部材の修復を継続すると共に屋根工事の継続として、瓦の一次焼成を行い、補強用の鉄骨の基礎への据え付けの工事を実施した。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

めいじにほん さんぎょうかくめいいさん せいてつ せいこう ぞうせん せきたんさんぎょう
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ふくおかけん きたきゅうしゅうし おおむたし なかまし
福岡県 北九州市・大牟田市・中間市
さがけん さがし
佐賀県 佐賀市
ながさきけん ながさきし
長崎県 長崎市
くまもとけん あらおし うきし
熊本県 荒尾市・宇城市
かごしまけん かごしまし
鹿児島県 鹿児島市
やまぐちけん はぎし
山口県 萩市
いわてけん かまいしし
岩手県 釜石市
しずおかけん いず くにし
静岡県 伊豆の国市（8県11市）

3. 記載年

2015年

4. 評価基準

(ii)、(iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、建造物群
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

(1) 構成資産及び緩衝地帯における整備事業、発掘調査等

エリア1 萩

- 萩反射炉保存修理事業（萩反射炉：萩市）
平成22～令和20年度（予定） 塔体煉瓦部の保存修理
令和7年度は、煉瓦破損部分の調査結果等を踏まえた補修方針の検討を行った。
- 萩城跡保存修理事業（萩城下町：萩市）

平成 23～令和 19 年度（予定）

崩落の危険のある西門跡北石垣に崩落防止ネットを設置した。また、外堀の浚渫や木柵水路の改修を行った。

西門跡北石垣応急修理工事、萩城跡外堀浚渫工事、萩城跡外堀木柵復旧工事、萩城跡荒川矢倉環境整備業務、萩城跡東門付近環境整備業務、萩城天守閣石垣環境整備業務

エリア 2 鹿児島

- ① 反射炉遺構保存整備工事（旧集成館：株式会社島津興業）

石材の摩耗、石積の緩みや不陸、ズレ等が見られる反射炉遺構の石階段について、遺構の保全や来訪者の安全な見学環境の確保を図るため、整備工事を実施する。

令和 6 年度 地質調査、測量調査、基本設計
令和 7・8 年度 保存整備工事
- ② 旧鹿児島紡績所技師館（異人館）保存・修復工事（旧集成館：鹿児島市）

世界遺産登録以降、毎年実施しているモニタリング調査に基づき、劣化の進行が認められる外壁を中心に保存・修復を行うもの。

令和 4 年度 不陸測定等調査
令和 5 年度 保存・修復方法、スケジュールの検討
令和 6 年度 地盤調査
令和 7・8 年度 解体を伴う事前調査（調査工事）に係る基本設計、関係機関協議
令和 9 年度以降 解体を伴う事前調査（調査工事）、保存修理に係る実施設計、工事
- ③ 史跡鹿児島紡績所跡の公有化（旧集成館：鹿児島市）

史跡の本質的価値を構成する要素である技師館建築当初（1867 年）の遺構が埋蔵されている土地について、公有化及び整備を行うことで、史跡の本質的価値の保護と活用を図るとともに、史跡内の景観の向上を図る。

令和 8 年度 建物等調査 等
令和 9 年度以降 公有化
- ④ 寺山炭窯跡災害復旧事業（寺山炭窯跡：鹿児島市）

令和元年 7 月の大雨の影響により、炭窯北東側の斜面において土砂崩れが発生したことに伴い、炭窯跡の大半が流入土砂に埋没し、石積が一部崩落した。崩落後に実施した原因究明調査を踏まえ、石積再復旧に向けた検討を行う。

令和元年度 土砂除去・応急措置、崩落状況調査
令和 2 年度 炭窯遺構復旧基本設計、周辺斜面地復旧基本・実施設計

令和3年度 炭窯遺構復旧実施設計、周辺斜面地復旧工事
令和4年度 炭窯遺構復旧工事、斜面地の一部への植樹
※令和5年3月に積み直した炭窯遺構石積の一部が再び崩落
令和5年度 炭窯遺構再崩落原因究明に係る調査等
令和6年度 炭窯遺構再復旧基本設計
令和7年度 炭窯遺構の再復旧に向けた検討
令和8年度 炭窯遺構再復旧実施設計
令和9年度以降 炭窯遺構再復旧工事

エリア3 蕪山

- ① 蕪山反射炉3Dスキャナー測量（蕪山反射炉：伊豆の国市）
令和3年度に完了した蕪山反射炉本体の保存修理工事後の経過観察の一環として、令和7年9月に3Dスキャナー測量を行い、取得したデータの分析を実施した。

エリア4 釜石

- ① 橋野鉄鉱山の調査（橋野鉄鉱山：釜石市）
令和7年度は、見学路設置に伴う発掘調査及び長屋跡想定地の発掘調査を実施した。
令和8年度は、7年に引き続き長屋跡想定地の発掘調査、及び、採掘場跡の詳細測量確認を行う。
- ② 橋野鉄鉱山の整備
令和7年度は、二番高炉ブロックの見学路及び三番高炉ブロックの見学路整備工事(その1)として、見学路の一部の設置と鍛冶長屋等の遺構表示を実施した。
令和8年度はその2として見学路の設置及び二番高炉などの遺構表示を実施する。

エリア5 佐賀

- ① 三重津海軍所跡整備事業（三重津海軍所跡：佐賀市）
三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画に基づき、資産の価値の理解を効果的に深めるため、史跡整備及びガイダンス施設整備を「一体展示」として包括的に実施する。
令和元年度 地下遺構の適切な保存のため、観測孔を設置し地下水のモニタリングを開始
令和2年3月 ガイダンス施設改修起工
令和3年9月 ガイダンス施設改修竣工、供用開始
令和4年度 史跡整備追加基本設計
令和5年度 史跡整備実施設計

令和6年度 史跡整備起工
令和7～8年度 史跡整備
令和9年度 供用開始予定

エリア6長崎

- ① 端島炭坑第三堅坑捲座整備事業（端島炭坑：長崎市）
OUV に貢献する要素である第3堅坑捲座（レンガ構造物）及びそれと一体の構造物である総合事務所（RC造）を整備する。
令和2年度：基本設計
令和3年度：実施設計
令和4～6年度工事
- ② 端島炭坑入坑栈橋整備事業（端島炭坑：長崎市）
鉱員の入出坑をイメージでき、石炭生産システムを理解するうえで重要な遺構である入坑栈橋を整備する。
令和4、6年度：基本設計
令和8年度：実施設計（予定）
令和9年度：工事（予定）
- ③ 端島炭坑生産施設遺構劣化状況調査・保存方法検討（端島炭坑：長崎市）
劣化の進行が著しい生産施設遺構を可能な限り維持していくため、現在の劣化状況を踏まえて、有効な劣化抑制、補修・補強等について検討を行う。
令和6、7年度：調査・検討
- ④ 端島炭坑生産施設遺構防水整備工事（端島炭坑：長崎市）
生産施設遺構（20施設）のうち、屋上部が残っている等、防水工事が有効な施設について、劣化の進行を抑制するため、優先して防水工事を行う。
令和7年度：石炭分析室（南側）、石炭分析室（北側）、計量室の3施設の防水整備工事
令和8年度：積込ベルトコンベア、第4堅坑、第4堅坑櫓基礎の3施設の防水整備工事（予定）
- ⑤ 端島炭坑総合事務所庇補強工事（端島炭坑：長崎市）
第3堅坑捲座に隣接する総合事務所の3階庇について、崩落防止のため平成28年度に設置したサポート材の劣化が進んでいることから新たにサポート材を設置し、既存サポート材については安定を確認のうえ撤去する。
令和7年度：サポート材設置及び既存サポート材撤去工事

- ⑥ 端島炭坑護岸整備事業（端島炭坑：長崎市）
端島への波力等から算出した島を防護するのに必要な護岸強度を確保するため、島全体の護岸遺構の整備工事を実施する。
令和3年度：基本設計及び現況調査
令和4～5年度：実施設計
令和5年度～ ：整備工事
- ⑦ 小菅修船場跡保存整備事業（小菅修船場跡：三菱重工業株式会社）
国指定史跡小菅修船場跡の曳き揚げ機小屋について、建物及び内部の蒸気機械等の適切な保存を図るため、令和4年度～令和6年度にかけて耐震補強工事を含む保存整備工事を実施する。

エリア7三池

- ① 緑地広場整備事業（三角西港：宇城市）
三角西港の緩衝地帯を含む構成資産の東端から浮棧橋に至る区域において、三角ノ瀬戸を眺望できる広場、浮棧橋から三角西港への誘導通路及び駐車場を、平成29年度から令和9年度を目途に整備予定。
- ② 修理工事
- ・宮原坑；令和2年4月～令和5年8月 第二巻揚機室耐震補強工事完了（宮原坑：大牟田市）
 - ・東排水路；令和5年度測量調査、令和6年度基本設計を実施。令和7年度に解体調査・破損状況調査を伴う実施設計、令和8～9年度に修理工事を実施予定。令和2年度においてスクリーニング実施済。（三角西港：宇城市）
- ③ 宮原坑防災施設整備（宮原坑：大牟田市）
宮原坑第二堅坑巻揚機室にスプリンクラー等防火設備設置工事完了。
令和5年度：設計
令和6年度：設備設置
- ④ 万田坑周辺における都市計画道路建設事業（万田坑：熊本県）
令和3年3月にユネスコ世界遺産センターへ報告を行った「三池炭鉱・三池港（構成資産7-1）及びその緩衝地帯における都市計画道路の線形変更に係る遺産影響評価」について、令和5年度に補足資料を作成し、令和6年度にユネスコ世界遺産センターへ提出。令和7年度にICOMOSから、万田坑のOUVに影響を与えることはないとのテクニカルレビューがあった。
- ⑤ 専用鉄道敷跡西原駅柵改修工事（万田坑：荒尾市）
専用鉄道敷跡の西原駅周辺の史跡を囲む柵が老朽化しているため、取り

換えた。令和6年2月～令和7年5月末に実施。

⑥ 宮原坑管理施設（鉄骨階段）整備工事

施設の理解促進を図るため、宮原坑第二豎坑櫓下の坑口につながる地下空間への階段及び三池炭鉱専用鉄道敷跡へ降りる階段を設置する。令和7年度完了。

⑦ 三池港緑地整備事業（三池港：福岡県）

世界遺産の遺産価値、特に三池港の遺産価値に対する訪問者の理解を深めるインタープリテーション施設を整備するもの。令和5年度から整備工事実施中。

エリア8八幡

① 街なみ環境整備事業（遠賀川水源地ポンプ室：中間市）

令和14年度までの予定で、遠賀川水源地ポンプ室が所在する土手ノ内地区の環境整備事業を実施。

② 街なみ環境整備事業（官営八幡製鐵所 旧鍛冶工場：北九州市）

令和4年度に詳細設計を行い、令和6年度に旧鍛冶工場の耐震及び外観整備工事に着手し、令和9年度まで実施予定。

（2）災害要因と対応状況

各構成資産において想定される災害と防災対策、災害が発生した場合の対応については、各構成資産の管理保全計画（CMP）、修復・公開活用計画に記載されている。

火災については以下のとおり対応している。

- ・自動火災報知機及び消火器等の機器・設備の設置。
- ・定期的な防火・防災訓練、設備点検の実施。
- ・構成資産、構成資産の構成要素の建造物、重伝建地区、ビクターセンターの防火設備の緊急把握調査及び主要建造物の実地調査を実施。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

なし

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- ・包括的保存管理計画

「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（平成26年）

- ・各構成資産の保存活用計画

萩地区管理保全計画、集成館地区管理保全計画、三重津海軍所跡管理保全計画、葦山反射炉管理保全計画、橋野鉄鉱山管理保全計画、長崎造船所管理保

全計画、高島炭鉱管理保全計画、小菅修船場管理保全計画、旧グラバー住宅管理保全計画、三角西港管理保全計画、三池炭鉱管理保全計画、三池港管理保全計画、官営八幡製鐵所管理保全計画（平成 26 年）

9. 保存管理体制の状況

本資産の管理保全は「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（平成 26 年 1 月 29 日作成）に基づいて、関係省庁、関係自治体、所有者等が連携し取り組むこととなっている。保存管理体制については、下記体制図のとおり。

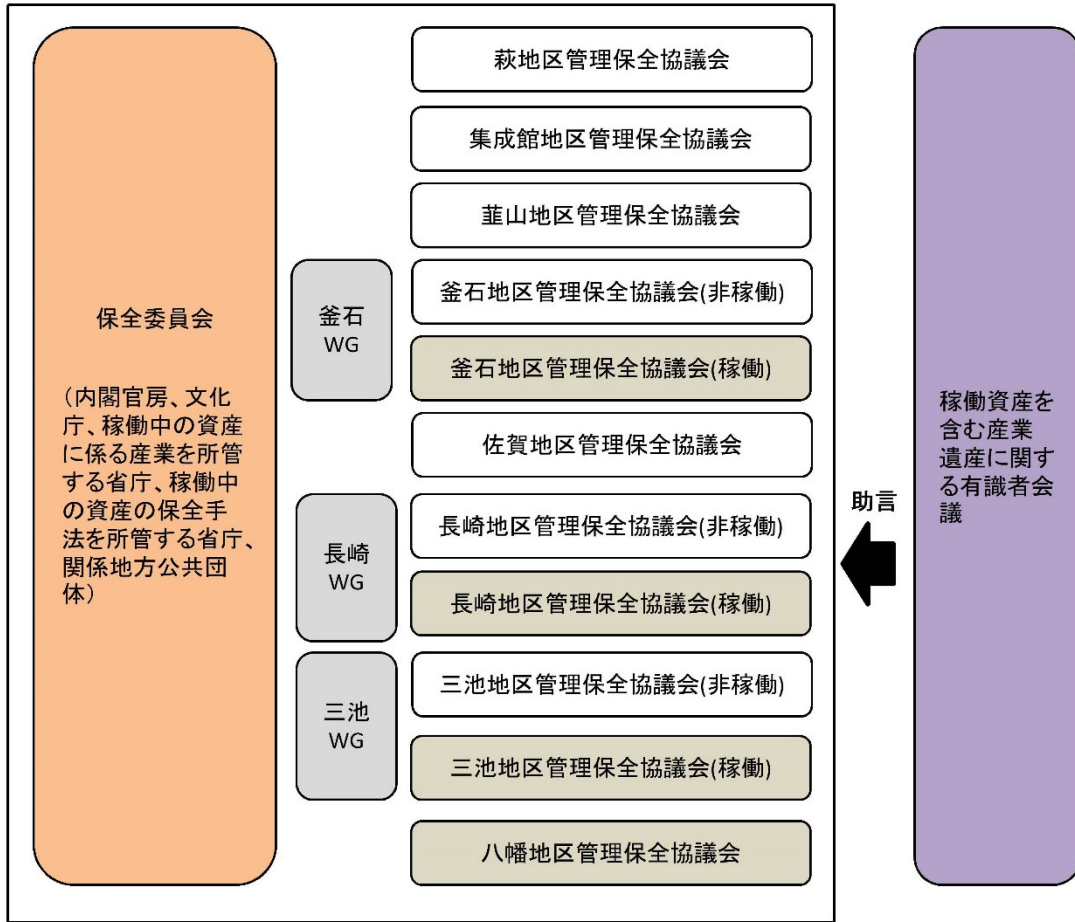
なお、各地区別保全協議会については、それぞれ年 1～3 回程度開催し、所有者、管理者、関係行政機関での意思疎通に努めつつ意思決定を行っている。また、保全委員会については年 2 回程度開催し、関係行政機関において一群の構成資産から成る資産の全体にわたる事項について、情報・意見の交換及び意思決定を行っている。

- 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会
令和 7 年 11 月 7 日実施（オンライン併用開催）

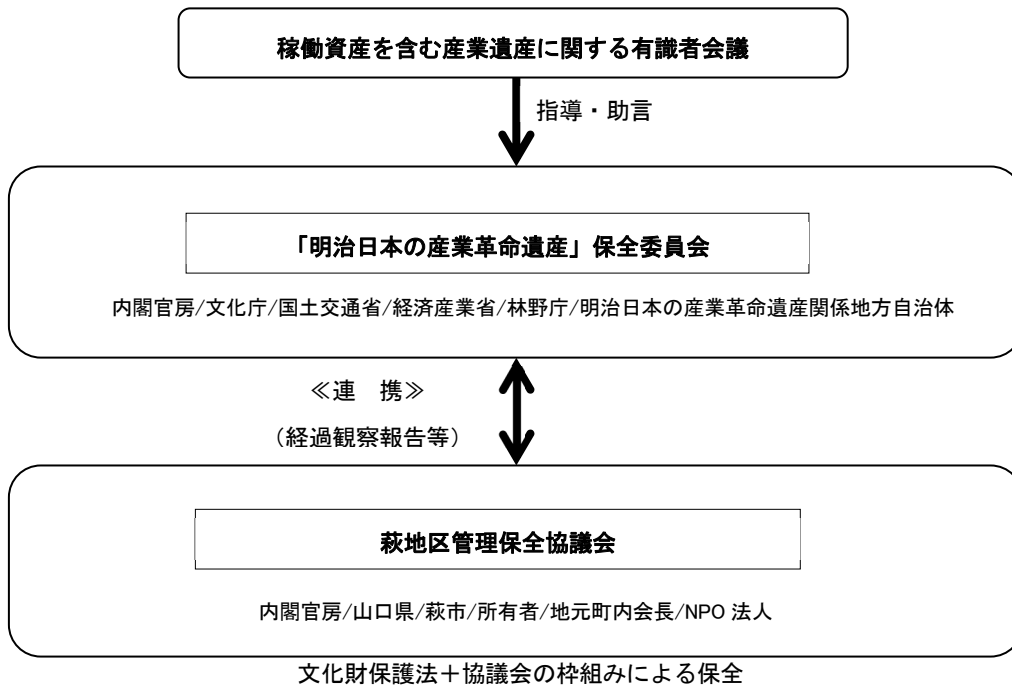
- 稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議
令和 7 年 9 月 30 日実施（オンライン併用開催）

- 各地区別保全協議会
第 1 回 令和 7 年 5 月・6 月実施（対面・書面開催）
第 2 回 令和 7 年 11 月 19 日（書面開催：長崎）

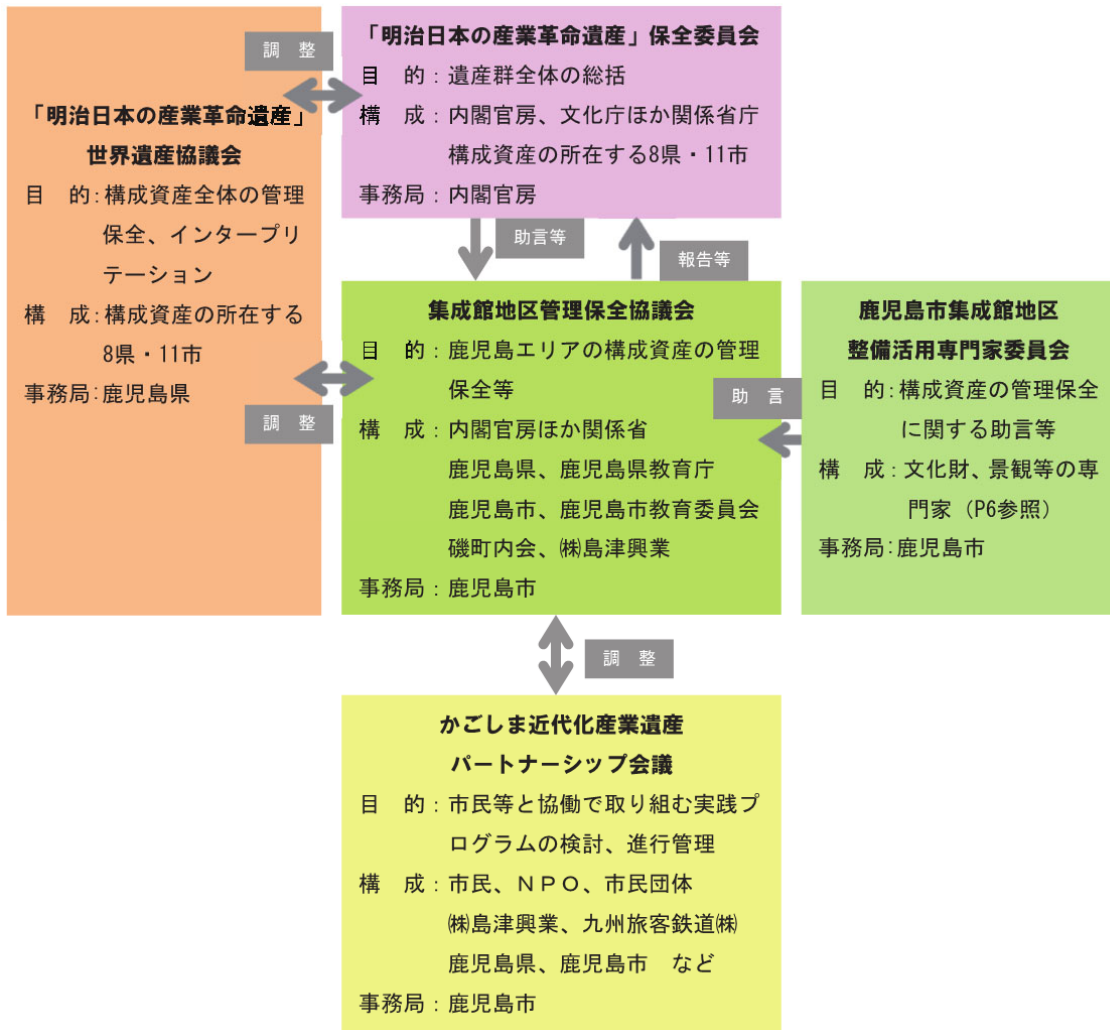
「明治日本の産業革命遺産」管理保全体制



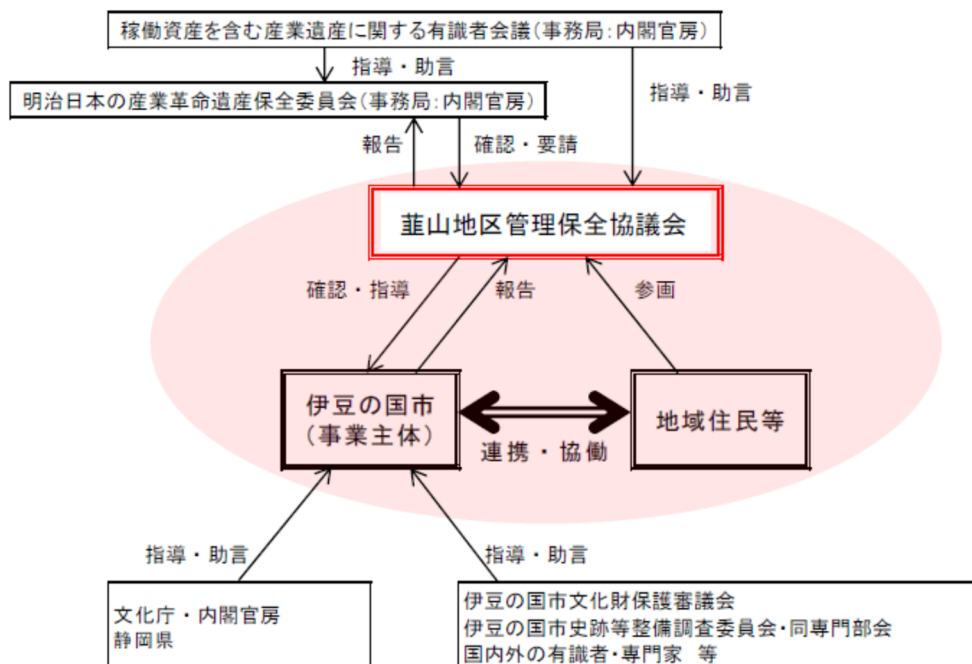
エリア1 萩



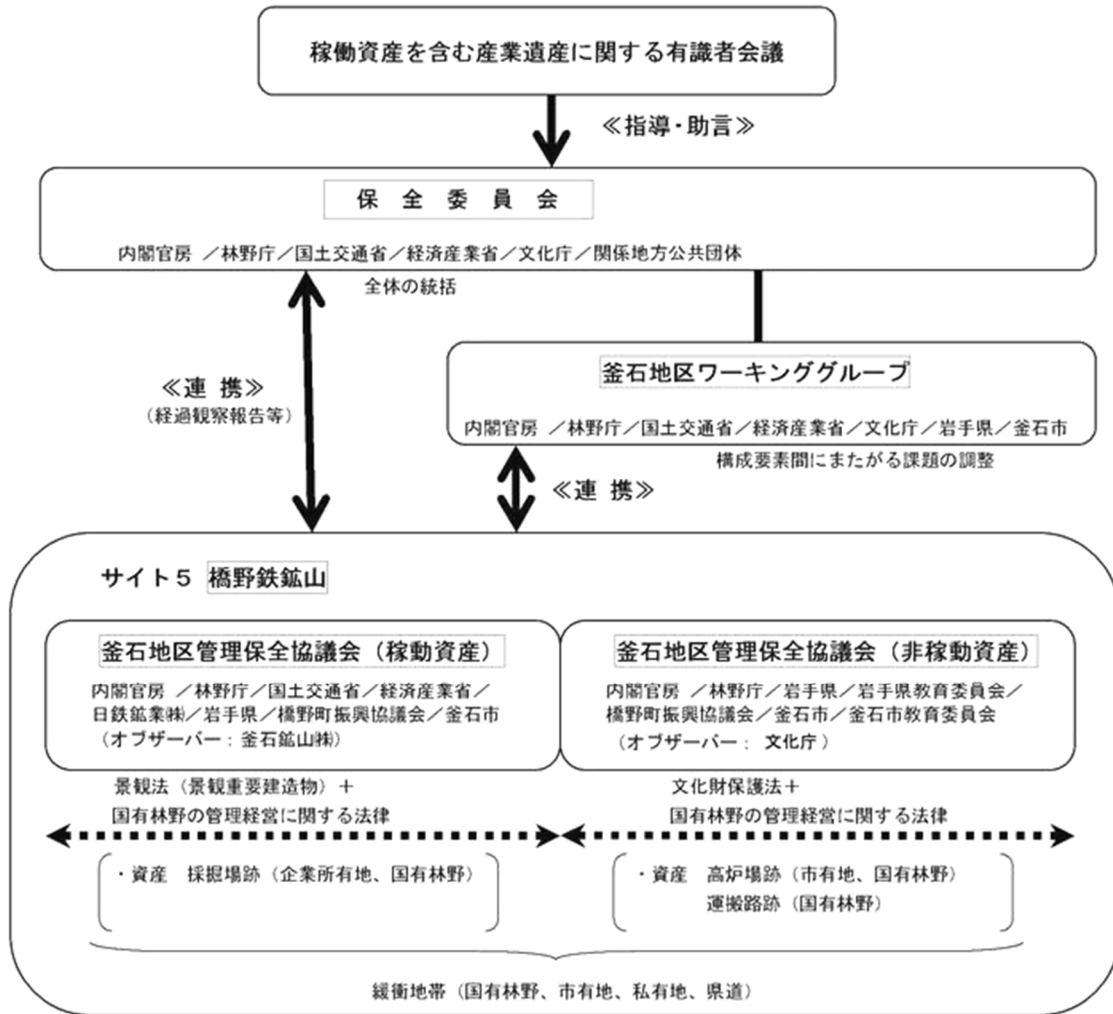
エリア2 鹿児島



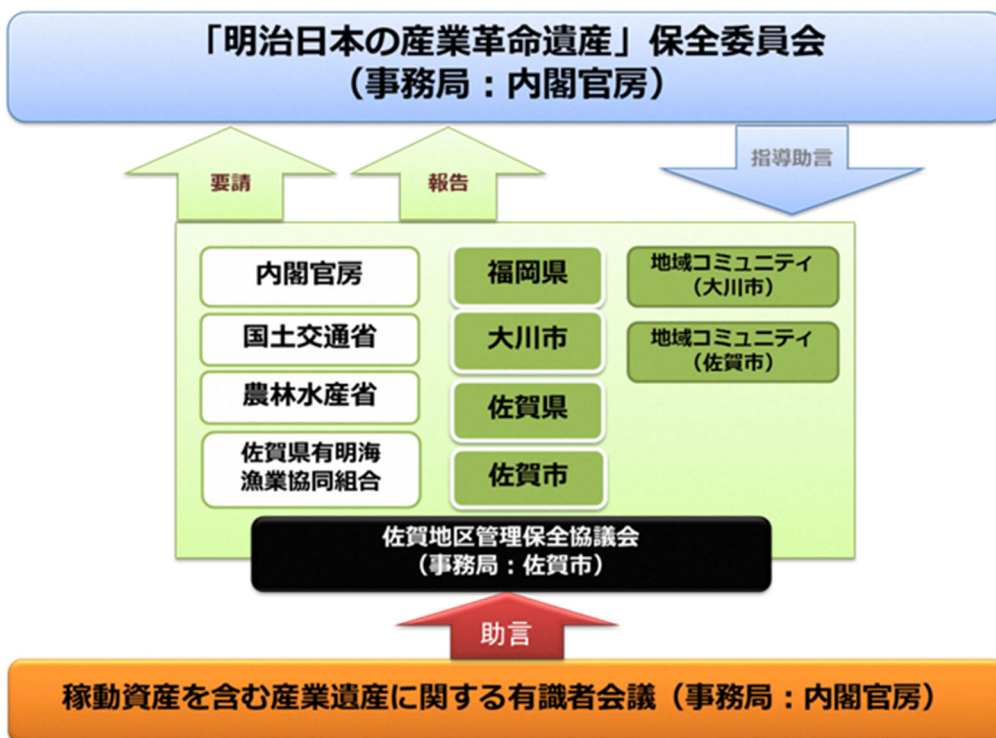
エリア3 韮山



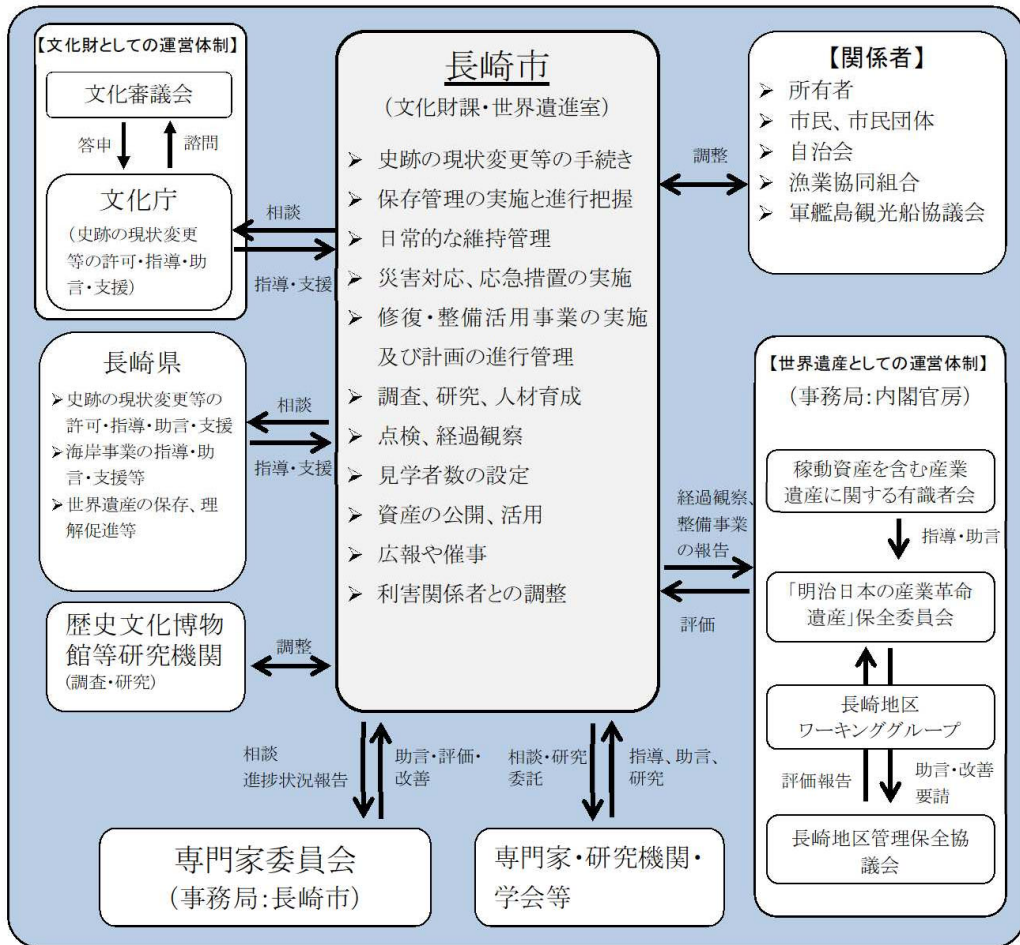
エリア4 釜石



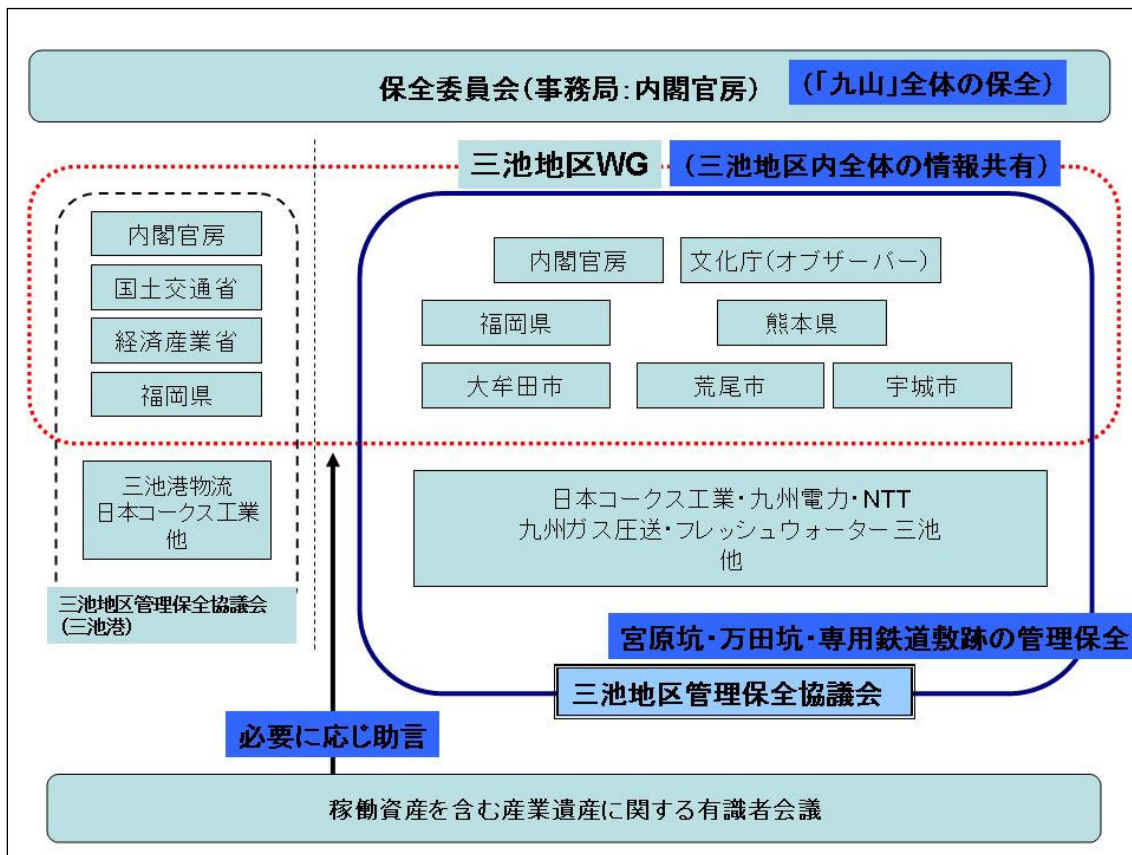
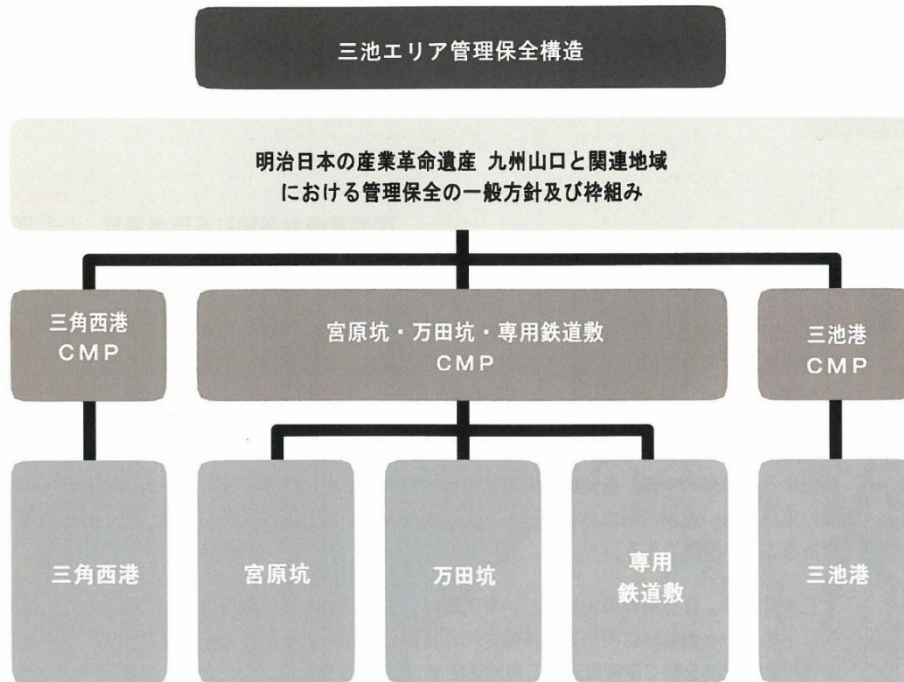
エリア5 佐賀



エリア6 長崎



エリア7 三池



世界遺産構成資産及び緩衝地帯の管理保全に係る体制

【荒尾市】

三池地区管理保全協議会（非稼働資産）

- ・三池エリア（三池炭鉱、三角西港）の資産等に係る管理保全についての協議
- ※平成25年3月設立。大牟田市、宇城市とともに三池エリアの非稼働資産全体の管理保全についての協議を行う。

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会

- ・三池炭鉱万田坑及び専用鉄道敷跡（荒尾市分）に係る管理保全についての協議
- ※平成22年3月設立。当初は教育委員会所管であったが、平成28年4月から産業振興課が所管。現在は、市文化財保護委員会をはじめとする市内の関係団体等から選出された5人の委員で構成されているが、平成31年度から半職経験者（景観、建築分野を想定）を2名程度追加し、WHPだけでなくBZの景観保全についても意見や助言を行っていく予定。

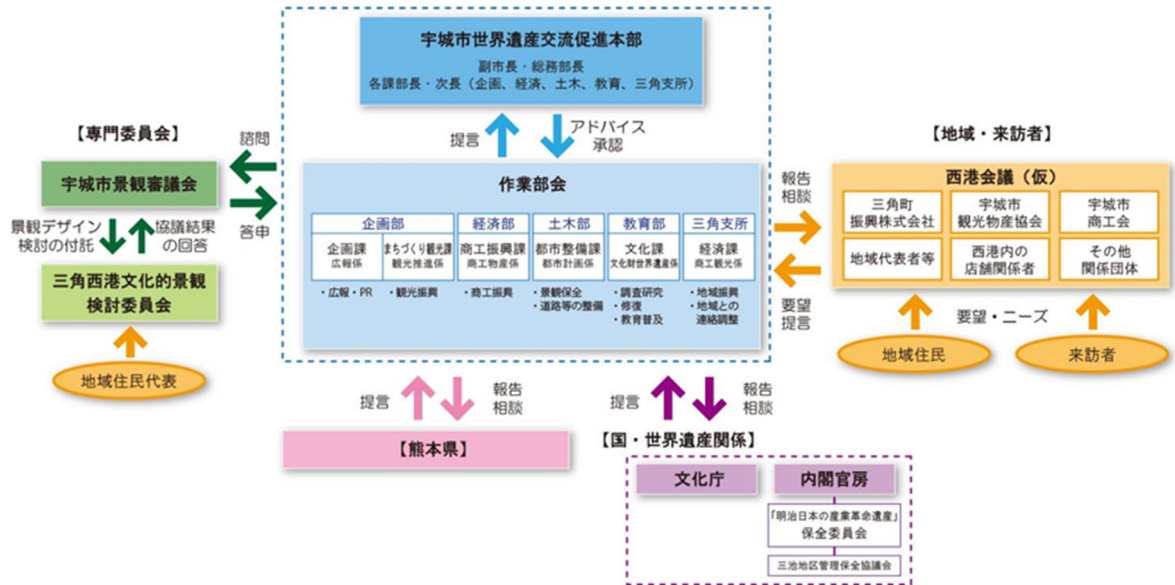
荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設保存整備活用検討委員会

- ・万田坑施設内の国重要文化財施設に係る保存修理についての協議
- ※平成28年12月設立。万田坑の国重要文化財建造物の保存修理に関する意見や助言を行う。

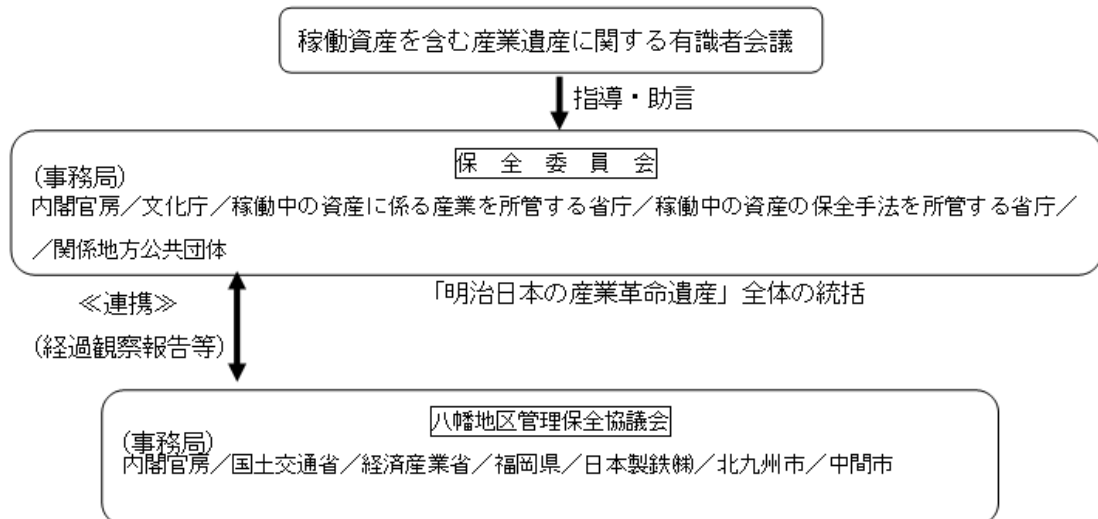
相互連携

※一部委員の兼務等を検討

【庁内組織】



エリア8 八幡



10. 保護措置

- 平成 27 年 4 月 1 日 中間市屋外広告物条例施行
- 平成 27 年 9 月 史跡 高島炭鉦跡(高島北溪井坑跡・中ノ島炭坑跡・端島炭坑跡) 保存管理計画策定
- 平成 27 年 11 月 12 日 宇城市附属機関設置条例の一部改正
- 平成 28 年 3 月 7 日 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件(文部科学省告示第 4 5 号)
- 平成 28 年 3 月 長崎市観光振興計画 2020
- 平成 28 年 10 月 史跡三井三池炭鉦跡のうち、旧長崎税関三池税関支署史跡追加指定告示
- 平成 29 年 4 月 1 日 伊豆の国市屋外広告物条例施行
- 平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月 各資産において史跡等整備基本計画(修復公開活用計画)策定。史跡等の整備基本計画と世界遺産の修復・公開活用計画を一体として策定。
- 史跡萩反射炉ほか 6 史跡等整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」萩反射炉ほか 3 構成資産修復・公開活用計画
 - 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」松下村塾修復・公開活用計画
 - 史跡旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝・史跡鹿兒島紡績所跡整備基本計画、名勝仙巖園 附花倉御飯屋庭園整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」集成館修復・公開活用計画
 - 史跡葦山反射炉整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」葦山反射炉修復・公開活用計画
 - 橋野鉄鉦山の保存・整備・活用に関する計画
 - ・国史跡橋野高炉跡整備基本計画(改訂)
 - ・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」橋野鉄鉦山修復・公開活用計画
 - 三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画
 - ・史跡三重津海軍所跡整備基本計画
 - ・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三重津海軍所跡修復・公開活用計画
 - 史跡小菅修船場跡整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」小菅修船場跡 修復・公開活用計画
 - 史跡高島炭鉦跡整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」高島炭坑 端島炭坑 修復・公開活用計画

- 「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
旧グラバー住宅 修復・公開活用計画
- 重要文化的景観「三角浦の文化的景観」整備計画／世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三角西港修復・公開活用計画
- 三池炭鉱跡の保存・公開・活用に関する計画[大牟田市版]
 - ・史跡三井三池炭鉱跡 宮原坑跡 万田坑跡 専用鉄道敷跡 旧長崎税関三池税関支署 整備基本計画
 - ・世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三池炭鉱修復・公開活用計画
- 三池炭鉱跡の保存・公開・活用に関する計画[荒尾市版]
 - ・史跡三井三池炭鉱跡 万田坑跡 専用鉄道敷跡 整備基本計画
 - ・世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三池炭鉱修復・公開活用計画

平成 30 年 3 月 三池港修復・整備活用計画策定

令和 6 年 3 月 磯地区（旧集成館の構成資産範囲及び緩衝地帯）の一部
において鹿児島都市計画高度地区指定

令和 7 年 9 月 18 日 緩衝地帯における鉄道駅（仙巖園駅）設置事業に伴い地下遺構の確認された一帯を史跡旧集成館附寺山炭窯跡関吉の疎水溝に追加指定（文部科学省告示第 81 号）

1 1. 予算措置

年度	協議会予算額（千円）
R 3	7 4, 2 0 0
R 4	8 0, 6 2 6
R 5	8 1, 4 0 0
R 6	8 3, 9 9 9
R 7	5 2, 1 4 1

※ 令和7年7月に登録10周年を迎えたことから、別途、特別予算を編成し、世界文化遺産登録10周年記念事業を行った。

※ この他各自治体の関係部局においてそれぞれ予算措置を行っている。

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

エリア2 鹿児島

【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

- ・関吉の疎水溝 危険木伐採等（鹿児島市）
- ・反射炉 石階段整備等（島津興業）

- ・建造物の保存修理、石階段整備等（島津興業）
- ・建造物、観水舎跡災害復旧（島津興業）

エリア4 釜石

【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】

市内遺跡・橋野高炉跡

- ・採掘場跡の3次元測量を実施(継続)、三番高炉ブロック及び大門、水路跡の発掘調査と現地説明会
- 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
- ・二番高炉ブロック見学路工事

エリア5 佐賀

【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

- ・三重津海軍所跡の史跡現地整備

エリア6 長崎

【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

- ・端島炭鉱跡について、遺構の現況調査及び図面作成、緊急的に対応が必要な総合事務所庇補強工事並びに石炭分析室（南側・北側）及び計量室の防水整備工事を実施やモニタリングカメラ用発電装置等の更新。
（長崎市）

エリア7 三池

【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

- ・宮原坑壑坑跡の地下空間や鉄道敷へ降りるための階段整備および案内板・外柵整備等を実施。（大牟田市）
- ・三池炭鉱専用鉄道敷跡にある旧西原駅の老朽化した柵の取り換え事業。
（荒尾市）
- ・三角旧港（三角西港）施設東排水路保存修理事業。三角西港のうち東排水路の修理事業（熊本県港湾課）

13. 国庫補助金（文化庁を除く）の活用状況

エリア6 長崎

令和3年度より社会資本整備総合交付金（国土交通省、海岸環境整備事業）を活用し、端島の護岸整備工事（R3・R4年度は調査と設計のみ、R5年度から工事）に着手（交付金額R3：20,000千円、R4：49,000千円、R5：80,000千円、R6：133,000千円、R7：129,000千円）

エリア8 八幡

令和6年度より社会資本整備総合交付金（国土交通省、街なみ環境整備事業）を活用し官営八幡製鐵所旧鍛冶工場の耐震・外観整備工事に着手（補助金額 R6：56,515千円、R7：68,666千円）。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

年度	人数
R3	921,420
R4	2,103,482
R5	2,291,844
R6	2,406,655
R7	2,105,057

- ※ 資産への来訪者の合計数（令和7年度は令和7年4月から令和7年12月末まで）
- ※ 三菱長崎造船所 第三船渠、ジャイアント・カンチレバークレーン、占勝閣は非公開施設のため集計なし
- ※ 高島炭坑（北溪井坑跡）、小菅修船場跡は30年度以降集計なし

15. 地域コミュニティの参画

エリア1 萩

- ・堀内町内会による「城下町萩・堀内散策」や清掃活動の実施。
- ・帆船「みらいへ」体験航海、「萩城下町」お宝トレジャーハンター、ARを活用した世界遺産クイズラリー、萩反射炉ライトアップ等の実施。
- ・関連イベント開催助成、絵画募集・展示、認定商品、協力店によるPR事業の実施。

エリア2 鹿児島

- ・かごしま近代化産業遺産パートナーシップ会議において、地元町内会等による遺産周辺の清掃や植栽、おもてなしなどの地域魅力アップにつながる活動を行うとともに、遺産の価値や魅力を伝えるため、ボランティアガイドによる定点ガイド等を実施。
- ・寺山炭窯跡災害復旧事業のうち、植生回復については「世界遺産寺山の森再生プロジェクト」と題し、市民参加型の取り組みを実施。本プロジェクトは被災前までの史跡景観を構成していたシイ・カシ等の森について植樹による回復を試みるもので、種子となるドングリの採取から播種・育苗・植樹までの一連の取り組みを通して史跡の価値の理解、愛着の醸成を図るものである。市内の大学1校、中学校8校、小学校5校、3町内会のほか、7企業、NPO

法人2団体、鹿児島市4施設、延べ2,500人の参加を得て実施しており、令和7年秋には世界遺産登録10周年を記念する植樹イベントを実施した。また、同年秋から第2期の取組を開始し、令和11年度の植樹を目指す。

- ・史跡鹿児島紡績所跡では、令和3年度に整備した植栽スペースにおいて、和・洋の綿花を栽培し、摘み取りや機織りを市民参加型のイベントとして実施。幕末における紡績業の近代化を体感し、理解増進を図ることが目的。

エリア3 葦山

- ・地域住民が組織するガイド団体による資産のガイド活動や資産巡視活動を実施。
- ・「葦山反射炉を愛する会」による講演会等各種イベントの実施。
- ・地元建設業協会による河川を含む資産範囲内の草刈り・清掃活動を実施。
- ・市内中学校1年生を対象に「葦山反射炉検定」及び事前講座を実施。
- ・「株式会社木村鋳造所」による鋳物体験教室の実施。

エリア4 釜石

- ・橋野町振興協議会による橋野鉄鉱山インフォメーションセンターの管理受託、橋野鉄鉱山の環境整備業務受託、地域イベントの実施
- ・釜石観光ガイド会による常駐ガイドの設置
- ・鉄のふるさと釜石創造事業実行委員会による各種イベントの実施
(橋野鉄鉱山、インフォメーションセンター、鉄の歴史館、釜石鉱山展示室 Teson、郷土資料館等の施設における企画展や市内外での出前講座等)
- ・令和7年度「岩手の世界遺産」教員現地研修会の実施
- ・令和7年度「岩手県3つの世界遺産ガイド交流会」の実施
- ・令和7年度「岩手の3つの世界遺産 児童交流会」の実施
- ・令和7年度「いわての3つの世界遺産パネル巡回展」の実施

エリア5 佐賀

- ・地域コミュニティ組織や民間企業、民間団体による三重津海軍所跡の定期的な清掃活動
- ・地元まちづくり協議会による三重津かるたの制作、かるた大会の実施

エリア6 長崎

- ・地元自治会によるガイドの実施。(小菅修船場跡)
- ・クルーズ会社による軍艦島上陸・周遊クルーズの実施。(端島炭坑)
- ・長崎居留地まつりにおいてグラバー顕彰式を実施。(旧グラバー住宅)
- ・副読本「のびゆく長崎」を活用した小中学生向け世界遺産学習の実施。(全資産)

エリア7 三池

- ・万田坑緩衝地帯内の万田公園における地域住民による除草作業の実施。
(荒尾市)
- ・地元小学校生徒による子どもガイドを年数回実施。(荒尾市)
- ・地元企業によるボランティア除草作業実施。(荒尾市)
- ・毎年11月3日に世界遺産を含む大牟田市・荒尾市内の近代化遺産に関するイベントを世界遺産のある地元住民や小学校、高校と協働で実施(大牟田市・荒尾市)
- ・駛馬校区まちづくり協議会、大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会により宮原坑駐車場への花植えを実施。(大牟田市)
- ・地元小学校生徒による宮原坑の子どもガイドを年数回実施。(大牟田市)
- ・市内の全小学校6年生を対象とした近代化産業遺産の見学会を開催。
(大牟田市)
- ・小中学校への出前授業を実施。(大牟田市)
- ・宇城市観光物産協会によるガイド実施(宇城市)
- ・地域住民・団体・企業等による清掃活動(宇城市)
- ・小学生による地域学習(宇城市)
- ・地域団体等による各種イベント開催(宇城市)
- ・世界遺産登録10周年パネル展「三角西港10thアニバーサリー-DAYS!」開催
(宇城市)
- ・世界遺産登録10周年3市広報合同特集企画実施(大牟田市・荒尾市・宇城市)
- ・世界遺産登録10周年シャチハタ重ねおしスタンプラリー「くまもとの世界遺産」の実施(熊本県・荒尾市・宇城市【協力：天草市】)
- ・世界遺産登録10周年記念パネル展「近代日本を支えた黒ダイヤ」開催
(福岡県・熊本県・大牟田市・荒尾市・宇城市)
- ・世界遺産検定講座・検定試験への参加(荒尾市・宇城市・佐賀市・長崎市・中間市)
- ・万田小学校と三角小学校の6年生が互いの資産を訪問し、ガイドし合う交流学習事業を実施。(熊本県・荒尾市・宇城市)
- ・世界遺産キッズアカデミーの開催(「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議(福岡県・北九州市・大牟田市・中間市))

エリア8 八幡

- ・(公財)北九州観光コンベンション協会のボランティアガイドにより、官営八幡製鐵所旧本事務所眺望スペース、世界遺産ビジターセンターにおいて、来場者に対するボランティアガイドを実施。(北九州市)
- ・NPO 法人中間市観光まちづくり協議会及び中間市観光ガイドにより、遠賀川水源地ポンプ室眺望スペースでの来場者に対するボランティアガイドを実施。
(中間市)
- ・世界遺産キッズアカデミーの開催。(「明治日本の産業革命遺産」福岡県世

界遺産連絡会議（福岡県・北九州市・大牟田市・中間市）

- ・年長者研修大学校等への出前講座を実施。（福岡県・北九州市・中間市）
- ・旧本事務所内部見学ツアーを実施。（北九州市）
- ・中間市観光ガイド及び地元高校生による清掃活動の実施。（中間市）

16. 有形と無形とのシナジー

なし

17. 計画における位置づけ

エリア1 萩

萩市歴史的風致維持向上計画（第2期） p29

萩市文化財保存活用地域計画 p43～p44、p86

エリア3 蕨山

伊豆の国市歴史的風致維持向上計画 p57、p64-p67、p138、p140、p166～p170、
p173

伊豆の国市文化財保存活用地域計画 p33～p37、p40、p52～p53、p76
p80～p85、資料1（p8～p10）

エリア4 釜石

釜石市文化財保存活用地域計画 p40～p41 p93～p98

エリア5 佐賀

佐賀市歴史的風致維持向上計画（第2期） p146～p151

エリア6 長崎

長崎市歴史的風致維持向上計画 p184

18. 経済的側面に関する事項

※ 各資産への入場料（無料施設は無記載）

エリア1 萩

- 萩城下町
- ・木戸孝允旧宅 100円
 - ・口羽家住宅 100円
 - ・青木周彌旧宅 100円
 - ・旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 100円
 - ・萩城跡 220円
- ※小中学生割引、団体割引等のある施設あり

エリア2 鹿児島

- ・仙巖園 一般1,600円 小・中学生、高校生800円

・旧鹿児島紡績所技師館(異人館) ※令和7年10月料金改定

【市民料金】 (一般) 個人: 300 円/団体: 240 円
(小中学生) 個人: 150 円/団体: 120 円

【市外料金】 (一般) 個人: 400 円/団体: 320 円
(小中学生) 個人: 200 円/団体: 160 円

改定前 (一般) 個人: 200 円/団体 160 円
(小中学生) 個人: 100 円/団体 80 円

エリア3 葦山

葦山反射炉(ガイダンスセンター含む)の入場料

一般 500 円(団体 20 名以上 450 円) 小中学生 50 円 ※市民無料

エリア6 長崎

端島見学施設使用料

大人 650 円、中高生 320 円、小学生 150 円(令和8年4月～)

大人 310 円、中高生 310 円、小学生 150 円(～令和8年3月)

※端島に上陸する場合は、端島見学施設使用料に加えて、別途船会社ごとに設定されている乗船料が発生します。

グラバー園入場料

一般 1,300 円、こども(小中学生及び高校生) 650 円(令和8年4月～)

一般 620 円、高校生 310 円、小中学生 180 円(～令和8年3月)

エリア7 三池

三池炭鉱万田坑

大人 410 円(団体 320 円)、高校生 310 円(団体 240 円)、小・中学生 210 円
(団体 160 円)、乳幼児(小学生未満) 無料

※ 持続可能な保存・継承に向けた収益化の工夫

葦山反射炉・江川邸共通券の発行

葦山反射炉築造を主導した江川英龍の居宅である「江川邸」との共通券を発行している。一般 900 円(別途購入だと 1,250 円) 小中学生 250 円(別途だと 350 円)(伊豆の国市)

平成 24 年に近代化産業遺産を活用したまちづくりプランの趣旨に賛同する地域代表の方々が発起人となり、経済団体や関係団体への呼びかけを行い、平成 25 年 7 月に「大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会」を設立された。この協議会では、世界遺産ポロシャツや啓発グッズの作成、販売を行い、世界遺産の PR に取り組んでいる。(大牟田市)

佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館にて、三重津海軍所のドライドック木組

遺構の原寸大模型、大型スクリーン映像、マルチビジョンを駆使した映像などを用いた展示や解説を行っている。また、年数回企画展を行い歴史館への誘客に取り組んでいる。（歴史館観覧料：大人/500円、小中高校生/200円）

（佐賀市）

ふるさと納税や寄付等、様々な方法で財源の確保に取り組んでおり、今後も新たな財源確保の方法がないか検討を進めている。（長崎市）

※ 収益から保存管理に充てられている割合等

葦山反射炉の入場料収益の中から、毎年1千万円を「葦山反射炉保全基金」として積立てており、葦山反射炉本体の大規模な保存修理等に備えている（令和7年度末基金残高159,026,779円）。残余の入場料収益は、葦山反射炉ガイダンスセンターの運営・維持管理に充当している。（伊豆の国市）

端島見学施設使用料の収入から施設運営費を除いた収支差額を端島（軍艦島）整備基金に積み立て、端島炭坑の保存整備に充てている。（長崎市）

C. その他

19. その他

（1）今年度を実施または来年度に予定されている世界遺産に関するシンポジウムや式典、協議会、検討会等

1）「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会実施事業

① 幹事会・作業部会

第1回幹事会、作業部会

令和7年5月22、23日 開催地：静岡県

第2回作業部会

令和7年8月26日 オンライン開催

第2回幹事会、第3回作業部会

令和7年10月7、8日 開催地：熊本県

② 管理保全研修会

関係自治体職員を対象に管理保全に係る研修を実施

第1回 令和7年5月22日 開催地：静岡県

第2回 令和8年1月16日 開催地：福岡県

③ ガイド研修会

「明治日本の産業革命遺産」ガイド研修会

令和7年10月22、23日 開催地：岩手県

③ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念シンポジウム

「その価値と次世代への継承～世界遺産登録10周年を迎えて～」

令和7年7月6日（日）東京国際フォーラム ホールB5

2）構成資産の所在する各自治体において実施する事業

- ア 世界遺産登録10周年記念企画展「シン・萩の世界遺産—ここまでわかった！明治日本の産業革命遺産—」
時期：令和7年3月15日（土）～令和7年7月6日（日）
- イ 世界遺産登録10周年記念「マンガでわかる！萩の世界遺産」の出版
発売日：令和7年10月25日（土）
販売所：萩博物館ミュージアムショップ
萩・明倫学舎お土産ショップ
- ウ 世界遺産登録10周年記念シンポジウム開催
時期：令和7年10月26日（日）
会場：萩市民館大ホール
基調対談、パネルディスカッション、長州ファイブジュニア英国語学研修報告会
- エ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念シンポジウム
「その価値・意義の見つめ直しと次世代への継承」
令和7年7月12日（土）鹿児島県・一般財団法人自治総合センター主催
- オ 「明治日本の産業革命遺産」世界文化遺産登録10周年記念シンポジウム—かかわる・つながる・つなげる—
令和7年7月26日（土）鹿児島市・鹿児島大学法文学部附属「鹿児島の近現代」教育研究センター主催
- カ 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」鹿児島エリア 登録10周年記念インタビュー誌『世界遺産とわたしたち 大学生とともに紡ぐメッセージ』電子版刊行
令和7年7月26日（土）鹿児島市・鹿児島大学法文学部附属「鹿児島の近現代」教育研究センター監修
- キ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念「世界遺産 寺山の森再生プロジェクト 植樹体験ワークショップ」
令和7年11月15日（土）鹿児島市主催
- ク 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念「英国文化を鹿児島の食材で楽しむ 異人館でアフタヌーンティー」
令和7年11月29日（土）鹿児島市・株式会社島津興業主催
- ケ 「明治日本の産業革命遺産」葦山反射炉世界遺産登録10周年記念講演会（葦山エリア）
令和7年10月25日（土）伊豆の国市・葦山反射炉を愛する会共催

- コ 世界遺産PRイベント
(県内の商業施設にて静岡県の世界遺産をPRするイベントを開催)
令和7年10月4日(土)、11月15日(土)、12月6日(土)
静岡県・伊豆の国市共催
- サ 世界遺産登録10周年記念シンポジウム(釜石エリア)
令和7年7月12日(土) 釜石市主催・岩手県共催
世界遺産登録10周年記念橋野鉄鉱山マルシェ
令和7年7月13日(日) 釜石市主催
(予定) 令和8年 大島高任生誕200年事業
- シ 世界遺産登録10周年記念シンポジウム(佐賀エリア)
令和7年7月13日(日) 佐賀県・佐賀市共催
- ス 世界遺産アカデミーとエリア7・8の協力のもと、世界遺産検定講座を5回と、各市内で会場を設け世界遺産検定(2級、3級、4級)を実施(荒尾市主催、宇城市・佐賀市・長崎市・中間市共催)
- セ 10周年記念のつどい(大牟田市)
令和7年8月2日(土)
大牟田市・「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議 主催
大牟田市文化会館小ホール
- ソ なかまへりテージフェス 「明治日本の産業革命遺産」10周年記念特別講演会
『産業遺産から世界遺産へー世界遺産「明治日本の産業革命遺産」概要と登録の経緯ー』令和7年11月26日(水)
『官営八幡製鐵所と遠賀川水源地ポンプ室』令和7年11月27日(木)
(中間市・特定非営利法人中間市観光まちづくり協議会主催)
- ※ 上記の他、各自治体において各種世界遺産登録10周年記念事業を実施している。

3) 産業遺産情報センター主催事業

- ・世界遺産「明治日本の産業革命遺産」インタープリテーション研修
令和7年10月7日～令和7年12月16日のうち、計3回
産業遺産情報センターで開催

(2) その他特記事項

第 45 回世界遺産委員会決議

令和 5 年 9 月 14 日第 45 回世界遺産委員会において「明治日本の産業革命遺産」の保全状況報告書に対する審議が行われた。締約国の努力が認識され、世界遺産センター及び諮問機関によるレビューのために、2024 年 12 月 1 日までに関係する締約国との継続的な対話及び本資産の説明戦略を強化するための更なる措置に関する最新の情報を提出することを要請された。この要請に対し、国はインタープリテーション及び対話に関する報告書を令和 6 年 11 月 29 日（金）にユネスコ世界遺産センターに提出した。

令和 7 年 2 月にユネスコ及び諮問機関において、報告書に対するレビューが行われ、関係する締約国との継続的な対話について奨励された。

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ル・コルビュジエの^{けんちくさくひん}建築作品—^{きんだいけんちくうんどう}近代建築運動への^{けんちょ}顕著な^{こうけん}貢献—

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

^{とうきょうとたいとうく}
東京都台東区

3. 記載年

2016年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

国立西洋美術館では特に記載すべき事項はありません。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

令和7年6月13日、世界文化遺産「ル・コルビュジエ建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会にて策定

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

2013年 重要文化財（建造物）国立西洋美術館本館 及び登録記念物（名勝地関係）国立西洋美術館園地保存活用計画

2015年 PLAN DE GESTION DU BIEN MANAGEMENT PLAN OF THE PROPERTY

9. 保存管理体制の状況

①貴都道府県及び市区町村における担当部局の設置、関係地方公共団体・部局間連携会議の設置等

○担当部局

- ・ 東京都 東京都教育庁地域教育支援部管理課
- ・ 台東区 台東区国際・都市交流推進室世界遺産担当
台東区都市づくり部都市計画課、地域整備第一課
台東区教育委員会生涯学習課

○連携会議

世界文化遺産「ル・コルビュジエ建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会

周辺環境検討部会

②専門家／有識者による委員会の設置

- 国立西洋美術館活用・公開方針検討委員会
- 学術委員会

10. 保護措置

なし

11. 予算措置

(単位：千円)

年度	国立西洋美術館	東京都	台東区(※)
令和3年度	1,350	4,221	4,774
令和4年度	5,350	4,205	1,791
令和5年度	11,706	4,127	12,481
令和6年度	7,085	5,186	13,849
令和7年度	3,220	4,798	34,596

※ 国立西洋美術館については、世界遺産登録関連経費を記載

※ 台東区は主に周知・啓発事業に係る費用。また、金額は年度末時点の予算現額。

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

国立西洋美術館はありません

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

国立西洋美術館はありません

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総来場者数	0	886,627	929,212	1,666,056	1,465,756
常設展のみ	0	170,223	287,905	374,460	370,193
計	0	1,056,850	1,217,117	2,040,516	1,835,949

※ 総来場者数は、企画展と常設展の入場者数を合わせたもの

※ 令和2（2020）年10月19日から令和4（2022）年4月8日まで館内施設整備のため、全館休館

15. 地域コミュニティの参画

なし

16. 有形と無形とのシナジー

なし

17. 計画における位置づけ

なし

18. 経済的側面に関する事項

常設展（一般500円、大学生250円、高校生以下及び65歳以上無料）。

※ 絵画・彫刻作品を鑑賞するための料金で建物を見学するための料金ではない。

C. その他

19. その他

< 国立西洋美術館 >

- 国立西洋美術館田中館長、瀧本幹也氏（写真家）による対談
開催日：令和8年7月18日 於：国立西洋美術館講堂

< 台東区 >

- オリジナルロゴのリニューアル

登録10周年を記念し、啓発用ロゴマークのデザインをリニューアル
懸垂幕、街路灯フラッグ、のぼり旗、ポスター等の啓発品作成時に使用

○懸垂幕の掲出

啓発用懸垂幕の作成、掲出

設置場所・期間…本庁舎（令和8年1月30日～）

上野マルイ（令和8年4月1日～7月31日）

○街路灯フラッグ等の作成・設置

上野周辺地区商店街へ掲出希望調査を行い、6か所の商店街にフラッグ等を設置。雷門通りにもフラッグを設置（いずれも令和8年3月～）

○のぼり旗の作成・設置

作成数…日本語版120枚、英語版30枚

設置場所…本庁舎全フロア、区有施設、区立小中学校等

○ポスターの作成

作成数…B1サイズ日本語版、英語版 各50枚

B2サイズ日本語版200枚、英語版 50枚

B3サイズ日本語版200枚、英語版 50枚

※掲出は令和8年4月より順次

○啓発品の作成

マグネットバッジ、レーザーポインターボールペン、
マイクロファイバークロス等

※配布は令和8年4月より順次

○台東区循環バス「めぐりん」のラッピングおよび前面装飾パネルの設置

・ラッピング…東西めぐりん(2台)、ぐるーりめぐりん、共用めぐりに設置

・前面装飾パネル…北・南・東西めぐりん17台、ぐるーりめぐりん5台

※期間…令和8年2月～令和8年12月（ラッピングは3月～）

○京成上野駅デジタルサイネージ

摘要…京成上野駅コンコース（正面口）デジタルサイネージ24面に掲示

期間…令和8年3月16日～令和8年3月29日

○パネル展の実施

期間…令和8年2月24日～令和8年2月26日

令和8年3月24日～令和8年3月30日

場所…台東区役所本庁舎1階

摘要…国立西洋美術館やル・コルビュジエ建築の特徴や魅力等をパネルで紹介

※3月の展示では今までの周知啓発活動で作成した歴代の啓発品の展示を実施

○ストラスブール総領事館主催のレセプションにて啓発品の展示・配布

日程…令和8年3月12日

場所…ストラスブール総領事公邸

摘要…世界遺産登録10周年のPRブースを設け、ポスターの展示や
コースター、ポケットティッシュ、パンフレットなどを配布

○区民講座

「日本と世界の世界文化遺産をみてみよう」

講師：特定非営利活動法人 世界遺産アカデミー 認定講師 山根 徹 氏

開催日：令和7年9月13日 於：台東区役所10階会議室

「建築に関する世界遺産～国立西洋美術館を筆頭に～」

講師：特定非営利活動法人 世界遺産アカデミー 事務局 村上 千明 氏

開催日：令和7年9月15日 於：台東区役所10階会議室

○建築ワークショップ

「着せ替えドミノで工作する、あなただけの ミュージアム」

講師：高増佳子（国立米子工業高等専門学校教授）

開催日：令和8年1月31日

【報告基準日】

- ・ 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

かみやどるしま むなかつた おきのしま かんれんいさんぐん
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ふくおかけんむなかつたし・ふくつし
福岡県宗像市・福津市

3. 記載年

平成29（2017）年

4. 評価基準

（ii）、（iii）

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

- ・ 遺跡
- ・ 文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

- 今年度に新たに認知したもの：なし
- 対応中並びに完了予定のもの：4件

3.3.2 再生可能エネルギー施設

- ・ 新原・奴山古墳群の近接地に存在する太陽光発電施設については、計画に基づく修景を事業者が継続して実施している。今後も植栽の生育状況を確認しながら、必要に応じて事業者への協力を求めている。

3.13.2 影響の大きい研究・モニタリング活動

- ・ 沖ノ島祭祀遺跡における表出遺物の状態や祭祀遺跡の環境を正確に捉えるため、写真測量による遺物の位置の特定及び環境変化を把握するためのデータロガーによる温湿度の計測を、未調査の祭祀遺跡で実施した。

- ・ 新原・奴山古墳群では、修復を目的とした整備のため、古墳の規模を確認する発掘調査を実施した。
- ・ 航海・交流・祭祀・信仰に関する第2期特別研究事業を開始し、2025年11月に国際検討会を開催した。また地元研究者等から構成される国宝部会と地域史部会を立ち上げ、各分野における詳細な調査研究を進めた。

○ 各構成資産の状況

【構成資産1～4】宗像大社沖津宮

- ・ 新たな遺物の露出は認められなかった。

【構成資産5】宗像大社沖津宮遙拝所

- ・ 構成資産の保存状況に目立った変化は見られない。

【構成資産6】宗像大社中津宮

- ・ 8月10日から11日にかけての豪雨により、天の川下流域の参道の一部が崩落した。現在、応急復旧済み。今後、宗像市が本格的な復旧工事を実施予定である。
- ・ 本殿周りの防災設備について、老朽化により整備が必要なことから、貯水槽、消火栓、自火報等の整備に伴う実施設計を実施した。

【構成資産7】宗像大社辺津宮

- ・ 本殿裏の摂末社の保存修理事業が完了した。

【構成資産8】新原・奴山古墳群

- ・ 2025年8月の大雨により、30号墳および39～43号墳において墳丘崩落等の被害が生じた。これを受け、被災した40号墳では災害復旧に向けた土木工学的試験を実施した。
- ・ 史跡公有化に伴う大型農業施設等の撤去跡地において、隣接する古墳等の範囲確認調査(2024～2026年)や、張芝・樹木整理等の広場整備(2023～2026年)を継続して進めている。
- ・ 史跡地の保存に向けた公有化を引き続き進めており、2025年には新たに宅地1筆(686.22㎡)を取得した。これにより総公有化面積は148,124.00㎡となり、公有化率は96%に達している。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

- ・ 策定済み
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 遺産影響評価運用マニュアル
平成31年(2019)3月 策定
(https://www.okinoshima-heritage.jp/files/download/evaluation_blocks/c46a317d-44dc-470c-9a87-dafa26c142d1/value01/value02#_ext=.pdf)
- ・ 「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」(ユネスコほか、2022年)に基づき、更新予定。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

(1) 包括的保存管理計画

- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（福岡県・宗像市・福津市、令和4年3月改訂）

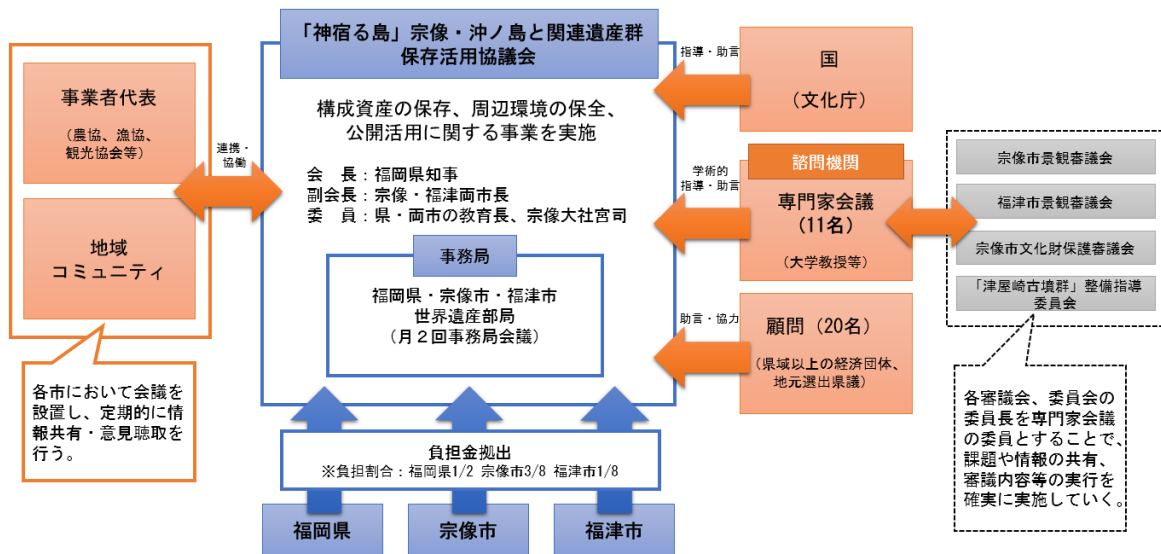
(2) 宗像大社（構成資産1～7）

- ・ 国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画（宗像市、宗像大社、令和4年）
- ・ 天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画（宗像市、平成26年）
- ・ 重要文化財「宗像神社辺津宮本殿、拝殿」保存活用計画（宗像大社、平成26年）
- ・ 国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品ならびに伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」保存活用計画（宗像大社、令和6年）

(3) 新原・奴山古墳群（構成資産8）

- ・ 史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画（福津市、平成26年）

9. 保存管理体制の状況



資産管理者数 (2025)

		世界遺産部局	文化財部局
福岡県	事務職	4人	8人
	専門職	2人 (考古1、造園1)	10人 (考古8、歴史1、建築1)
宗像市	事務職	3人	1人
	専門職	5人 (考古)	5人 (考古)
福津市	事務職	0人	1人
	専門職	1人 (考古)	8人 (考古)
宗像大社	事務職	3人	
	専門職	2人 (考古1、歴史1)	

10. 保護措置

- ・ 宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例 制定 (宗像市 平成30年3月28日制定)
- ・ 宗像市文化財保存活用地域計画 認定 (宗像市、令和3年7月)
- ・ 史跡「宗像神社境内」整備基本計画 策定 (宗像市、令和元年度)
- ・ 世界遺産のあるまちづくり計画 策定 (宗像市、令和2年度)
- ・ 第2次新原・奴山古墳群整備計画 策定 (福津市、令和3年度)

11. 予算措置

内訳表 (国庫補助金等を含めず)

年度	予算額 (千円)
R3	128,267
R4	145,452
R5	151,824
R6	144,252
R7	139,589

内訳表 (国庫補助金等を含む)

年度	予算額 (千円)
R3	195,341
R4	242,858
R5	236,170
R6	361,434
R7	342,113

12. 国庫補助金 (文化庁関係) の活用状況

○ 地域文化財総合活用推進事業

事業名	事業内容	主体	事業費(千円)
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界文化遺産活性化事業	公開講座	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会	15,864 千円
	古代アジアの航海、交流と祭祀に関する調査研究		
	持続可能な観光開発に関する調査研究		

○ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

事業名	事業内容	主体	事業費(千円)
世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした文化観光推進事業	海の道むなかた館展示更新事業	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会	11,911 千円
	沖ノ島検定上級検定		

○ 全国各地の魅力的な文化財活用事業

事業名	事業内容	主体	事業費(千円)
世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の魅力的な文化財活用推進事業	インバウンド向け高付加価値化ツアーの造成	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会	12,815 千円

○ 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

事業名	事業内容	主体	事業費(千円)
宗像大社辺津宮摂末社修理事業	摂末社修理工事	宗像大社	51,000 千円
宗像大社中津宮御嶽神社参道整備事業	御嶽神社参道整備	宗像市	3,000 千円
新原・奴山古墳群保存整備事業（大型農業施設跡地等）	跡地整備工事	福津市	14,298 千円

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

○ 地域観光資源の多言語解説整備支援事（観光庁）

事業名	事業内容	主体	事業費(千円)
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	大島交流館の展示パネルの多言語化	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会	-

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

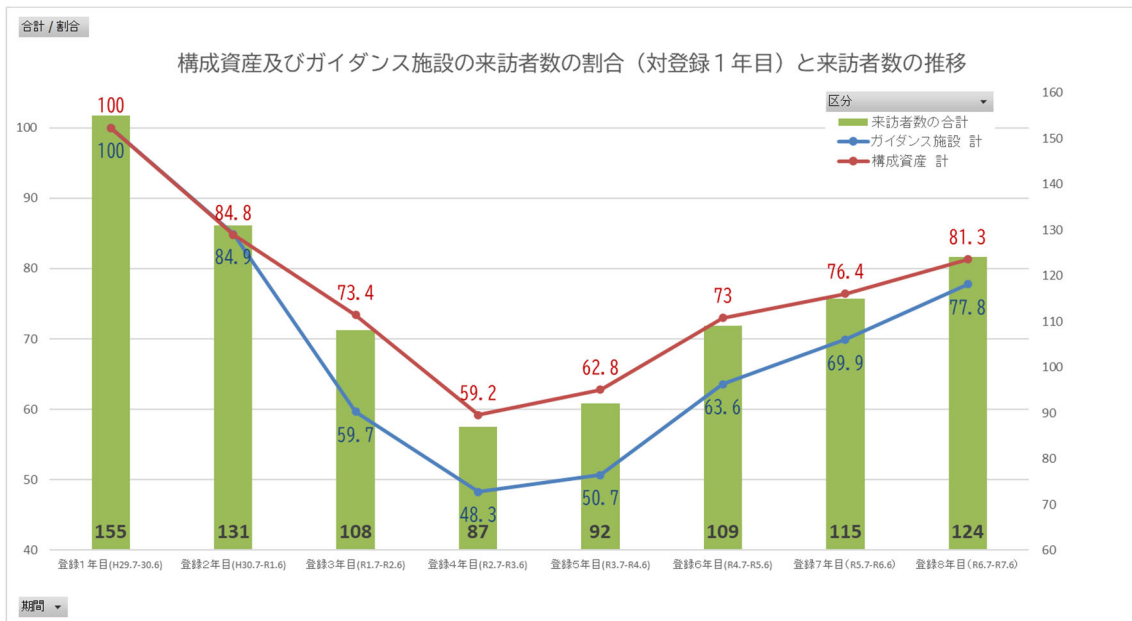
- ・ 構成資産及びガイドンス施設に設置した赤外線センサーによる来訪者カウンターの数字を集計している。
- ・ 令和7年度から適切な観光管理の在り方実現のために「世界遺産における持続可能な観光に関する調査研究事業」を開始した。令和7年度は本遺産群の来訪者属性を把握するためビッグデータの解析等を実施した。
- ・ 来訪状況（概要）については、下記のとおり。

【来訪状況（概要）】

- ・ 2025年の沖ノ島を除く構成資産への来訪者数は前年比約5%増(926,706人)となり、全体として堅調に推移した。中津宮（前年比16%増）をはじめとする大島エリアや、辺津宮（前年比5%増）の増加が全体を牽引している。また、前年に年間来館者数が34,664人にとどまり減少が著しかった宗像大社神宝館についても、本年は4%増（36,045人）と回復に転じた。
- ・ 前年4月から集計を開始したインバウンド来訪者は、主要5施設で合計1,423人を記録した（前年集計値より約9%増）。とくに神宝館がその約半数(686人)を占め、国籍別では中国、韓国、台湾などアジアからの来訪者が大半を占めている。また、本年より計測を始めた大島港（大島フェリーターミナル）でも961人の外国人来訪者（韓国、中国等）を記録しており、大島エリアのインバウンド需要の高さがデータとして裏付けられた。
- ・ 一方、大島の各資産や新原・奴山古墳群などでは、8月の来訪者数が軒並み前年を下回った（沖津宮遙拝所24%減、新原・奴山古墳群14%減など）。この8月の来訪者減少については、猛暑に加え、2025年8月9日～12日に発生した豪雨災害の影響が考えられる。
- ・ ガイドンス施設全体の来訪者数は前年比約3%減（328,370人）となった。この落ち込みについては、前年に大型スポーツイベント（ツール・ド・九州）等の影響で突出した集客があった10月の反動減が主な要因である。データ上でも、本年10月は海の道むなかた館が前年同月比約23%減（20,432人→15,631人）、新原・奴山古墳群が約27%減（6,691人→4,862人）と顕著な減少を示しており、これが年間トータルの減少に直結していることが確認された。
- ・ 世界遺産登録からの推移を見ると、登録8年目（2024.7-2025.6）の総来訪者数は前年を上回り、コロナ禍前である登録3年目の水準を継続して超過した。地道なPRやインバウンド増加が寄与し、順調な回復傾向にあると言える。一方で、新原・奴山古墳群が登録1年目を約30%上回る水準を保つ反面、全体の来訪者数は未だ登録当時の水準には及ばない。宗像大社神宝館など回復途上にある施設については、施設間連携等の着実な誘客施策が必要である。

年別来訪者数

	登録1年目 2017.7-18.6	登録2年目 2018.7-19.6	登録3年目 2019.7-20.6	登録4年目 2020.7-21.6	登録5年目 2021.7-22.6	登録6年目 2022.7-23.6	登録7年目 2023.7-24.6	登録8年目 2024.7-25.6
宗像大社 辺津宮	1,005,174	865,820	763,222	609,762	636,857	715,707	737,268	782,008
宗像大社 中津宮	42,840	33,991	22,115	21,617	29,490	37,774	39,881	42,138
沖津宮 遙拝所	49,883	30,797	21,981	17,594	21,781	41,220	48,794	57,243
新原・奴山 古墳群	22,825	19,885	15,790	14,146	15,624	23,039	29,769	29,699
構成資産 合計	1,120,722	950,493	823,108	663,119	703,752	817,740	855,712	911,088
海の道 むなかた館	183,415	148,070	112,584	82,093	92,657	113,315	126,867	152,766
宗像大社 神宝館	101,173	69,607	30,634	19,095	20,927	29,037	34,760	33,938
大島交流館	29,415	25,474	15,873	15,605	14,754	16,510	18,478	18,189
福津市複合文化 センター	118,353	124,103	99,058	91,972	90,981	116,298	122,293	131,292
ガイダンス施 設 合計	432,356	367,254	258,149	208,765	219,319	275,160	302,398	336,185
合計	1,553,078	1,317,747	1,081,257	871,884	923,071	1,092,900	1,158,110	1,247,273



構成資産及びガイダンス施設の来訪者数（対登録1年目）と来訪者数の推移

15. 地域コミュニティの参画

- 令和7年に開催したガイド養成講座（キャパシティビルディング）
 - ・ 合計72回開催、延べ参加者数2,888人
- ボランティア等資産に関係する団体
 - ・ 26団体
- 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動認定団体
 - ・ 16団体

16. 有形と無形とのシナジー

- インバウンド向けツアーの造成
 - ・ 本遺産群の無形の価値である信仰や伝統的な暮らしに紐づいた郷土料理、信仰心の篤い地元漁師との交流の機会等は、「ここでしかできない体験」を求めるインバウンドの旺盛な知的好奇心を満たすコンテンツになり得る。
 - ・ そこで、本遺産群の無形の強みをいかしたインバウンド向けツアーを造成した。

17. 計画における位置づけ

- 宗像市歴史的風致維持向上計画
<https://www.city.munakata.lg.jp/kiji0031961/index.html>
 - ・ P.114
重点区域として「1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致」を位置付けている。
- 宗像市文化財保存活用地域計画
<https://www.city.munakata.lg.jp/kiji0038944/index.html>
 - ・ P.96-97
関連歴史文化遺産群5「宗像一族の栄華」及び関連歴史文化遺産群6「むなかたの信仰と祈り」に本遺産群の構成資産等が位置付けられている。

18. 経済的側面に関する事項

- 入場料
 - ・ 宗像大社辺津宮：無料
 - ・ 宗像大社中津宮：無料

- ・ 宗像大社沖津宮遙拝所：無料
- ・ 新原・奴山古墳群：無料
- ・ 海の道むなかた館：無料
- ・ 宗像大社神宝館：有料（800 円（一般） 500 円（高校生・大学生） 400 円（小学生・中学生））
- ・ 大島交流館：無料
- ・ カメリアステージ歴史資料館：無料

C. その他

19. その他

- 令和8年度に予定されているシンポジウム・検討会など
 - ・ 特別研究事業国際検討会（2026年6月開催予定）
 - ・ 英国セインズベリー研究所との連携協定締結記念シンポジウム（2026年10月開催予定）
 - ・ 令和8年度世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座（2027年1月開催予定）

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ながさき あまくさちほう せんぶくきりしたん かんれんいさん
長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ながさきけんながさきし させぼし ひらどし ごとうし みなみしまばらし おちかちょう しんかみごとうちょう
長崎県長崎市・佐世保市・平戸市・五島市・南島原市・小値賀町・新上五島町

くまもとけんあまくさし
熊本県天草市

3. 記載年

2018

4. 評価基準

(iii)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

【資産の保全に影響を与えうる要因や保存・管理上の懸念】

（構成資産内）

- 構成資産地域において、風水害及び獣害への対応が課題であり、対策が必要な箇所
の優先順位、またそれらの保存に向けた保全活動のスケジュールなど、保存の在り方を含めた具体的検討が必要と認識し、文化庁、関係市町と協議を進
めている。
- イノシシによる被害防止対策を「野崎島の集落跡」（小値賀町）や「外海の大野
集落」（長崎市）、「久賀島の集落」・「奈留島の江上集落」（五島市）で実施し
た。

(構成資産外及び緩衝地帯外)

- ・資産周辺における開発計画について、文化庁・関係市町・県関係部局と共有・連携の上、事業者と資産への影響予測など協議を行っている。

【遺産の価値の維持向上に寄与する取組】

- ・各構成資産の周遊ルートである「世界遺産巡礼の道」を創設し、サイン設置やWEBでの情報発信に取り組んでいる。今年度も民間事業者と連携した取り組みを進めたところであるが、引き続き関係市町を含めた関係機関と連携しながら、更なる活用促進を行うこととしている。

○「黒島の集落」(佐世保市)

- ・黒島古民家調査を行い、アトリビュート「黒島の家屋」で潜伏期から継承する家屋形態や黒島の伝統的家屋の様相の調査を確認した。
- ・「佐世保市黒島の文化的景観」の重要な構成要素の一つである「名切集落」を説明する集落周遊サインの設置を行った。

○「頭ヶ島の集落」(新上五島町)

- ・頭ヶ島の集落内に所在する頭ヶ島天主堂に教会保全員を配置した。
- ・頭ヶ島の集落全体の環境保全に係る業務を行う集落支援員を配置した。
- ・頭ヶ島の集落の景観保全のためのボランティア清掃を実施した。

○「天草の集落跡」(熊本県天草市)

- ・「天草の崎津集落」内の顕著な普遍的価値を示す諸要素である「崎津諏訪神社」の拝殿・本殿等の改修を令和8年度に実施予定である。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

- ・令和3年度末に遺産影響評価運用マニュアルを策定し、令和4年度から関係市町を含めて運用している。また、県公共事業についても、「世界遺産の保存活用に向けた県公共事業あり方ガイドライン」を令和3年度末に改訂した。

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

各計画の策定状況は下記のとおり。

なお、包括的保存管理計画は令和4年度に改訂を行い、令和5年度にユネスコに提出した。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」包括的保存管理計画 2017年策定

○各構成資産の保存活用計画

001 原城跡：

- ・史跡原城跡保存管理計画（1977年策定、2010年改訂）史跡原城跡保存活用計画（2021年策定）

002、003 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳・中江ノ島）：

- ・平戸島と生月島の文化的景観保存計画（2009年策定）

004 天草の崎津集落：

- ・天草市崎津の漁村景観保存計画（2010年策定）
- ・「天草市崎津・今富の文化的景観保存計画」として2文化的景観の保存計画統合・改定に向けて作業中（2027年度改定予定）

005 外海の出津集落：

- ・長崎市外海の石積集落景観保存計画（2012年策定）
- ・出津教会堂保存管理計画（2010年策定）

006 外海の大野集落：

- ・長崎市外海の石積集落景観保存計画（大野・赤首地区）（2017年策定）
- ・大野教会堂保存管理計画（2010年策定）

007 黒島の集落：

- ・佐世保市黒島の文化的景観保存計画（2011年策定）

008 野崎島の集落跡：

- ・小値賀諸島の文化的景観保存計画（2011年策定）

009 頭ヶ島の集落：

- ・新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画（2012年策定）

010 久賀島の集落：

- ・五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画（2021年策定）
- ・旧五輪教会堂保存管理計画（2010年策定）

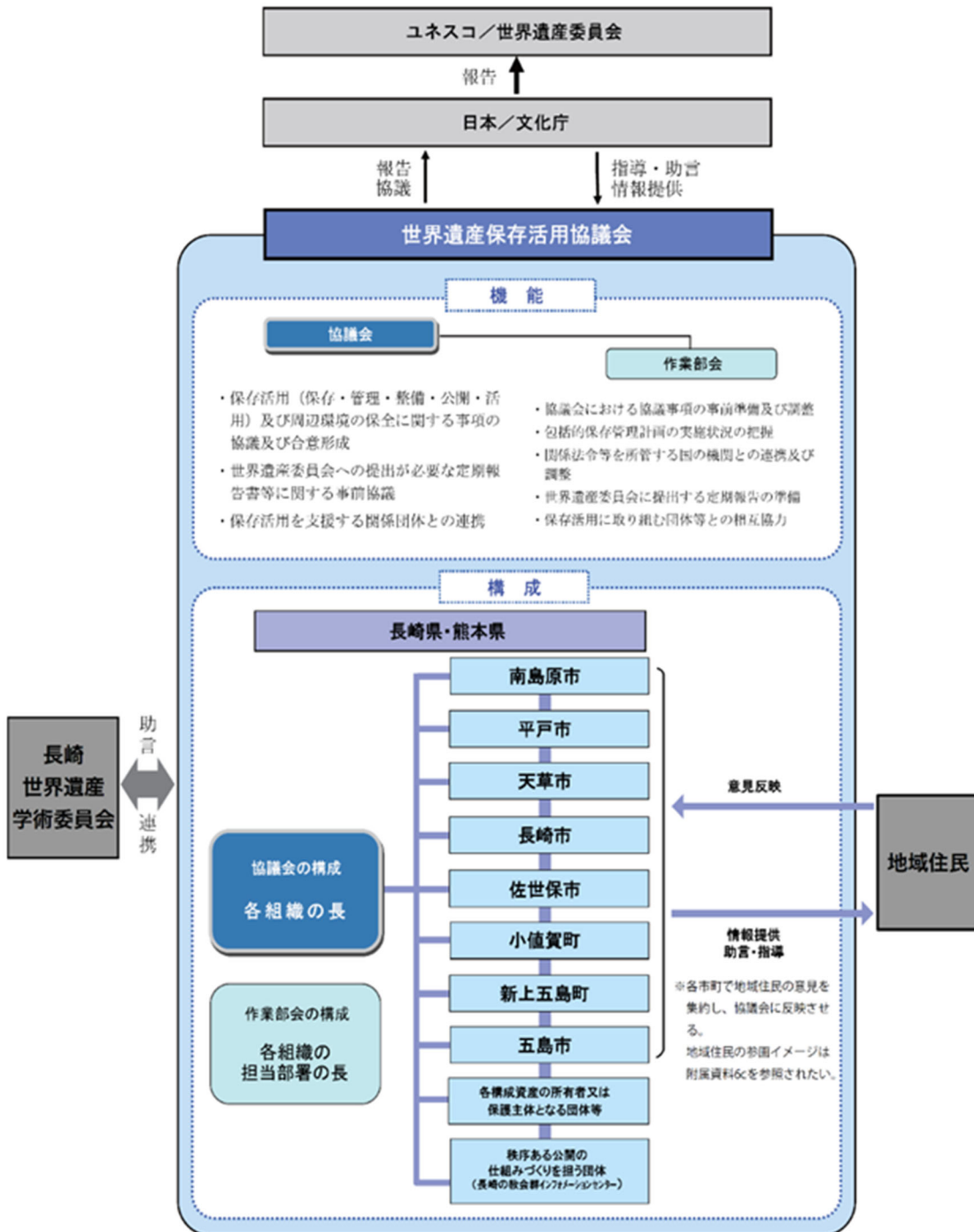
011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）：

- ・五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画（2021年策定）
- ・江上天主堂保存管理計画（2010年策定）

012 大浦天主堂：

- ・大浦天主堂境内保存管理計画（2013年策定）
- ・大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画（2010年策定）

9. 保存管理体制の状況



10. 保護措置

「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」の資産範囲を含む奈留島北西部の地域が、「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」の名称で国の重要文化的景観に選定された（令和4年3月15日官報告示）。

・構成資産内の信仰用具を含む「長崎のかくれキリシタン信仰用具」（動産）が重要有形民俗文化財に指定（令和7年3月28日官報告示）。

1 1. 予算措置

自治体	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	計
長崎県	104,966	70,580	91,932	99,947	78,531	445,956
熊本県	8,637	5,689	15,951	6,295	5,782	42,354
長崎市	42,742	93,855	84,237	32,170	76,754	329,758
佐世保市	57,811	18,858	31,706	30,873	27,938	167,186
平戸市	17,061	16,387	9,261	11,523	8,132	62,364
五島市	160,659	37,438	49,188	43,629	50,926	341,840
南島原市	81,160	229,759	222,147	490,095	162,667	1,185,828
小値賀町	1,476	1,670	6,362	3,771	2,063	15,342
新上五島町	39,473	45,408	31,058	32,944	9,592	158,475
天草市	37,608	37,026	42,232	51,148	49,824	217,838
合計	551,593	556,670	584,074	802,395	472,209	2,966,941

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

○「黒島の集落」（佐世保市）

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：黒島の文化的景観を説明する集落周遊サインを制作し、名切地区に設置した。

○「久賀島の集落跡」（五島市）

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：重要文化的景観「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」の重要な要素である牢屋の窄殉教記念教会で、屋根のコンクリート部及び木部の経年劣化による雨漏りがみられたため、教会堂保護のため屋根修復工事を実施した。

○「原城跡」（南島原市）

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

事業内容：史跡原城跡の適切な保存継承を図り、教育・学習活動および地域振興などに寄与することを目的として、原城跡二ノ丸の多目的広場（二ノ丸便益施設）を整備した。

補助金名：国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

事業内容：史跡原城跡の適切な保存継承を図り、教育・学習活動および地域振興などに寄与することを目的として、原城跡本丸陥没の予備設計業務、

自然災害で損じた桐ノ木谷の法面復旧工事、本丸周辺部の雨水排水対策を講じるための雨水排水整備工事を整備した。

○「野崎島の集落跡」(小値賀町)

補助金名：国宝重要文化財等防災施設整備費補助金(重要文化的景観「長崎県小値賀町」防災施設整備(文化的景観)事業)

事業内容：「野崎島の集落跡」に所在する旧野首教会(明治 41(1908)年建築・長崎県指定有形文化財/国選定重要文化的景観「小値賀諸島の文化的景観」重要な構成要素)に対して、保存修理工事を実施した。

○「天草崎津の集落」(熊本県天草市)

補助金名：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(熊本県天草市文化的景観保護推進事業)

事業内容：「保存活用計画」の改訂ならびに調査等を実施した。

13. 国庫補助金(文化庁関係を除く)の活用状況

○「黒島の集落」(佐世保市)

補助金名：地域未来交付金

事業内容：黒島観光協会における観光客対応、SNSを用いた情報発信を実施した。

○「原城跡」(南島原市)

補助金名：地域未来交付金

事業内容：世界遺産の構成資産である原城跡の隣接地に、ガイド機能、物産販売」所用テナント、観光案内機能、自転車歩行者専用道路の拠点機能を備えた南島原市原城跡世界遺産センターを整備している(R8 継続事業)。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

構成資産	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	計
原城跡	25,693	36,790	34,460	36,759	29,978	163,680
平戸の聖地の集落	12,643	16,224	13,633	14,222	12,232	68,954
天草の崎津集落	69,101	91,083	88,546	86,537	75,603	410,870
外海の出津集落	8,489	19,896	22,400	24,105	22,339	97,229
外海の大野集落	4,311	8,453	7,999	8,313	7,601	36,677
黒島の集落	3,225	3,635	4,541	3,396	3,863	18,660
野崎島の集落跡	1,649	2,997	2,294	1,304	1,146	9,390
頭ヶ島の集落	15,287	32,312	35,552	27,023	30,489	140,663
久賀島の集落	5,961	16,345	16,299	6,574	6,358	51,537
奈留島の江上集落	4,662	9,610	12,761	6,880	7,464	41,377
大浦天主堂	137,421	330,660	350,152	366,640	328,212	1,513,085
合計	288,442	568,005	588,637	581,753	525,286	2,552,122

15. 地域コミュニティの参画

- ・構成資産の保全に関する取組として、清掃活動など日常的な管理は、所有者や管理者、地域住民を中心に保全活動が実施されており、民間企業や団体による保全活動（ボランティア活動）も実施されている。
- ・構成資産の活用に関する取組については、保護母体や地域活動団体を中心にイベントの開催やガイドの実施、特産品の開発・販売、来訪者との交流を通じた生きがいづくり等、集落等が活性化する活動がなされている。
- ・世界遺産集落では、人口減少や高齢化に伴う人手不足等から、保全活動や活性化の活動の継続が懸念されることから、みんなで世界遺産を守っていくという意識醸成のもとで、保存と活用を両立させた持続的な仕組みづくりを検討していく必要がある。

○「外海の出津集落」・「外海の大野集落」（長崎市）

- ・ド・ロさまと歩くミュージアム
一般社団法人 ISHIZUE による、ド・ロ神父が残した歴史的遺産を歩いて巡り、その精神を感じるフィールドミュージアムプロジェクト。
- ・石積みワークショップ
外海から会による、外海地区の石積み技術の継承と石積み保存のためのワークショップ。

- ・大野教会においてイノシシ被害抑制対策を有害サポートの指導の下、地元自治体、教会守及び長崎市で共同実施をした。
- ・久賀島五輪地区・奈留島江上天主堂周辺において教会信徒や地域住民の手によってイノシシ被害抑制対策を実施した。

○「黒島の集落」(佐世保市)

- ・世界遺産登録への動きをきっかけに平成 27 年に地元有志により NPO 法人黒島観光協会が設立され、黒島の集落の保護母体として機能している。
- ・構成資産の保全に関する取組として、清掃活動など日常的な管理は、所有者や管理者、地域住民を中心に実施されている。
- ・特に重要な要素については佐世保市が黒島観光協会に通年管理を委託して実施している。

○「原城跡」(南島原市)

- ・構成資産の保全に関する取組として、草刈りなど日常的な管理は、管理者(南島原市文化財課)で行っている。また、団体による保全活動(ボランティア活動)も実施している。

○「野崎島の集落跡」(小値賀町)

- ・世界文化遺産野崎島レスキュー隊事業

集落跡を構成する石垣遺構に対する獣害被害の防止を目的とした保護活動。石垣遺構の天端付近にネットをかけることでイノシシの掘り起こしや風水害による崩落を防止する。

令和 4 年度より町主体で実施していたが、令和 7 年度より民間が主体となり、実施している。

16. 有形と無形とのシナジー

○「黒島の集落」(佐世保市)

- ・黒島天主堂をはじめとしたキリスト教関連施設や島内に張り巡らされた里道は、島内在住者が利用するにとどまっていたため、老朽化や荒廃が進んでいた。
- ・黒島全域が世界遺産の構成資産に登録されたのを機に、OUV には直接的関係性が低い無形要素の重要性への注目が高まり、黒島天主堂の耐震補強工事や里道の清掃による維持活動が行われることとなり、島内全体の保存状況改善につながった。

17. 計画における位置づけ

- 「大浦天主堂」長崎市
『長崎市歴史的風致維持向上計画』112頁 [大浦天主堂・旧羅典神学校]
124～137頁「外海の石積み文化にみる歴史的風致」
- 「黒島の集落跡」佐世保市
『第7次佐世保市総合計画 後期基本計画』
『佐世保市教育振興基本計画』
『西九州させぼ広域都市圏ビジョン（第2期）』
『「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画（令和5年度～令和9年度）』
『佐世保市観光振興羅針盤』

18. 経済的側面に関する事項

- 「大浦天主堂」長崎市
 - ・大浦天主堂 入館料 大人1,000円 中・高生400円 小学生300円
- 「外海の出津集落」長崎市
 - ・外海歴史民俗資料館 入館料 大人650円 こども330円
 - ・ド・ロ神父記念館 入館料 大人650円 こども330円
- 「黒島の集落」佐世保市
 - ・黒島島内における各施設の入場料は無料。天主堂、ウェルカムハウスには寄付金箱を設置し、寄付を呼び掛けている。
 - ・構成資産内を案内する島あるきガイドは基本料金が1名4,125円で1名追加ごとに1,650円を徴収している。
 - ・そのほか島内の移動モビリティについては以下のとおり有料貸出を行っている。
 - グリーンスローモビリティ（7人乗り電気自動車）2,500円/時間
 - 電動アシスト自転車300円/時間
 - 電動バイク1,000円/時間
- 「原城跡」南島原市
 - ・南島原市有馬キリシタン遺産記念館
 - 入館料 一般300円 高校生200円 小・中学生150円
 - ・南島原ガイドの会 有馬の郷
 - 予約ガイド 世界遺産コース（1名～10名）3,000円、（11名～20名）4,000円、（21名～40名）8,000円
 - ワンコインガイド【土日祝限定】（1名につき）500円

- 「天草の崎津集落」熊本県天草市
 - ・崎津資料館みなと屋
 - 入館料 大人 100 円、高校生以下無料

C. その他

19. その他

- 令和 7 年度に実施または令和 8 年度に予定している世界遺産関係シンポジウム等

【今年度】

- 保存活用協議会
 - ・潜伏キリシタン関連遺産に関する展覧会およびシンポジウム 場所：五島市

- 「黒島の集落」佐世保市

- ・ふるさと黒島学（中学校 1 年生対象） 9 月 16 日（火）、19 日（金）
参加者数 7 名
- ・黒島にある不思議発見（小学校 3 年生対象） 11 月 13 日（木）
参加者数 3 名
- ・黒島歴史散策ガストロノミーテストツアー 11 月 29 日（土）
参加者数 16 名

- 「野崎島の集落跡」小値賀町

- ・世界文化遺産保存活用推進事業 旧野首教会保存修理工事竣工記念事業
シンポジウム・パネルディスカッション 参加者数約 100 名

【次年度】

- 保存活用協議会
 - ・潜伏キリシタン関連遺産に関する展覧会およびシンポジウム 場所：熊本県天草市

- 「黒島の集落」佐世保市

- ・郷土史体験講座 10 月 17 日（土）
潜伏キリシタンの跡を追う～黒島散策～
参加人数 20 人程度
- ・黒島学
- ・親子で学ぶ世界遺産の島ツアー（仮称）
参加人数 40 名程度
- ・黒島歴史散策ガストロノミーツアーの商品化、プロモーション映像制作等

○構成資産及び緩衝地帯内における整備等に対する訴訟案件

- ・該当なし

○その他特記事項

- ・世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」構成資産所在県市町の担当職員及び関係者が行う調査研究活動の成果等を掲載した研究紀要を令和3年度に創刊し、第5号を令和7年8月に刊行。第6号を令和8年8月に刊行予定。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

も ず ふるいちこふんぐん
百舌鳥・古市古墳群

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

おおさかふ さかいし はびきのし ふじいでらし
大阪府 堺市、羽曳野市、藤井寺市

3. 記載年

2019年

4. 評価基準

(iii) (iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡

6. 資産に影響を与えうる要因

【建造物と開発】

現在、古市エリア緩衝地帯内に位置する羽曳野市庁舎の建替整備事業が計画されており、「羽曳野市本庁舎建替整備基本設計」の策定、および実施設計・工事施工に向けてのプロポーザルによる公募を実施。

主な来訪者宿泊施設と関連するインフラについては、百舌鳥エリアの大仙公園地内において、堺市が、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言の下、ガス気球の試行運行を開始している。試行運行は、本格実施に向けた遺産影響評価の一環として期間限定で実施する予定。

普及と来訪を促す施設については、百舌鳥エリアの堺市博物館では、令和7年11月から空調設備の改修工事を実施し、百舌鳥古墳群ビジターセンターでは、一部リニューアルした。古市エリアのガイダンス施設として世界遺産としての価値を確実に来訪者に伝達できるよう、令和7年4月にアイセルシユラホールをリニューアルオープンした。また、古市エリアの資産の一部について、解説看板の多言語化（中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語）を行った。

さらに、府立近つ飛鳥博物館では令和7年度に建築設備の改修工事にあわせて、展示パネルの多言語化改修を行った。

【輸送インフラ】

輸送インフラの使用により生起する影響については、資産周辺の市街地に多くの道路が存在するものの、世界遺産登録前と比較して、車両の交通量に顕著な差は認められず、安定している。

【遺産の社会的/文化的活用】

儀式的/精神的/宗教的及び共同活用については、現代社会において古墳で行われている祭祀およびその他の活動として、地域住民等による祭祀、来訪者による追慕尊崇などを挙げるができる。

アイデンティティ、社会的結びつき、地域住民及びコミュニティにおける変化については、資産周辺の清掃や、学校教育、生涯学習、イベントなどにおいて、地域コミュニティの活動が継続的に実施されている。

観光/来訪者/レクリエーションの影響については、「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」および「百舌鳥・古市古墳群包括的保存管理計画」に基づいて来訪者受け入れにかかる対応を適切に行っている。

【気候変動と天災】

いくつかの古墳において、強い風雨にさらされた場合、墳丘盛土にダメージが生じかねない状態となっているため、学術委員会の指導の下、整備基本計画を令和7年3月に策定し、計画に基づいて対応をしている。

【全体に関して】

包括的保存管理計画に基づき、適切な保存管理を進めている。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

令和4年3月 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」遺産影響評価マニュアル策定
(令和4年12月改訂)

公開 URL <https://www.mozu-furuichi.jp/jp/promotion/hia.html>

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

○資産全体

平成30年 百舌鳥・古市古墳群包括的保存管理計画策定

○百舌鳥エリア

平成27年3月 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画策定

平成30年3月 国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）策定

令和5年3月 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画策定

令和7年3月 史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）策定

○古市エリア

- 平成26年3月 国史跡古市古墳群保存管理計画策定
- 平成30年3月 史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）策定
- 令和5年3月 国史跡古市古墳群保存活用計画策定
- 令和7年3月 史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）策定

9. 保存管理体制の状況

①府・各市における担当部局の設置、関係地方公共団体部局間連携会議の設置等

(1) 府・各市における担当部局の体制

- 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局（府・堺市：行政職6人、技術職4人）
- 堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課（行政職4人、技術職（兼務含）9人）
- 羽曳野市教育委員会生涯学習部文化財・世界遺産室（行政職（兼務含）3人、技術職7人）
- 藤井寺市教育委員会教育部文化財保護課（行政職2人、技術職5人）

(2) 関係地方公共団体・部局間連携会議

- 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（平成23年5月設置）
大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市で構成（令和元年12月に百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議より改称）。ユネスコへ提出が必要な報告書等作成のための学術的な調査・研究を進めるとともに、国内外への情報発信の取組みを進める。
- 百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（平成30年1月設置）
大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市のほか、資産のうち陵墓を管理する宮内庁によって構成。資産の経過観察を実施し、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関して、資産管理者が連絡調整及び協議を行う。国内外への情報発信を担う保存活用会議と密接に連携しつつ、資産の保存管理を行う。
- 古市古墳群世界遺産連絡会議（平成21年11月設置）
百舌鳥古墳群とともに、古市古墳群の世界遺産の登録を目指し、羽曳野市及び藤井寺市で円滑な登録実現を図るために両市で連絡会議を設置（令和2年1月に古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議より改称）。世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の「古市エリア」（古市古墳群）を、人類共通の財産として守り、後世へ伝えるとともに、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するために、様々な取組みを行っている。

②専門家／有識者による委員会の設置状況等

○百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会（平成30年1月設置）

学術的、専門的な観点から資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。大学、研究機関及び日本イコモス国内委員会の研究者・専門家から構成される。（令和元年12月に現名称に改称）

- ・福永伸哉氏（大阪大学大学院特任教授）【委員長】
- ・岡田保良氏（国士舘大学名誉教授）【副委員長】
- ・稲葉信子氏（静岡県富士山世界遺産センター館長）（※以下、五十音順）
- ・中久保辰夫氏（大阪大学准教授）
- ・西村幸夫氏（東京大学名誉教授）
- ・増田 昇氏（大阪府立大学名誉教授）
- ・宗田好史氏（関西国際大学国際コミュニケーション学部長）
- ・W・シュタインハウス氏（広島大学客員准教授）

○堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会（平成25年10月設置）

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会（平成30年4月設置）（改称）

- ・禰亘田佳男氏（大阪府立弥生文化博物館館長）【委員長】
- ・宮路淳子氏（奈良女子大学大学院人文科学系教授）【副委員長】
- ・井上主税氏（関西大学文学部日本史・文化遺産専修教授）（※以下、五十音順）
- ・瀬渡章子氏（奈良女子大学名誉教授）
- ・中村彰宏氏（大阪公立大学大学院農学研究科准教授）

○史跡古市古墳群整備検討委員会（平成28年8月設置）

- ・福永伸哉氏（大阪大学大学院特任教授）【会長】
- ・市 大樹氏（大阪大学大学院教授）【副会長】
- ・今西亜友美氏（近畿大学教授）（※以下、五十音順）
- ・高橋知奈津氏（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室室長）
- ・前川 歩氏（畿央大学准教授）
- ・森下章司氏（大手前大学教授）

10. 保護措置

○条例の制定、計画の策定

- ・令和5年3月 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画策定
- ・令和5年3月 国史跡古市古墳群保存活用計画策定

○世界遺産一覧表記載以降の国史跡の追加指定

- ・「史跡古市古墳群（応神天皇陵古墳外濠外堤）」
令和2年3月10日付け（文部科学省告示第二十三号）
- ・「史跡古市古墳群（応神天皇陵古墳外濠外堤、白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤）」

- 令和3年3月26日付け（文部科学省告示第四十八号）
 - ・「史跡古市古墳群（墓山古墳・応神天皇陵古墳外濠外堤）」
令和3年10月11日付け（文部科学省告示第百六十九号）
 - ・「史跡古市古墳群（鍋塚古墳・白鳥陵古墳周堤）」
令和4年3月15日付け（文部科学省告示第二十九号）
 - ・「史跡古市古墳群（峯ヶ塚古墳）」
令和5年3月20日付け（文部科学省告示第十八号）
- 緩衝地帯に適用される保護措置
- ・軽微な境界線の変更（古市エリア緩衝地帯）
令和5年9月 世界遺産委員会決議 45.COM/8B

1 1. 予算措置

団体名	R3年度 (千円)	R4年度 (千円)	R5年度 (千円)	R6年度 (千円)	R7年度 (千円)
百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議	36,381	36,381	27,911	32,311	27,396
百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会	1,648	1,648	1,648	1,648	1,648
堺市 (世界遺産所管課)	106,655	156,020	115,744	208,595	110,642
羽曳野市 (世界遺産所管課)	11,382	14,653	13,588	14,553	12,504
羽曳野市 (文化財所管課)	221,301	117,274	98,225	161,008	156,161
藤井寺市 (世界遺産所管課)	3,213	2,068	2,333	37,598	5,925
藤井寺市 (文化財所管課)	68,405	37,781	232,158	142,276	111,173

1 2. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

- ・令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史 市内遺跡発掘調査等事業）4,280千円
- ・令和7年度史跡等購入費補助金（史 応神天皇陵古墳外濠外堤史跡等買上げ（直接買上げ）事業）77,063千円
- ・令和7年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産））1,194千円
- ・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（寺山南山古墳整備事業）2,934千円

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

該当なし

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

古墳など資産への来訪者数は全体として令和6年度より増加し、百舌鳥古墳群ビジターセンターといった施設への来訪者数は堺市では増加、羽曳野市及び藤井寺市では同程度で推移している。交通機関を利用した資産への来訪及び周遊を促すため、海外向け周遊イメージ動画「How To トラベル映像」や資産の壮大さや美しさを伝える高精細のPR映像をYouTubeにて公開している。また、資産の周遊を目的として、周遊アプリを令和7年9月に公開開始した。

古市エリアの資産の一部について、解説看板の多言語化（中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語）を行った。

堺市博物館	令和3年度	74,292名
	令和4年度	118,381名
	令和5年度	126,779名
	令和6年度	130,743名
	令和7年度	125,978名
百舌鳥古墳群ビジターセンター	令和4年度	91,102名
	令和5年度	91,559名
	令和6年度	92,348名
	令和7年度	126,512名
羽曳野市文化財展示室	令和3年度	909名
	令和4年度	1,239名
	令和5年度	1,111名
	令和6年度	1,760名
	令和7年度	1,412名
藤井寺市城山古墳ガイダンス棟	令和3年度	13,527名
	令和4年度	19,336名
	令和5年度	17,312名
	令和6年度	15,931名
	令和7年度	16,477名

大阪府立近つ飛鳥博物館	令和3年度	60,885名
	令和4年度	72,663名
	令和5年度	65,953名
	令和6年度	69,442名
	令和7年度	55,544名

15. 地域コミュニティの参画

- 世界遺産百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会
堺商工会議所、地元自治連合協議会及び大学等が発起人となって設立。百舌鳥古墳群を後世に継承していくため、市民が行政と一体となって保全・活用に向けた取組みを進めている。(平成27年6月設立、令和2年4月改組)
- NPO 法人堺観光ボランティア協会
堺市内の歴史資産を来訪者に対して適切にガイドすることを目的に設立。仁徳天皇陵拝所や堺市役所 21 階展望ロビーで定点ガイドを、現地でツアーガイド等を実施する。(平成7年4月設立)
- 仁徳陵をまもり隊
仁徳天皇陵古墳に隣接する自治会が中心になり、周辺の高等学校や団体で構成。仁徳天皇陵古墳の外堤とその周辺の清掃活動を行う。(平成18年設立)
- もずふる応援隊
羽曳野市・藤井寺市内で活動する市民が中心となって地元機運醸成のために設立。行政や関連団体と連携して、世界遺産としての価値や魅力を周知するための情報発信や、保全や活用についての普及活動を行う。(平成27年7月設立)
- NPO 法人フィールドミュージアムトーク史遊会
古市古墳群をはじめ、南河内地域の歴史文化遺産について主体的に学習を行い、その成果を来訪者等に積極的に周知する活動を行っている。(平成16年設立)
- 羽曳野まち歩きガイドの会
行政や関連団体と協働して、羽曳野市内やその周辺の歴史遺産について、単にその概要の説明だけでなく、歴史遺産にさまざまな思いを馳せていただけるように幅広く紹介する。(平成29年設立)
- 藤井寺市観光ボランティアの会
藤井寺市近郊の古墳、史跡、寺社、文化財などのガイド活動のほか、学校教育や福祉等の活動への協力も行う。(平成17年設立)
- 津堂・小山・古室地区による清掃活動
地元機運醸成のため、津堂城山古墳・古室山古墳の清掃を実施。

16. 有形と無形とのシナジー

該当なし

17. 計画における位置づけ

○百舌鳥古墳群（堺市）

・堺市歴史的風致維持向上計画（第2期）

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」は、堺市の歴史的風致を特徴づける中核的な資源として位置づけられている。計画では、百舌鳥古墳群及び周辺区域を重点区域とし、古墳群をはじめとする歴史・文化資源の保存整備と、地域の人々の営みや伝統と一体となった歴史的風致の維持・向上を図る。

参考：堺市 Web ページ URL

https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/bunkazai/bunkazai/rekimachi/rekimachi_saishinban.html

・大仙公園基本計画

大仙公園は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産に隣接・包含する公園として、構成資産及び周辺環境の保全に重要な役割を担う。大仙公園整備基本計画においては、史跡百舌鳥古墳群の保存管理計画等との整合を図り、世界遺産の価値を将来にわたり維持・継承する観点から、公園の整備及び管理を位置づけるものとする。

参考：堺市 Web ページ URL

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/keikaku/keikaku/daisenkiho/nkeikaku.html>

・堺市景観計画

百舌鳥古墳群周辺地域を「重点的に景観形成を図る地域」と位置づけ、建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられる景観の形成を図っている。令和元年（2019年）の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を踏まえ、都市ブランドを代表する景観として、構成資産及びその周辺環境を適切に保全し、将来にわたり継承する。

参考：堺市 Web ページ URL

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/joreikaisei.html>

○古市古墳群（羽曳野市）

・羽曳野市教育振興基本計画

羽曳野市に暮らすすべての人々が心身ともに健康で輝きを持って生活が出来るよう、学校教育および生涯学習をしていくため、「展開豊かな人生を切り拓き社会の持続可能な発展を支える人づくり ～地域を愛し地域に愛され未来にはばたく子どもの育成～ ～羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに心身ともに健やかに磨きをかける学びの実現～」を基本理念として、2025（令和7）年

3月に策定（2026（令和8）年3月に改訂）した。この計画の中で、「施策」のひとつとして、「ふるさと羽曳野への愛着と誇りの醸成」として、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の保存・管理とその継承を謳っている。世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の適切な保存管理を図り、人類の宝として将来に継承していくため、世界遺産の「顕著な普遍的価値」やその魅力を積極的に発信し、市民等による保存管理への参加意欲の増進に努め、特に、今まで古墳や世界遺産に興味を持っていなかった方々に、親しみや愛着をもっていただけるよう、学校教育や生涯学習でのあらゆる機会を通してそのきっかけづくりに取り組む方向性を示す。

参考：羽曳野市 Web ページ URL

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/kyoiku_seisaku/keikaku/16915.html

- ・羽曳野市みどりの基本計画

古市古墳群は市街地の自然植生地として、羽曳野市の特徴的景観形成や緑量の充実面で大きな役割を担っており、古墳の景観を活かした一体的な整備を行い、積極的な保全・活用を行うことを目指している。

また峯ヶ塚古墳を含む峰塚公園については、シンボル公園として位置付け、周辺の文化施設や歴史資源との一体化を図り、「みどりのシンボル核」を形成することを特記している。

- ・羽曳野市都市計画マスタープラン

羽曳野市のまちづくりの基本目標を「人・自然・歴史をつなぎ、豊かな暮らしを実現する都市 はびきの」と定め、まちづくりの方向性を示す。この方向性のひとつとして、「地域の魅力づくりと交流の促進」のなかで「世界に誇る歴史遺産活用と景観形成」を掲げる。2026（令和8）年3月に策定。

参考：羽曳野市 Web ページ URL

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/toshikaihatu/toshikaihatu_keikaku/toshikeikaku/toshimasu.html

- ・羽曳野市景観計画

古墳近傍の市街地の継続した景観の保全と、古墳とその周辺の都市活動との調和した景観が推進されるよう、建築物や工作物等の景観形成基準を設けて、景観の規制誘導を図っている。さらに、積極的に良好な景観を形成するために、都市計画と連携して景観地区を指定している。2014（平成26）年10月施行。

（藤井寺市）

- ・第2次藤井寺市教育振興基本計画

「藤井寺市教育大綱」に基づき策定された「藤井寺市教育振興基本計画」では、基本方針の一つである「歴史文化の薫るまちづくりの推進」として、史跡古市古墳群の保全について、計画的に公有化を図り、保全に努めることや公有化した国史跡指定地については、史跡古市古墳群整備計画を策定し、それに基づく整備を実施するという方向性が示されている。(令和6(2024)年3月策定)

参考：藤井寺市 Web ページ URL

<https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/kyoikubunkasupotsu/17766.html>

- ・藤井寺市緑の基本計画

古市古墳群などの歴史的資源を活用し緑地体系を構成するネットワークを構築し「緑や水、生活、歴史が融合する環境空間の創造」をめざす。(平成11(1999)年3月策定)

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン

点在する歴史文化資産や緑を結ぶ回遊ルートを形成し、古市古墳群をより実感できるための視点場を散策ルートの中に位置付け、整備を検討する。そして、古市古墳群景観形成地区を中心とした古墳群や寺社などの歴史文化資産の連なりが感じられるように取り組む。(令和7(2025)年3月改定)

参考：藤井寺市 Web ページ URL

<https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/toshikeikaku/1390204591207.html>

- ・藤井寺市景観計画

重点的な景観形成が必要な「古市古墳群景観形成地区」においては、古墳群と調和した景観の形成とともに眺望景観の確保に努めるために、都市計画で定めた景観地区との連携のもと、景観の規制誘導を図っている。また、藤井寺市公共施設景観ガイドラインのもと、景観に配慮した公共施設の整備及び維持・管理を推進する。(平成28(2016)年1月変更)

18. 経済的側面に関する事項

該当なし

C. その他

19. その他

○シンポジウム等

名称：世界遺産学習会

場所：府内小・中学校ほか

時期：令和7年6月26日、6月30日、7月5日、7月29日、9月4日、
10月18日、10月30日、令和8年2月13日

内容：府内市町村や学校などを対象に百舌鳥・古市古墳群や世界遺産についての講座を行った。参加者 計 425 名。

名称：認定 NPO 法人大阪府高齢者大学校 「世界遺産を活かした堺のまちづくり」

場所：大阪府看護教育研修センター

時期：令和7年7月8日

内容：「百舌鳥・古市古墳群」の概要、世界遺産に登録されるまでの経緯、世界遺産を活かしたまちづくりの工夫について紹介。参加者 33 名。

名称：古市古墳群コフニスト養成講座Ⅴ

場所：峰塚公園管理棟（時とみどりの交流館）

時期：令和7年7月15日、8月3日、9月3日

内容：世界遺産登録時やその後も協働している市民団体 NPO 法人フィールドミュージアムトーク史遊会が主催。世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を主体的により深く探求するために、一般市民向けの講座。3回シリーズで開講。今回の共通テーマは古墳の埋葬施設と副葬品で、第1回は前期古墳、第2回は中期古墳、第3回は後期及び終末期古墳についての学習会を行った。参加者は、第1回 29 名、第2回 38 名、第3回 31 名であった。

名称：仁徳天皇陵古墳の新知見 1・2

場所：堺市博物館 ホール

時期：令和7年7月27日・8月23日

内容：企画展「堺のたからもん」で展示した仁徳天皇陵古墳に関連する新発見資料について講演会を実施。参加者 282 名。

名称：堺自由の泉大学校 「堺歴史探訪・考古学」

場所：堺市立男女共同参画センター

時期：令和7年8月7日

内容：「百舌鳥・古市古墳群」の概要、世界遺産に登録されるまでの経緯、世界遺産を活かしたまちづくりの工夫について紹介。参加者 10 名。

名称：百舌鳥・古市古墳群 特講

場所：韓国・咸安博物館

時期：令和7年9月24日

内容：「百舌鳥・古市古墳群」について、その価値や世界遺産となるまでの

道のりを中心に講義を実施。参加者 50 名。

名称：加耶古墳群世界遺産登録 2 周年記念国際学術シンポジウム

場所：韓国・国立金海博物館

時期：令和 7 年 9 月 26 日

内容：加耶古墳群世界遺産登録 2 周年記念国際学術シンポジウムにおいて
討論文を発表。参加者 50 名。

名称：令和 7 年度世界遺産研究協議会

場所：東京文化財研究所

時期：令和 7 年 12 月 22 日

内容：世界遺産をめぐる最新の動向を国内関係者に提供するとともに、「遺
産」の考え方に対する共通認識をもつ目的のもと開催され、世界遺
産「百舌鳥・古市古墳群」の登録および保存管理における「遺産」
の捉え方」について報告。参加者 111 名。

名称：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を味わう市民講座

場所：羽曳野市立陵南の森公民館

時期：令和 7 年 10 月 18 日、12 月 13 日、令和 8 年 1 月 17 日

内容：羽曳野市世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」保存・活用実行委員会（NPO
法人フィールドミュージアムトーク史遊会、羽曳野まち歩きガイド
の会、四十四の会、羽曳野市教育委員会）が主催。世界遺産「百舌
鳥・古市古墳群」の魅力や価値について、地元の市民等が理解して
情報発信を行っていくため、「百舌鳥・古市古墳群」に関連する素材
をもとに講座を計 3 回シリーズで開講。参加者第 1 回 130 名、第 2
回 161 名、第 3 回 171 名。

名称：修学旅行における世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の解説

場所：羽曳野市役所

時期：令和 7 年 11 月 5 日

内容：修学旅行において、広島県福山市立の中学 2 年生を対象に、古市古
墳群の代表的な古墳である応神天皇陵古墳や墓山古墳を庁舎屋上
から見学し、それらの古墳の解説を行った。参加者 36 人。

名称：大阪・関西万博開催記念 古墳サミット

場所：フェニーチェ堺 大ホール

時期：令和 7 年 11 月 29 日

内容：大阪・関西万博の開催を記念して、万博参加国のうちヨルダン・ハ
シエミット王国及びインド共和国の世界遺産を取り上げ、世界的な

視点から世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力に迫る古墳サミットを実施。同時開催イベントとして、ヨルダンパビリオンで展示されていたワディ・ラムの砂をはじめとする各国パビリオンの紹介や、古墳グッズ等の販売も実施した。後日、編集動画を堺市ホームページ及びYouTubeで配信。参加者1,220名。

名称：関西大学人間健康学部 「堺市と関西大学」

場所：関西大学堺キャンパス

時期：令和7年12月10日

内容：「百舌鳥・古市古墳群」の概要、世界遺産に登録されるまでの経緯、世界遺産を活かしたまちづくりの工夫について紹介。参加者119名。

名称：世界遺産講座 百舌鳥・古市古墳群の発掘調査
「ニサンザイ古墳の発掘調査」

場所：羽曳野市立生活文化情報センター

時期：令和7年12月12日

内容：ニサンザイ古墳の発掘調査や出土遺物について解説を実施。
参加者39名。

名称：「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウム

まちと共存する王陵群ー私たちの世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」ー

場所：羽曳野市立生活文化情報センターLIC はびきの サムテックホールM

時期：令和8年3月15日

内容：羽曳野市世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」保存・活用実行委員会（NPO法人フィールドミュージアムトーク史遊会、羽曳野まち歩きガイドの会、四十四の会、羽曳野市教育委員会）が主催。市街地の中にある世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を確認し、どのように将来に継承していくか等について考えるシンポジウム。「百舌鳥・古市古墳群」の価値について、日本史のみならず人類史的な視点からの内容、また市街地における古墳群等の文化遺産を市民レベルで保護や継承を図る方向性の講演を行った。また、その後のパネルディスカッションでは、市民活動従事者や中学生にも参加していただき、「まちなか」の古墳群や文化遺産の保存や活用、その継承のあり方について検討した。併せて、会場には世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」推薦書や、登録証（レプリカ）、そして羽曳野市内の「まちなか」の古墳の写真パネル等を展示した。参加者201名。

○イベント等

名称：峯ヶ塚古墳出土「石見型木製品」展示

場所：羽曳野市役所本館 1 階コミュニティスクエア
時期：令和 7 年 4 月 7 日～4 月 11 日
内容：峯ヶ塚古墳の発掘調査で出土した大型の「石見型木製品」の保存処理が完了したので、市民をはじめ多くの方々に観覧していただくための展示を行った。併せて発掘調査時の出土状況写真の掲示や保存処理の方法の解説も行った。

名称：第 48 回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」
場所：峯ヶ塚古墳・峰塚公園
時期：令和 7 年 4 月 7 日～4 月 11 日
内容：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の PR ブースを設置して、峯ヶ塚古墳出土遺物や発掘調査時の写真パネルの展示等を行った。また、峯ヶ塚古墳の墳丘に登って古墳の解説も行った。

名称：2025 日本国際博覧会 大阪ウイーク「地域の魅力発見ツアー～大阪 43 市町村の見どころ～」
場所：大阪・関西万博
時期：令和 7 年 5 月 9 日～5 月 11 日
内容：大阪・関西万博において、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を PR するために、府・各市において古墳や埴輪等を楽しく学べる催しを実施した。

名称：古墳にコーフンツアー2025
場所：イオン藤井寺ショッピングセンター
時期：令和 7 年 5 月 24、25 日
内容：VR 体験、ジオラマ展示等

名称：万博地方創生 SDGs フェス
場所：大阪・関西万博
時期：令和 7 年 5 月 28 日～6 月 1 日
内容：甲冑着用体験、3D 埴輪メーカー、船形埴輪展示等

名称：百舌鳥古墳群を学ぶ親子ウォーキングイベント
場所：百舌鳥古墳群（永山古墳、収塚古墳ほか）
時期：令和 7 年 5 月 31 日
内容：学芸員の解説を聞きながら、百舌鳥古墳群を歩く親子参加型イベントを実施。参加者 38 名。

名称：加耶古墳群と百舌鳥古市古墳群の写真展

場所：韓国・大伽耶生活村など

時期：令和7年6月～11月

内容：加耶古墳群世界遺産登録2周年と日韓国交正常化60周年を迎えることを記念し写真展を韓国で開催。

名称：企画展「堺のたからもん-金で魅せる・黒で愛でる-

場所：堺市博物館

時期：令和7年7月19日～9月7日

内容：堺にゆかりのある「金」や「黒」の作品や、仁徳天皇陵古墳の副葬品と伝わる刀子などの資料を展示した企画展を実施。

名称：マインクラフトで古墳体験

場所：百舌鳥古墳群ビジターセンター

時期：令和7年7月19日～（定期的に開催）

内容：大人気ゲーム「Minecraft」を活用し、百舌鳥古墳群をイメージしたオリジナルの古墳ワールドを通じて、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を実験できるイベントを開催。

名称：GOLG013×SAKAI 謎解き MISSION—The Lost Legacy—

場所：堺市内（百舌鳥古墳群ビジターセンターほか）

時期：令和7年9月13日～11月30日

内容：大仙公園エリア内にある百舌鳥古墳群の周遊を促進する、謎解きイベントを実施。

名称：夏休み！ついに来た まが玉大作戦

場所：羽曳野市立生活文化情報センター LIC はびきの2階 パソコン室

時期：令和7年7月26日

内容：本市立中央図書館との共同イベント。子どもとその保護者を対象に開催した。まず、勾玉にかかる簡単な講話を行った後に、工作用の勾玉製作キットを使用して、参加した子どもたちがオリジナル勾玉を製作した。併せて、古市古墳群をはじめ市内遺跡から出土した勾玉の実物資料を展示して、子どもたちが間近に観察できるように展示を行った。参加者19名。

名称：大園展合同ワークショップ×夏休みフェスタ

場所：大阪府立弥生文化博物館

時期：令和7年8月10日

内容：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」「古市エリア」の古墳航空写真パネルの展示や、また古墳時代の甲冑レプリカの試着体験等を行った。

名称：6周年記念事業

場所：あべのハルカス近鉄本店

時期：令和7年10月5日

内容：世界遺産登録6周年を記念して、資産の価値や魅力について伝えるため、ステージイベント、パネル展示、体験コーナーを実施した。参加者1,598名。

名称：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」オリジナル年賀はがきの作成・販売
時期：令和7年11月6日～11月7日

内容：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の周知のために、はがきの通信面に、「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産であり羽曳野市の名称の由来に関係する白鳥陵古墳と本市ご当地キャラクターの「つぶたん」をデザインした年賀はがき2,000枚を販売した。

名称：特別展「ファインダーの向こうの古墳たち」

場所：市民ギャラリー

時期：令和7年11月～

内容：羽曳野市役所に併設されている市民ギャラリーでの特別展示。故保田紀元氏撮影による世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」「古市エリア」構成資産の古墳の写真展示。保田氏撮影の古墳の写真は、「百舌鳥・古市古墳群」推薦書をはじめ、ポスターやパンフレット、マップ等にさまざまなところで掲載されている。「市民ギャラリー」では、これら写真とともに、関連古墳出土の埴輪などの遺物や、世界遺産推薦書も展示している。

名称：百舌鳥・古市古墳群「デジタルスタンプラリー」

場所：百舌鳥古墳群ビジターセンターほか

時期：令和7年11月1日～11月30日

内容：令和7年9月に制作した周遊アプリを活用し、子どもから大人まで古墳群の周遊を楽しめるデジタルスタンプラリーイベントを開催した。参加者約850名。

名称：第8回古墳DEるるる

場所：羽曳野市役所敷地

時期：令和7年11月9日

内容：市民や民間団体などで構成される「もずふる応援隊」と共催で実施。幅広い年齢層の一般の方々を対象にして、古墳出土品の見学、市役所建物屋上からの応神天皇陵古墳等の古市古墳群の見学、古墳にちなんだ飲食店や物販店の出店、古墳時代の衣装体験やステージイベ

ントなど、盛りだくさんの内容で、古墳や世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」に関心を持ってもらうためのイベントを開催した。参加者約1,000名。

名称：あおぞらいきいき百歳体操&古墳魅力発見ツアー
場所：羽曳野市役所本館屋上・羽曳野市文化財展示室
時期：令和7年11月22日
内容：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産である応神天皇陵古墳や墓山古墳を望むことのできる庁舎屋上にて「いきいき百歳体操」を実施。その後、世界遺産や古墳の解説、文化財展示室の見学を行う。参加者100人。

名称：史跡古市古墳群峯ヶ塚古墳現地説明会
場所：峯ヶ塚古墳
時期：令和7年12月20日
内容：令和7年度に実施した峯ヶ塚古墳の発掘調査現場を一般に公開した。検出された遺構解説や笠形木製品などの出土遺物の展示を行った。参加者約400人。

名称：世界遺産・百舌鳥古墳群 特別公開
場所：長塚古墳
時期：令和8年3月20日、21日
内容：市民団体「世界遺産 百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会」(旧：百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する堺市民の会)と協働で、学芸員の解説のもと、古墳に登る特別公開と出土品の実物展示を実施。参加者839名。

名称：古市古墳群を訪ね、守る 第15回ウォーク&クリーン
場所：古市古墳群（応神天皇陵古墳、仲姫命陵古墳、古室山古墳、墓山古墳ほか）
時期：令和8年3月20日
内容：古市古墳群の古墳を巡り、その途中で地元のボランティアガイドの解説を聞きながら清掃活動を行う、一般市民対象のイベント。羽曳野市と藤井寺市の世界遺産担当課が主催。参加者50名。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

ほっかいどう きたとうほく じょうもん いせきぐん
北海道・北東北の縄文遺跡群

(正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan)

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

ほっかいどう はこだてし ちとせし だてし どうやこちょう
北海道 函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町
あおもりけん あおもりし ひろさきし はちのへし し そとがはままち しちのへまち
青森県 青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町
いわてけん いちのへまち
岩手県 一戸町
あきたけん かつのし きたあきたし
秋田県 鹿角市、北秋田市

3. 記載年

2021年

4. 評価基準

(iii)、(v)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与えうる要因

002 垣ノ島遺跡（北海道函館市）

- 資産内において市民参画により在来樹種（オオヤマザクラ）の植樹を行い、景観が向上した。
- 資産内において地域貢献活動によりロープ柵の設置を行い、来訪者の安全性が向上した。
- 緩衝地帯において地域貢献活動により支障木の伐採を行い、在来樹種の生育環境が整備されかつ景観が向上した。

003 北黄金貝塚（北海道伊達市）

- 資産内に所在する携帯基地局について、設置業者との間で将来的な撤去につい

での協議を継続して行っている。

004 田小屋野貝塚（青森県つがる市）

- ・公有地化事業により個人住宅1軒、倉庫1棟を撤去した。公有地化率は90.2%となった。
- ・津軽洋上風力発電事業に係る遺産影響評価報告書の作成について、事業者と協力して進めている。
- ・緩衝地帯外だが視点場から視認される可能性がある陸上風力発電事業について、事業者の積極的な協力を得て、フォトモンタージュ調査や風車の建設位置の調整を進めている。
- ・亀ヶ岡石器時代遺跡と合わせたガイダンス施設（建築・外構・展示）の基本設計を行った。

005 二ツ森貝塚（青森県七戸町）

- ・緩衝地帯内の建物2棟の撤去が行われたが、共に構成資産範囲内から視認できない位置のため影響は無い。

006 三内丸山遺跡（青森県青森市）

- ・老朽化していた露出遺構の公開展示施設（子供の墓覆屋）の建て替えを完了し、展示・保存環境の改善と資産内の景観の向上が図られた。
- ・大型堅穴建物（立体表示）及び園路の改修工事を行い、来訪者が安全・安心な環境で資産の価値を理解できる環境が整備された。
- ・資産内にある仮設建物（4棟の内、1棟）を解体し、資産内の景観の向上が図られた。
- ・三内丸山遺跡の緩衝地帯外側で青森県ボールパーク整備（青森県）、陸上自衛隊青森駐屯地における建築物等の建設（東北防衛局）が計画されており、資産からの眺望保全に向けた協議を継続している。

007 大船遺跡（北海道函館市）

- ・資産内において地域貢献活動により支障木の伐採を行い、景観が向上した。

008 御所野遺跡（岩手県一戸町）

- ・資産内において、クリやコナラの実生育成などの植生復元整備事業、復元堅穴建物1棟の修復作業を行った。
- ・ガイダンス施設周辺の緩衝地帯において、高木化し倒木の危険性が高まっていたカラマツ等の針葉樹16本、ポプラ2本の伐採を行ったことにより、来訪者等の安全性が向上した。また、植生復元整備事業（オオバボダイジュの育成）の一環として、構成資産の南側斜面においてスギ10本を伐採した。

009 入江貝塚（北海道洞爺湖町）

- ・資産内における不適格工作物である入江保育所について、移転先施設の建設工

事を開始した。

011 伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）

- ・資産内において、令和6年度から実施していた園路舗装工事が完了し、来訪者の見学環境が向上した。
- ・公開範囲拡大のため、資産内の南側1.8haの立木伐採を行った。
- ・令和7年9月に発生した豪雨によって資産に隣接する河川が増水し、資産内南東部でのり面崩落や倒木が発生した。復旧に向けて測量や実施設計を進めている。

012 大湯環状列石（秋田県鹿角市）

- ・資産内の不適格工作物である県道について、秋田県により新設予定地の地質調査が実施された。
- ・風力発電事業計画について、風車設置予定地が資産遠景の山地稜線上となることから、各社と事業計画に関する打ち合わせ等を継続的に実施している。

013 キウス周堤墓群（北海道千歳市）

- ・来訪者への説明施設「史跡キウス周堤墓群ガイダンスセンター」を令和7年4月に開設した。また園路及び説明板・総合案内板・誘導サイン板・記名サイン板を整備した。
- ・来訪者のための駐車場を拡幅し、アスファルト舗装に改良、整備した。
- ・資産内の不適格工作物である国道337号は生活道路であるため、管理者が市と連携し、構成資産に新たな負の影響を与えないように現状維持で管理しており、状況に変化はない。
- ・資産内の不適切工作物である樹木（周堤墓内の樹木）について、令和8年1～2月に新たに12本伐採、撤去した。
- ・令和7年10月に周堤墓内の樹木1本が強風を受けて根ごと抜け倒れ、1号周堤墓を覆う陸成堆積物が約1平方メートルの範囲、深さ約30センチ規模で損壊した。地表に生じた窪みには土砂を充填し原状復旧する予定である。

014 大森勝山遺跡（青森県弘前市）

- ・遺跡駐車場（緩衝地帯内）に休息便益施設を整備した。
- ・ガイダンス施設の整備が終了した。

015 高砂貝塚（北海道洞爺湖町）

- ・史跡内園路の保全（木橋の点検及び防腐剤塗布）を行った。

016 亀ヶ岡石器時代遺跡（青森県つがる市）

- ・公有地化事業により個人住宅4棟を撤去し、公有地率は60.6%となった。今年

度は個人住宅3棟を撤去し、公有地化率は63.7%となる見込である。

- ・第1期整備に係る史跡整備実施設計が完了した。それに伴い、園路予定地で掘削が想定される範囲に係る発掘調査を計7ヶ所で11月・3月に実施した。調査結果を踏まえ、地中に埋蔵された遺構・遺物の保存に影響を与えない設計、工法とした。
- ・田小屋野貝塚と合わせたガイダンス施設の予定地（緩衝地帯内）の公有地が完了し、個人住宅1棟が撤去された。ガイダンス施設（建築・外構・展示）の基本設計を行った。今年度は実施設計を行う。
- ・今年度は史跡現地の整備工事に着手する。撤去・伐採工の後、地形造成、地被植栽、一部の園路広場工を行う予定である。
- ・津軽洋上風力発電事業に係る遺産影響評価報告書の作成について、事業者と協力して進めている。
- ・緩衝地帯外だが視点場から視認される可能性がある陸上風力発電事業について、事業者の積極的な協力を得て、フォトモンタージュ調査や風車の建設位置の調整を進めている。

017 是川石器時代遺跡（青森県八戸市）

- ・資産内を含む第1期整備実施設計（その2）を策定した。
- ・史跡是川石器時代遺跡第1期整備工事（南工区地形造成・園路整備等）を実施した。
- ・構成資産内の低湿地地下水位を観測するため、緩衝地帯内に地下水位観測井を設置し、モニタリングを開始した。
- ・構成資産内の不適格工作物である八戸市縄文学習館について、解体撤去準備のためのアスベスト調査を行った。
- ・緩衝地帯外側の風力発電計画について、事業者とHIAに向けた協議を行っている。

【留意点】

- ・資産の保全に影響を与えうる要因や保存・管理上の懸念が存在する場合には、それらへの対応（対応をまだ行っていない場合には方針や方向性）も含め、個別具体的に記述すること。
- ・今年度に新たに認知したもの及び今年度に対応中並びに完了予定のものについて記載し、過年度において対応済み且つ報告済みの事項については記載しないこと。

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針 2022年3月策定
<https://jomon-japan.jp/protect/protection-scheme#c04>

8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画 2019年策定
2022年改定

○各構成資産の保存活用計画

構成資産名	計画名称	主体	策定年月等
001 大平山元遺跡	史跡大平山元遺跡保存管理計画書	外ヶ浜町	2016年3月策定
002 垣ノ島遺跡	史跡垣ノ島遺跡保存活用計画	函館市	2026年3月策定
003 北黄金貝塚	史跡北黄金貝塚保存管理計画	伊達市	2015年7月策定
004 田小屋野貝塚	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画	つがる市	2021年3月策定
005 二ツ森貝塚	史跡二ツ森貝塚保存活用計画書	七戸町	2016年策定
006 三内丸山遺跡	特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書	青森県	2016年3月策定
007 大船遺跡	史跡大船遺跡保存活用計画	函館市	2025年3月策定
008 御所野遺跡	史跡御所野遺跡保存活用計画	一戸町	2027年3月策定予定
009 入江貝塚	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年4月策定
010 小牧野遺跡	史跡小牧野遺跡保存管理計画	青森市	2017年改訂
011 伊勢堂岱遺跡	史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画	北秋田市	2019年3月改訂
012 大湯環状列石	特別史跡大湯環状列石保存活用計画	鹿角市	2024年3月策定
013 キウス周堤墓群	史跡キウス周堤墓群保存活用計画	千歳市	2020年12月策定
014 大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書	弘前市	2015年3月策定
015 高砂貝塚	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年4月策定
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画	つがる市	2021年3月策定
017 是川石器時代遺跡	史跡是川石器時代遺跡保存活用計画	八戸市	2016年3月策定

9. 保存管理体制の状況

○道県及び市町における担当部局

道県・市町	担当課	所管する構成資産
北海道	環境生活部文化局 文化振興課 縄文世界遺産推進室	
	教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課	
青森県	三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課	
	教育庁 文化財保護課	
岩手県	文化スポーツ部 文化振興課	
	教育委員会事務局 生涯学習文化財課	
秋田県	教育庁 生涯学習課 文化財保護室	
函館市	教育委員会 生涯学習部 文化財課	垣ノ島遺跡、大船遺跡
千歳市	教育委員会 埋蔵文化財センター	キウス周堤墓群

伊達市	教育委員会 生涯学習課	北黄金貝塚
洞爺湖町	教育委員会 社会教育課	入江貝塚、高砂貝塚
青森県	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡
青森市	教育委員会事務局 文化遺産課	小牧野遺跡
弘前市	教育委員会 文化財課	大森勝山遺跡
八戸市	八戸市教育委員会 是川縄文館	是川石器時代遺跡
つがる市	教育委員会 文化財課	田小屋野貝塚、 亀ヶ岡石器時代遺跡
外ヶ浜町	教育委員会 世界文化遺産室	大平山元遺跡
七戸町	教育委員会 生涯学習課	二ツ森貝塚
一戸町	教育委員会 世界遺産課	御所野遺跡
鹿角市	観光戦略部文化財・世界遺産課大湯ストーンサークル館	大湯環状列石
北秋田市	観光文化スポーツ部 文化スポーツ課	伊勢堂岱遺跡

関係地方公共団体・部局間連携会議（令和7年度中の開催実績）

自治体名	名称	主催者	期日	会場
函館市	函館市南茅部地域・世界遺産活用推進室連携課長会議	函館市南茅部支所	①令和7年6月24日 ②令和8年2月13日	函館市南茅部支所
青森市	青森市『縄文遺跡群』世界遺産保存活用連絡会議	青森市教育委員会事務局文化遺産課	令和8年3月27日	書面開催

○構成資産所管自治体による保存活用協議会

市町	名称	設置年
函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	2019年
千歳市	キウス周堤墓群保存活用連絡会議	2019年
伊達市	北黄金貝塚保存活用協議会	2020年
洞爺湖町	入江・高砂貝塚保存活用協議会	2019年
青森県	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	2014年
青森市	青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議	2019年
弘前市	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年
八戸市	是川石器時代遺跡保存活用連絡会議	2017年
つがる市	つがる市縄文遺跡保存活用協議会	2024年
外ヶ浜町	大平山元遺跡世界遺産協議会	2021年
七戸町	二ツ森貝塚保存管理活用連絡協議会	2015年
一戸町	岩手県世界遺産保存活用推進協議会縄文保存活用検討部会	2013年
鹿角市	大湯環状列石保存活用庁内連絡会	2020年
北秋田市	伊勢堂岱遺跡保存活用推進協議会	2020年

②縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 委員

役職	氏名	現職	分野
委員長	稲葉 信子	筑波大学名誉教授 静岡県富士山世界遺産センター館長	世界遺産
委員	水ノ江 和同	同志社大学文学部教授	考古学
委員	根岸 洋	東京大学大学院 人文社会系研究科准教授	考古学
委員	石崎 武志	東京文化財研究所名誉研究員 東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター 客員研究員	文化財科学・保存科学
委員	森 朋子	札幌市立大学デザイン学部教授	景観
委員	西村 幸夫	東京大学名誉教授 学校法人國學院大學特別参事	観光・まちづくり

構成資産ごとの保存管理体制

構成資産	市町	名称	設置年
001 大平山元遺跡	外ヶ浜町	大平山元遺跡世界遺産協議会	2021年
002 垣ノ島遺跡 007 大船遺跡	函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	2019年
003 北黄金貝塚	伊達市	北黄金貝塚保存活用協議会	2020年
004 田小屋野貝塚 016 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	つがる市縄文遺跡保存活用協議会	2024年
005 二ツ森貝塚	七戸町	二ツ森貝塚保存管理活用連絡協議会	2015年
006 三内丸山遺跡	青森県	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	2014年
008 御所野遺跡	一戸町	岩手県世界遺産保存活用推進協議会縄文保存活用検討部会	2013年
009 入江貝塚 015 高砂貝塚	洞爺湖町	入江・高砂貝塚保存活用協議会	2019年
010 小牧野遺跡	青森市	青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議	2019年
011 伊勢堂岱遺跡	北秋田市	伊勢堂岱遺跡保存活用推進協議会	2020年
012 大湯環状列石	鹿角市	大湯環状列石保存活用庁内連絡会	2020年
013 キウス周堤墓群	千歳市	キウス周堤墓群保存活用連絡会議	2019年
014 大森勝山遺跡	弘前市	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年
017 是川石器時代遺跡	八戸市	是川石器時代遺跡保存活用連絡会議	2017年

包括的保存管理体制

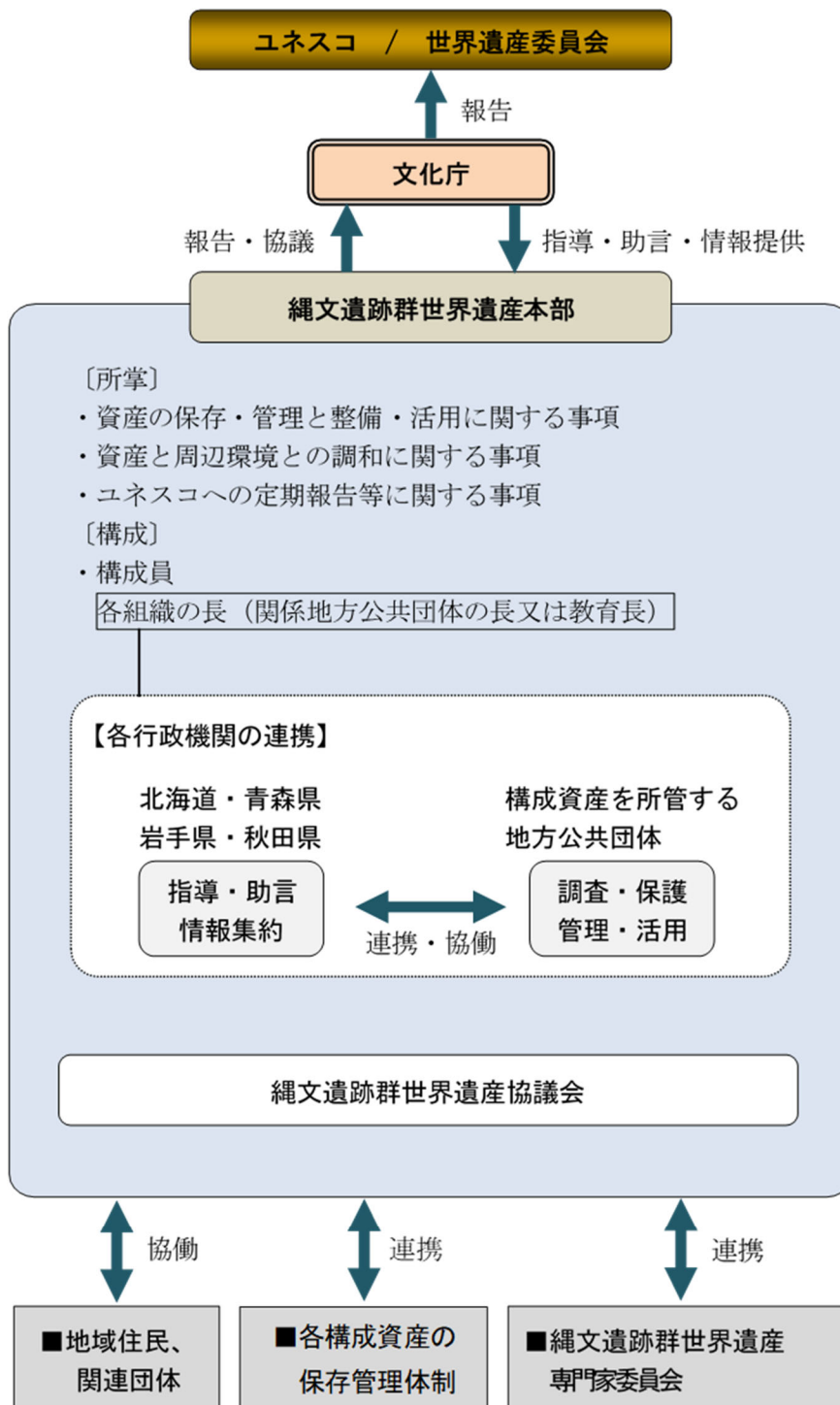


図9-001 資産の保存管理体制

10. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たに資産及び緩衝地帯に適用される保護措置

計画・条例の名称	策定・制定主体	策定・施行年月	範囲	規制状況の変更
史跡垣ノ島遺跡保存活用計画	函館市	令和8年 3月	史跡指定地および史跡を取り囲む範囲 ※世界遺産における緩衝地帯と整合	なし
つがる市都市計画マスタープラン（改訂版）	つがる市	令和7年 3月	資産及び緩衝地帯	なし
史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画書追補	八戸市	令和7年 3月	構成資産及び緩衝地帯	なし
青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例	青森県	令和7年 7月施行	資産及び緩衝地帯	保護地域（再生可能エネルギー事業を計画できない地域）

11. 予算措置

団体名	R3	R4	R5	R6	R7	合計
縄文遺跡群世界遺産本部	106,240	77,989	66,631	66,594	56,461	373,915
北海道 (世界遺産所管課)	3,396	5,421	4,874	3,377	1,128	18,196
青森県 (世界遺産所管課)	53,948	90,413	587,982	171,732	156,605	1,060,680
青森県 (三内丸山遺跡所管課)	386,179	429,221	469,835	512,091	533,772	2,331,098
岩手県 (世界遺産所管課)	4,671	4,924	4,855	4,775	4,416	23,641
秋田県 (世界遺産所管課)	738	22,097	25,387	54,977	43,213	146,412
函館市 (世界遺産所管課)	129,457	230,675	126,231	103,128	103,394	692,885
千歳市 (世界遺産所管課)	22,658	50,350	45,833	443,563	100,433	662,837
伊達市 (世界遺産所管課)	7,361	157,999	11,001	9,808	8,455	194,624
洞爺湖町 (世界遺産所管課)	28,680	15,833	6,514	7,257	7,847	66,131
青森市 (世界遺産所管課)	10,115	11,381	15,506	6,635	6,685	50,332

弘前市 (世界遺産所管課)	84,819	24,765	30,589	135,015	155,184	430,372
八戸市 (世界遺産所管課)	94,285	129,230	109,471	177,336	113,510	623,832
つがる市 (世界遺産所管課)	87,297	188,700	106,007	287,794	302,225	972,023
外ヶ浜町 (世界遺産所管課)	46,107	56,771	286,037	8,519	12,102	409,536
七戸町 (世界遺産所管課)	14,076	11,147	29,296	219,918	108,074	382,511
一戸町 (世界遺産所管課)	164,734	121,024	102,519	106,788	125,052	620,117
鹿角市 (世界遺産所管課)	22,359	24,001	122,747	33,919	68,986	272,012
北秋田市 (世界遺産所管課)	15,381	58,530	38,372	55,412	72,939	240,634
合計	1,282,501	1,710,471	2,189,687	2,408,638	1,980,481	9,571,788

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

自治体	補助金名	事業名	事業内容
北海道	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業	普及啓発（展示、講演会、 パンフレット印刷）
青森県	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史活き活き！史跡等総 合活用整備事業	史跡整備事業
函館市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	史跡等保存活用計画等策 定（史跡 垣ノ島遺跡）	「史跡垣ノ島遺跡保存活用 計画」の策定
千歳市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史活き活き！史跡等総 合活用整備事業	史跡整備事業
千歳市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業	広報・資料作成
伊達市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業	史跡北黄金貝塚の公開活用 事業
青森市	文化芸術振興費補 助金	地域文化財総合活用推進 事業	普及啓発事業として、 ・体験ワークショップの実

			施 ・環状列石学習講座の実施
弘前市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業	広報資料作成、小学校出前 授業、現地見学会
弘前市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史生き生き！史跡等総 合活用整備事業	ガイダンス施設整備、整備 事業報告書作成
八戸市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史生き生き！史跡等総 合活用整備事業	実施設計、整備工事（地形 造成・樹木伐採等）、工事監 理
八戸市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	史跡等購入費補助金	－
つがる 市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史生き生き！史跡等総 合活用整備事業	発掘調査、史跡整備実施設 計、ガイダンス施設基本設 計など
つがる 市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	史跡等購入費補助金	個人住宅の移転補償など
つがる 市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	埋蔵文化財発掘調査等事 業	R1～5 年度に史跡内で行っ た未報告の発掘調査の報告 書刊行
七戸町	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	史跡等購入費補助金	プロパティ内の民間所有地 を買い上げ、地下遺構の破 壊を防止する。
一戸町	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	史跡等保存活用計画等策 定（史跡御所野遺跡）	計画策定
一戸町	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史生き生き！史跡等総 合活用整備事業	植生復元
一戸町	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業	普及啓発（広報資料の作成、 講演会の実施、台帳作成等）
鹿角市	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	歴史生き生き！史跡等総 合活用整備事業	基本計画策定
北秋田	国宝重要文化財等	歴史生き生き！史跡等総	史跡整備（園路舗装工事、

市	保存・活用事業費 補助金	合活用整備事業（災害復 旧含む）	環状列石保存調査、立木伐 採）
---	-----------------	---------------------	--------------------

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

自治体	補助金名	事業内容

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

令和7年度に実施した適切な観光管理の在り方実現のための取組があれば、表の下に記載すること。

○構成資産来訪者数

構成資産名	R3	R4	R5	R6	R7
001 大平山元遺跡	0	3,213	3,047	9,619	6,029
002 垣ノ島遺跡	26,871	43,478	34,063	30,027	24,594
003 北黄金貝塚	14,303	18,983	16,011	18,626	17,028
004 田小屋野貝塚	2,729	1,309	1,654	1,134	1,593
005 二ツ森貝塚	5,565	5,893	4,564	3,848	3,313
006 三内丸山遺跡	93,327	207,095	244,579	233,687	233,461
007 大船遺跡	25,682	29,405	23,137	19,329	15,831
008 御所野遺跡	32,426	34,345	28,365	29,674	29,629
009 入江貝塚	4,547	8,383	6,475	7,382	8,593
010 小牧野遺跡	7,104	8,631	7,494	6,367	3,951
011 伊勢堂岱遺跡	13,274	11,077	9,113	9,729	6,766
012 大湯環状列石	30,587	25,988	27,452	22,240	20,681
013 キウス周堤墓群	6,173	10,631	6,659	5,789	8,747
014 大森勝山遺跡	12,940	12,337	11,435	4,629	5,653
015 高砂貝塚	009 入江貝塚に合算				
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	004 田小 屋野貝塚 に合算	3,759	7,257	7,886	8,016
017 是川石器時代遺跡	—	—	—	—	—
合計	284,528	424,527	431,305	409,966	393,885

○ガイドンス施設来訪者数

ガイドンス施設名	R3	R4	R5	R6	R7
001 大平山元遺跡 （～R5 外ヶ浜町大山ふるさと 資料館、R6～大平山元遺跡展示 施設むーもん館）	3,284	3,213	3,047	9,619	6,029
002 垣ノ島遺跡	29,838	36,936	31,551	30,994	28,793

ガイドンス施設名	R3	R4	R5	R6	R7
007 大船遺跡 函館市縄文文化交流センター					
003 北黄金貝塚 北黄金貝塚情報センター	14,303	18,983	16,011	18,626	17,028
004 田小屋野貝塚 つがる市縄文住居展示資料館	3,667	2,856	8,219	5,788	5,269
005 ニツ森貝塚 ニツ森貝塚館	5,957	6,573	5,209	4,674	3,784
006 三内丸山遺跡 三内丸山遺跡センター	93,327	207,095	244,579	233,687	233,461
008 御所野遺跡 御所野縄文博物館	16,202	16,627	12,834	11,452	10,510
009 入江貝塚 015 高砂貝塚 入江・高砂貝塚館	4,547	8,383	7,383	8,475	11,772
010 小牧野遺跡 青森市小牧野遺跡保護センター	14,159	18,596	18,999	18,872	17,196
011 伊勢堂岱遺跡 伊勢堂岱縄文館	18,346	16,871	14,923	14,256	10,517
012 大湯環状列石 大湯ストーンサークル館	30,587	29,775	29,144	23,139	22,196
013 キウス周堤墓群 史跡キウス周堤墓群ガイド ンスセンター (R7.4 新設に変更。R6 までは 千歳市埋蔵文化財センター)	1,974	2,748	3,248	3,880	8,747
014 大森勝山遺跡 裾野地区体育文化交流センター	6,143	1,384	1,800	837	0
016 亀ヶ岡石器時代遺跡 つがる市木造亀ヶ岡考古資料 室	2,729	4,203	3,679	2,197	2,454
017 是川石器時代遺跡 八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館	23,514	30,358	33,596	32,591	29,253
合計	268,577	404,601	434,222	419,087	407,009

※函館市縄文文化交流センターは令和8年2月17日～19日まで館内整理のため閉館した。

※伊勢堂岱遺跡はクマ出沒のため、5月25日、6月27日～29日、8月10日～17日に閉鎖した。

※伊勢堂岱縄文館はクマ出沒のため12月27日～28日に臨時休館。

また、豪雪のため1月30日に臨時休館。

※大森勝山遺跡は、ガイドンス施設整備のため閉鎖。

15. 地域コミュニティの参画

団体名	設立年	活動の概要
一般社団法人大平山元遺跡もりあげ隊	2019年	大平山元遺跡での普及啓発活動やイベントへの協力、情報発信を行っている。 ※2024年から一般社団法人化
一般財団法人道南歴史文化振興財団	2015年	垣ノ島遺跡、大船遺跡、ガイダンス施設について指定管理者として、施設の維持管理や見学者に対する解説や体験学習の対応等の管理運営業務全般を行っている。
北の縄文CLUB	1998年	大船遺跡での自主事業の実施や勉強会、清掃活動等を行っている。
縄文DOHNANプロジェクト	2019年	縄文を活用したイベント開催やグッズ開発、小学校への寄贈などを通じ、普及啓発活動を行っている。
道南縄文文化推進協議会	2013年	函館市民への縄文文化についての普及啓発事業の主催あるいは支援を行っている。
オコンシベの会	2001年	北黄金貝塚の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
つがる縄文遺跡案内人	2019年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡、及び資料館への来訪者に対する解説を行っている。
特定非営利活動法人つがる縄文の会	2007年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡に関する情報を発信すると同時に、イベントの開催や普及啓発活動を通して資産の理解の深化を図る取組を行っている。
宮田観光（宮田真梨子）	2025年	地域おこし協力隊経験者が起業し、つがる縄文遺跡案内人のガイド活動と結びつけた地域密着型のガイドツアーやイベントを企画している。
柏ロマン荘（しゃこちゃんルーム）	2025年	客室を改装し、遮光器土偶にちなんだしゃこちゃんコンセプトルームをオープンした。宮田観光と提携したガイドツアー付き宿泊プランがある。
二ツ森貝塚遺跡保存協力会	1998年	二ツ森貝塚の清掃、草刈りなどの保全活動を実施している。
二ツ森貝塚ボランティアガイドの会	2021年	二ツ森貝塚の来訪者に対する解説を行っている。
特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会	1995年	三内丸山遺跡に関する広報誌の定期的な発行するなど、発信、交流をテーマとした取組を実施している。
一般社団法人三内丸山応援隊	1995年	三内丸山遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
御所野愛護少年団	1999年	一戸町立一戸南小学校3～6年生の児童によって構成され、御所野遺跡の清掃活動・調査活動・PR活動などを行っている。
御所野縄文公園クリーンデー	2004年	年に2回（4・11月）、地域住民などが御所野遺跡や周辺の清掃活動を行っている。

団体名	設立年	活動の概要
いちのへ縄文里山クラブ	2024年	御所野遺跡の来訪者に対する解説、体験学習の支援、セミナー開催、清掃活動及び遺跡に関する情報発信を行っている。
アプタフレナイの会	2002年	入江貝塚、高砂貝塚での体験学習の支援や自主事業などを実施している。
TOYAKO縄文ガイドの会	2023年	入江貝塚、高砂貝塚の来訪者に対する解説やイベントへの協力を行っている。
一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会	2015年	小牧野遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援、イベント開催、普及啓発活動を実施しているほか、草刈りなどの保全活動を行っている。
伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ	1997年	伊勢堂岱遺跡の来訪者に対する解説を行っている。
伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティア	2015年	
中央連合会（地域住民）	1987年	キウス周堤墓群の環境整備（草刈、見回り看視）を行っている。
キウス周堤墓群を守り活かす会	2014年	キウス周堤墓群の来訪者に対する解説や普及啓発を行っている。
ANA新千歳空港株「Team CTS」	2022年	キウス周堤墓群のボランティア清掃活動を行っている。
大湯S Cの会	2019年	ガイダンス施設の窓口業務および体験学習の支援、大湯ストーンサークル館の窓口業務及び大湯環状列石の来訪者に対する解説を行っている。
史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年	大森勝山遺跡でのイベント開催や草刈りなどの保全活動を実施している。
大森勝山縄文遺跡ガイドの会	2022年	大森勝山遺跡における団体等へのガイド案内・情報発信を行う。
弘前縄文の会	2014年	大森勝山遺跡の普及啓発、体験学習を行っている。
八戸縄文保存協会	1995年	是川石器時代遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
縄文是川ボランティア	1996年	是川石器時代遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。

16. 有形と無形とのシナジー

資産（有形）	無形的要素	取組
008 御所野遺跡	岩手県指定無形民俗文化財： 中山神楽 一戸町指定無形民俗文化財： 小友神楽・田中新山社神楽	御所野遺跡や縄文文化の魅力を発信するために実施したイベント「ごしよの縄文ウィーク2025」において、一戸町内の神楽団体が神楽を披露し、地域の歴史文化の周知や継承の機会となった。
011 伊勢堂岱遺跡	隣接した川でのサケの遡上	カムバック縄文サーモン（サケの放流）
013 キウス周堤墓群	自然資源（動物）、人文資源（千歳市無形文化財「泉郷獅子舞」）、特産的資源（農作物収穫体験・地場製品を使ったカフェメニュー）	世界遺産のある地域の魅力紹介動画の制作・公開

17. 計画における位置づけ

構成資産名	計画名称	主体	該当ページ
006 三内丸山遺跡	青森市景観計画	青森市	12～16ページ
009 入江貝塚、015 高砂貝塚	洞爺湖町景観計画	洞爺湖町	45 ページ
011 伊勢堂岱遺跡	第3次北秋田市総合計画	北秋田市	59 ページ
011 伊勢堂岱遺跡	北秋田市歴史文化基本構想	北秋田市	62 ページ
011 伊勢堂岱遺跡	北秋田市景観計画	北秋田市	23 ページ
012 大湯環状列石	鹿角地域文化財保存活用地域計画	鹿角市・小坂町	82～83ページ
013 キウス周堤墓群	千歳市景観計画	千歳市	35～36ページ
013 キウス周堤墓群	千歳市第2期みどりの基本計画	千歳市	31～32ページ

18. 経済的側面に関する事項

構成資産への入場料

構成資産名	入場料等	変更前	
		入場料等	改定時期
001 大平山元遺跡	無料		
002 史跡垣ノ島遺跡	無料		
003 北黄金貝塚	無料		
004 田小屋野貝塚	無料		
005 二ツ森貝塚	無料		

006 三内丸山遺跡	一般 500 円 (400 円) 大学生等 250 円 (200 円) 高校生以下無料 () は 20 名以上の団体	一般 410 円 (330 円) 高校生・大学生等 200 円 (160 円) 中学生以下無料 () は 20 名以上の団体	令和7年4月 1日
007 史跡大船遺跡	無料		
008 御所野遺跡	無料		
009 入江貝塚、015 高砂貝塚	無料	大人 150 円 (100 円) 小中学生 100 円 (50 円) 洞爺湖町民 無料 () は 15 人以上の団体	令和4年4月 1日
010 小牧野遺跡	無料		
011 伊勢堂岱遺跡	無料 (大人、子ども、団体)	200 円 (大人) 150 円 (大人団体) 無料 (高校生以下)	平成 31 年 4 月 1 日
012 大湯環状列石	無料		
013 キウス周堤墓群	無料		
014 大森勝山遺跡	無料		
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	無料		
017 是川石器時代遺跡	無料		

C. その他

19. その他

令和7年度実施 世界遺産に関する協議会等

縄文遺跡群世界遺産本部

- ・縄文遺跡群世界遺産協議会 (令和7年8月25日 書面開催、令和8年2月18日オンライン開催)
- ・縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 (令和7年9月4日 会場：ホテル鹿角、令和8年3月6日 会場：ステーションコンファレンス万世橋)

自治体名	名称	主催者	開催日等	会場
青森県	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	三内丸山遺跡センター	令和8年3月18日	三内丸山遺跡センター
岩手県	岩手県3つの世界遺産連携会議	岩手県	令和8年2月	盛岡市：マリオス
岩手県	縄文保存検討部会	岩手県	令和8年2月	一戸町： 御所野縄文博物館
岩手県	岩手県世界遺産保存活用推進協議会	岩手県	令和8年3月	盛岡市：岩手県庁
秋田県	秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議	秋田県	① 令和7年7月31日 ②令和8年3月9日	① 北秋田市交流センター ② オンライン
函館市	史跡垣ノ島遺跡保存	函館市教育委員会	①令和7年7月8日 ②令和7年11月10日	①史跡垣ノ島遺跡、 函館市南茅部総合セ

	活用計画検討委員会		日 ③令和8年2月2日	ンター ②、③函館市役所
函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	函館市教育委員会	①令和7年9月29日 ②令和8年2月25日	函館市南茅部総合センター
千歳市	史跡キウス周堤墓群整備委員会	千歳市教育委員会	令和8年3月27日	千歳市役所・史跡キウス周堤墓群
弘前市	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	令和7年4月24日、同年5月30日、同年6月16日、同年11月26日、令和8年1月15日、同年2月19日、同年3月23日	裾野地区体育文化交流センター及び弘前市立裾野中学校
弘前市	史跡大森勝山遺跡整備指導委員会	弘前市	令和7年6月4日、同年9月24日、令和8年3月11日	弘前市役所岩木庁舎及び裾野地区体育文化交流センター
八戸市	史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会	八戸市	令和7年9月26日、12月23日	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館
つがる市	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会	つがる市教育委員会	令和7年7月11日、9月16日、12月24日、令和8年2月26日	つがる市生涯学習交流センター松の館
つがる市	つがる市縄文遺跡保存活用協議会	同左 協議会	令和7年12月3日 令和8年3月12日	つがる市生涯学習交流センター松の館
一戸町	史跡御所野遺跡保存活用計画策定委員会	一戸町教育委員会	令和7年7月15日 令和8年2月17日	御所野縄文博物館
鹿角市	特別史跡大湯環状列石第二次環境整備検討委員会	鹿角市	令和7年7月16日 令和7年10月8日 令和8年1月21日	大湯ストーンサークル館 縄文工房
北秋田市	史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会	北秋田市	① 令和7年7月9日、 ②令和8年2月9日	①北秋田市民ふれあいプラザ、 ②北秋田市役所第2庁舎

令和7年度実施 世界遺産に関するシンポジウムや式典等

縄文遺跡群世界遺産本部主催 国内フォーラム

- ・福岡会場（令和7年11月16日 会場 アクロス福岡）
- ・東京開催（令和8年1月25日 会場 有楽町朝日ホール）

自治体名	名称	主催者	開催日/回数	会場
北海道	講演・対談	縄文遺跡群本部・北海道	令和7年7月27日	赤れんが庁舎
青森県	トークショー	縄文遺跡群本部・青森	令和7年7月27日	三内丸山遺跡

		県		センター
岩手県	縄文クロストーク	縄文遺跡群本部・岩手県	令和7年10月11日/1回	釜石市：TETTO
秋田県	秋田フォーラム	縄文遺跡群世界遺産本部、秋田県	令和7年11月30日/1回	秋田市文化創造館
函館市	はこだて縄文まつり2025	南かやべ縄文まつり実行委員会	令和7年10月5日/1回	函館市南茅部総合センター
千歳市	史跡キウス周堤墓群ガイダンスセンターオープニングセレモニー	千歳市教育委員会	令和7年4月25日/1回	史跡キウス周堤墓群ガイダンスセンター
千歳市	縄文フォーラム「縄文遺跡群の魅力を再発見」	キウス周堤墓群を守り活かす会・千歳市教育委員会	令和7年11月16日/1回	千歳市北ガス文化ホール
伊達市	第26回だて噴火湾縄文まつりシンポジウム	だて噴火湾縄文まつり実行委員会・伊達市教育委員会	令和7年7月13日/1回	だて歴史の杜カルチャーセンター
弘前市	第10回大森勝山じょうもん祭り	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	令和7年7月27日/1回	ヒロロ3階イベントスペースほか(弘前市駅前町9-20)
つがる市	JOMON 亀ヶ岡文化フォーラム2026	NPO 法人つがる縄文の会	令和8年2月14日/1回	つがる市生涯学習交流センター松の館
外ヶ浜町	むーもんフェスタ	外ヶ浜町実行委員会	令和7年9月14日/1回	大平山元遺跡展示施設むーもん館
一戸町	ごしよの縄文感謝祭2025	一戸町教育委員会	令和7年7月27日	御所野縄文博物館
一戸町	ごしよの縄文成果発表会	一戸町教育委員会	令和8年2月21日	御所野縄文博物館
北秋田市	伊勢堂岱縄文館講座	北秋田市	令和7年12月13日、 令和8年1月10日 /計2回	伊勢堂岱縄文館

令和8年度実施予定 世界遺産に関する協議会等

縄文遺跡群世界遺産本部主催

- ・縄文遺跡群世界遺産協議会 未定
- ・縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 未定

自治体名	名称	主催者	開催時期	会場
青森県	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	三内丸山遺跡センター	令和9年3月(予定)	三内丸山遺跡センター
岩手県	岩手県3つの世界遺	岩手県	令和9年2月	盛岡市：

	産連携会議			エスポワール
岩手県	縄文保存検討部会	岩手県	令和9年2月	一戸町： 御所野縄文博物館
岩手県	岩手県世界遺産保存活用推進協議会	岩手県	令和9年3月	盛岡市： 岩手県庁会議室
秋田県	秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議	秋田県	6月、3月頃	未定
函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	函館市教育委員会	年2回（予定）	未定
千歳市	史跡キウス周堤墓群整備委員会（植生管理）	千歳市教育委員会	令和8年7月ほか	千歳市埋蔵文化財センター・史跡キウス周堤墓群
八戸市	史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会	八戸市	令和8年9月、12月	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館
つがる市	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会	つがる市教育委員会	計4回開催予定	つがる市生涯学習交流センター松の館
つがる市	つがる市縄文遺跡保存活用協議会	同左 協議会	計2回開催予定	つがる市生涯学習交流センター松の館
鹿角市	特別史跡大湯環状列石第二次環境整備検討委員会	鹿角市	計2回開催予定	大湯ストーンサークル館 縄文工房
北秋田市	史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会	北秋田市	令和8年6月26日、第2回未定	北秋田市役所第2庁舎
一戸町	史跡御所野遺跡保存活用計画策定委員会	一戸町教育委員会	年2回（予定）	御所野縄文博物館（予定）

令和8年度実施予定 世界遺産に関するシンポジウムや式典等

縄文遺跡群世界遺産本部主催

- ・大阪開催 11月
- ・東京開催 令和9年1月

自治体名	名称	主催者	開催時期/回数	会場
北海道	縄文世界遺産登録5周年事業	北海道	令和8年7月26日/1回	赤れんが庁舎
青森県	北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録5周年国際シンポジウム	三内丸山遺跡センター（縄文遺跡群世界遺産本部との共催）	令和8年7月26日（日）/1回	三内丸山遺跡センター
岩手県	岩手縄文フォーラム（ごしよの縄文感謝	縄文遺跡群本部・岩手県	令和8年7月25～26日	一戸町： 御所野縄文博

	祭 2026 と共催)			物館
秋田県	世界遺産登録5周年イベント	秋田県	令和8年9月/1回	未定
函館市	縄文世界遺産登録5周年記念講演会	函館市教育委員会	令和8年10月3日/1回	函館市中央図書館
函館市	はこだて縄文まつり2026	南かやべ縄文まつり実行委員会	令和8年10月上旬/1回	史跡垣ノ島遺跡ほか
千歳市	縄文フォーラム(タイトル未定)	キウス周堤墓群を守り活かす会・千歳市教育委員会	令和8年11月29日/1回	千歳市北ガス文化ホール
伊達市	第27回だて噴火湾縄文まつりシンポジウム	だて噴火湾縄文まつり実行委員会・伊達市教育委員会	令和8年6月27日/1回	だて歴史の杜カルチャーセンター
弘前市	史跡大森勝山遺跡ガイド施設「おおもりん」オープニングセレモニー	弘前市教育委員会	令和8年4月27日/1回	史跡大森勝山遺跡ガイド施設「おおもりん」
弘前市	第11回大森勝山じょうもん祭り	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	令和8年7月26日/1回	史跡大森勝山遺跡及びガイド施設「おおもりん」
つがる市	JOMON 亀ヶ岡文化フォーラム2027	NPO 法人つがる縄文の会	令和9年2月	つがる市生涯学習交流センター松の館
外ヶ浜町	むーもんフェスタ	外ヶ浜町実行委員会	令和8年9月13日/1回	大平山元遺跡展示施設むーもん館
外ヶ浜町	令和8年度青森県考古学会秋季大会「大平山元遺跡の土器の重要性とその意義(仮)」	青森県考古学会	令和8年11月7日/1回	外ヶ浜町役場
一戸町	ごしよの縄文感謝祭2026	一戸町教育委員会	令和8年7月25~26日	御所野縄文博物館(予定)
一戸町	令和8年度調査成果発表会	一戸町教育委員会	令和9年2月6日	御所野縄文博物館(予定)
北秋田市	伊勢堂岱縄文館講座	北秋田市	未定(年2回予定)/2回	未定

構成資産及び緩衝地帯内における整備・開発行為・計画等に関する訴訟案件等
なし

その他特記事項

団体名	特記事項
-----	------

千歳市	史跡整備事業における施設整備(資産内・緩衝地帯)が令和7年度で完了した。
弘前市	令和8年4月27日(月)に史跡大森勝山遺跡ガイダンス施設「おおもりん」が開館。遺跡入口の休息便益施設と駐車場も運用開始。クマ侵入防止電気柵を設置。
つがる市	例年9月に開催してきたJOMON 亀ヶ岡遺跡・田小屋野貝塚まつりについて、7月に早め、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と連携開催する。

【報告基準日】

- 令和8年4月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

A. 基本的事項

1. 資産名称

さど きんざん
佐渡島の金山

2. 所在地（都道府県及び市区町村名）

にいがたけん さどし
新潟県佐渡市

3. 記載年

2024年

4. 評価基準

(iv)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与えうる要因

- 現状では目立った開発事業計画はない
- 資産の整備など価値の維持向上に寄与する取組
西三川砂金山 金子勘三郎家保存修理事業（牛納屋保存修理工事及び納屋保存修理実施設計）
相川金銀山 佐渡奉行所跡整備事業（御役所耐震改修工事実施設計）

7. 遺産影響評価マニュアル等の策定状況

策定済

令和7年11月から県HPで公開。令和8年度末を目途に改訂版を作成予定

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sado-goldmine/sg-282.html>

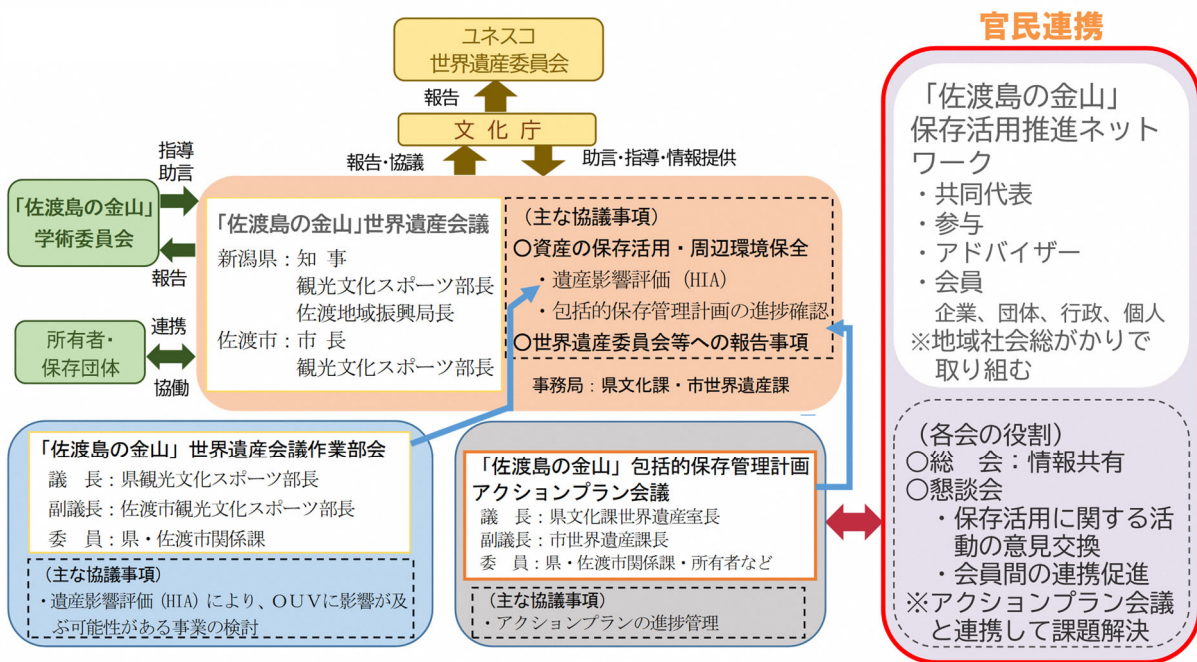
8. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

- 包括的保存管理計画を令和5年1月に策定。概要版を令和8年3月に策定及び公開。令和8年度中に改訂版を作成予定。
- 各構成資産の保存活用計画の策定状況

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画（第Ⅱ期） 平成 29 年策定
 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画 平成 29 年策定
 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 文化的景観保存計画 平成 23 年策定、令和 5 年改訂

9. 保存管理体制の状況

佐渡島の金山の保存管理の運営体制図。令和 6 年 12 月に「佐渡島の金山」世界遺産会議等を、令和 7 年 5 月に官民連携の『「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワーク』を設置。



10. 保護措置

登録後、新たに設置した条例、策定した計画はなし

11. 予算措置

(千円)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
新潟県	111,266	144,789	183,020	169,240	131,312
佐渡市	462,372	224,956	257,903	436,814	367,576

(当初予算)

12. 国庫補助金（文化庁関係）の活用状況

・文化的景観保護推進事業（一般）

重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」において 2 件の修理事業、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」において 4 件の修理事業

業を実施したほか、1基の案内看板復旧工事、15基の誘導サイン板面更新、西三川地区整備活用支援業務、次年度以降の修理予定物件1件の調査を実施した。

・文化的景観保護推進事業（災害）

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した、重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」における重要な構成要素「近代の鉱山港湾施設（No.22）」煉瓦倉庫1件及び「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」における重要な構成要素「笹川集落内の石垣（No.16）」2件の修理事業を実施した。

・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

国史跡「佐渡金銀山遺跡」の金子勘三郎家牛納屋1棟の保存修理を実施したほか、北沢地区の解説板4基の製作・設置、佐渡奉行所跡復原建物の耐震診断、同所敷地内の枯れ松伐採及び松枯れ防止薬剤の注入を実施した。

・地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

佐渡金銀山遺跡の興味や関心を高めるために、現地見学会、体験学習会を開催し、佐渡金銀山を学ぶ機会を市民に幅広く提供した。

13. 国庫補助金（文化庁関係を除く）の活用状況

- ・令和7年度に、国土交通省の「離島活性化交付金事業」を活用し、埼玉県蕨市から東京都板橋区間の金を運んだ街道を利用した「御金荷の道ウォーク in 蕨・板橋」を開催したほか、「金の道フォーラム」として、世界遺産検定マイスターによる基調講演や関連地域（新潟県佐渡市、長野県東御市、群馬県安中市、埼玉県蕨市、東京都板橋区）の民間団体によるパネルディスカッションを開催した。
- ・令和7年度に、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用し、きらりうむ佐渡の集客に向けて、交流促進事業やマルシェを開催した。

B. 資産及び周囲の環境の持続的な管理に関する事項

14. 文化観光に関する状況

施設	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
きらりうむ佐渡	11,649	20,033	20,161	26,985	37,112
史跡佐渡奉行所跡	10,842	16,341	15,594	19,556	24,271
史跡佐渡金山	63,767	121,924	142,597	178,576	198,125

※各年4月～3月までの各施設入込数

観光に対する課題

- (1) 西三川砂金山・相川鶴子金銀山（鶴子銀山）

- ・いずれも、常時観光客の受け入れを行っておらず、来訪者にはガイドによる案内の利用を推奨している。これは、西三川砂金山では資産と住民の生活域とが近く、観光客の増加により日常生活に支障が生じることを防ぐためである。また、鶴子銀山は、住民の生活圏より大きく離れた急峻な地形を含む山間部に位置しており、来訪者の安全性を考慮してのことである。
- ・両資産ともに常時受け入れを行っていないことから、現状では来訪者は多くなく、資産に与える負の影響も認められない。世界遺産としての価値を理解するためには、ガイド等の説明を聞きながら、現地で遺構を観察することが最も効果的である。このため、引き続きガイドツアーを利用した現地見学の方法へ来訪者を誘導する必要がある。
- ・また、世界遺産として認知度が向上することにより、ガイドツアーを活用せずに来訪するケースも見受けられる。住民の日常生活に支障をきたさない措置や、来訪者が安全に資産を見学し価値を理解することができるよう、関係機関と連携して情報発信する必要がある。

(2) 相川鶴子金銀山（相川金銀山）

- ・世界文化遺産の登録前より観光地として認知されていた相川金銀山には、佐渡奉行所、佐渡金山資料館などガイダンス施設が多く存在しており、観光客が多く訪れている。世界遺産としての認知度向上に伴い、今以上に多くの観光客が訪れる可能性がある。
- ・引き続き、価値の発信を継続するとともに、ビジターセンターである「きらりうむ佐渡」で各資産を見学する際のマナーの周知を図る。同時に、立入禁止区域などの周知を図る必要がある。
- ・また、宗太夫坑のように江戸時代の坑道を利用し、当時の坑内作業の様子が見える観光坑道がある。広く一般に公開しており、来訪者が散策しやすいよう坑内の床面がコンクリートで舗装されている。
- ・宗太夫坑の入館者数は、2024年度で178,487人であった。同年の佐渡市への観光入込数が280,262人であったことから、概ね64%が同地を来訪していることとなる。観光入込客数がピークであった1991年は約700,000人が宗太夫坑を訪れていたが、大きな問題なく来訪者の受け入れが可能であったことに鑑みると、現在の入館者数は同施設の収容力の範囲内であり、資産に負の影響を与えることはないと考えられる。かつ、登録前後の観光客の増加率を踏まえれば、今後の観光客の増加にも対応可能な収容力を有していると考えられる。
- ・一方で、上相川地区は16世紀末に成立した鉱山集落跡であり、斜面を造成した平坦地や石垣、寺社跡の遺構など、地表面で視認できる遺構が良好に残っている。上相川地区は公開エリアとしているが、遺構の保全や景観に配慮して散策路を未舗装としており、宗太夫坑と同程度の人数が来訪した場合、資産に負の影響が及ぶ可能性が高い。これまでに年数回のガイドツアーで年間200人前後が来訪しており、資産への負の影響は確認されていないが、引き続き資産への影響の有無をモニタリングする。

15. 地域コミュニティの参画

○「佐渡島の金山」を未来につなぐ会

市民団体「世界文化遺産を考える会」と相川地区の地域住民を中心とする「佐渡金銀山友の会」が合併し、全島的に佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた活動を展開するため「佐渡を世界遺産にする会」として設立。講演会、出前授業・出張説明への講師派遣、清掃活動など様々な活動を進めている。(平成19年設立、令和7年3月改組により団体名を『「佐渡島の金山」を未来につなぐ会』に改名)

○笹川の景観を守る会

江戸時代まで西三川砂金山で砂金採取に従事していた人々が形成した笹川集落では、国重要文化的景観の選定を目指す際に、地域住民の文化的景観への関心を高めるため集落全世帯を構成員として設立。旧西三川小学校笹川分校を起点に、現地見学会や体験学習のガイドのほか、資産周辺の草刈りなどの環境美化活動に取り組んでいる。(平成22年設立)

○相川第二分団

相川金銀山の相川上町地区の自治組織で、同地区の草刈りなどの環境美化を積極的に進めるほか、京町通りで開催されているイベントなどにも参画している。景観を維持しつつ、町並みを活かした取組を展開している。

○鶴子銀山へ続く道を歩こう

鶴子銀山の歴史への理解を深め、資産の価値や保存に対する意識を高めるため、資産近隣の住民が中心となり設立。鶴子銀山から相川金銀山に至る古道の整備、遺跡周辺の環境美化活動に加え、鶴子銀山の歴史の勉強会や現地研修会を実施。(平成20年設立)

○新穂銀山友の会

新穂銀山の保存と活用を目的に、研究会や草刈り、古道の整備などの活動を展開。「佐渡島の金山」の環境美化活動にも協力(平成17年設立、同23年改組)。

○相川ふれあいガイド

相川歴史講座で学んだ知識を活かし、遺跡や町並み、寺社などが含まれる様々なコースの中から依頼された内容に応じてガイドを行う。月に1度集まり、翌月のガイド依頼の対応者を選定

16. 有形と無形とのシナジー

「佐渡島の金山」包括的保存管理計画アクションプランに基づき、観光振興部局と連携し、「佐渡島の金山」に由来する伝統文化(能・仕舞・無名異焼等)の維持・継承を図り、資産の背景となる価値の理解促進に資するため、情報発信と活用の取組を進めた。

17. 計画における位置づけ

○佐渡市歴史的風致維持向上計画（令和2年3月策定）

- ・相川鶴子金銀山のうち相川金銀山の構成資産を含む範囲を重点区域として位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することで、重点区域における歴史的風致の特色と価値の顕在化を図り、地域の魅力向上を図るとともに、交流人口の拡大による活性化や、生活空間の質の向上といったまちづくりを図る。
- ・別添『佐渡市歴史的風致維持向上計画』第4章(抜粋)
重点区域の位置及び区域

18. 経済的側面に関する事項

各構成資産（ガイドンス施設含む）への入場料

○きらりうむ佐渡（世界遺産ビジターセンター）

- ・大人 300 円、小人 150 円（団体割引 大人 250 円、小人 100 円）

○史跡佐渡奉行所跡

- ・大人 500 円、小・中学生 200 円（団体割引 大人 400 円、小・中学生 160 円）

○史跡佐渡金山

- ・大人 1500 円、小人 750 円

世界遺産の高付加価値化を図った魅力的な体験等の造成・販売の取組

○金ぶらフリーパス

「佐渡島の金山」関連施設を2日間満喫できるプランとして、「きらりうむ佐渡」及び「史跡佐渡金山」の割引チケットと、きらりうむ佐渡での小判作り体験をセットにしたプラン。

- ・WEB購入 大人（13歳以上）4,350円、小人（7～12歳）3,150円
- ・観光案内所購入 大人（13歳以上）4,400円、小人（7～12歳）3,200円

※チケット持参で「史跡佐渡奉行所跡」及び「相川郷土博物館」が割引料金で利用可

C. その他

19. その他

令和7年度実施事業

○世界文化遺産「佐渡島の金山」講演会

場 所：①新潟県埋蔵文化財センター、②村上市教育情報センター、③出雲崎中央公民館、④新井総合コミュニティーセンター

時 期：①令和7年5月18日、②令和7年6月22日、③令和7年10月5日、④令和7年11月8日

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。「佐渡島の金山」の価値を発信する講演会を新潟県内で開催。

参加者：4回 247名

○御金荷の道ウォーク in 蕨・板橋

場 所：埼玉県蕨市・東京都板橋区

時 期：令和7年11月30日

内 容：佐渡から江戸までの金を輸送した街道上の関係市町村と連携し、「佐渡島の金山」の価値発信・交流促進を図ったウォークイベント。

参加者：120名

○金の道フォーラム

場 所：大手町サンケイプラザ（東京都千代田区）

時 期：令和8年1月31日

内 容：基調講演に加え、これまでの金の道事業で連携した長野県、群馬県、埼玉県、東京都、佐渡市の民間団体により連携の輪を構築するディスカッションを開催。

参加者：280名

○「SDGs×世界遺産」地域づくり会議

場 所：群馬県社会福祉センター（群馬県前橋市）

時 期：令和8年2月8日

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。後援の群馬県と連携し、事例報告に加え、資産価値を未来に継承するための課題解決に向けたディスカッション。

参加者：59名

○縣市連携講座

場 所：①まちなかキャンパス長岡、②新潟県立生涯学習推進センター

時 期：①令和7年8月9日、②令和7年9月7日

内 容：新潟県と佐渡市が主催。「佐渡島の金山」及び関連する文化財をテーマとした講座。

参加者：2回105名

○福岡×新潟県連携企画特別講座

場 所：海の道むなかた館（福岡県宗像市）

時 期：令和7年9月7日

内 容：新潟県と福岡県が連携する事業の一環で、「佐渡島の金山」の世界遺産登録までの道のりや価値、未来に継承するための取組を講演。

参加者：58名

○「佐渡島の金山」隠れた資産ツアー

場 所：①②西三川砂金山、③④鶴子银山

時 期：①令和7年9月20日、②令和7年9月28日、③令和7年10月18日、④令和7年11月1日

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。ガイドツアーを推奨している資産でモニターツアーを実施し、今後のツアー造成の情報を得る。

参加者：4回25名

○世界遺産継承プロジェクト

場 所：佐渡市

時 期：①令和7年8～9月、②11月1・2日

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。資産を未来へ継承する担い手育成のため、①は高校生・大学生、②は社会人を対象に事前学習・現地視察等を通じて保存活用の意識を啓発。

参加者：2回45名

○出前講座・出張説明

内 容：「佐渡島の金山」の価値を依頼側の要望に応じて解説（対象：高校生以上）。

（県）：11件426名

（市）：27件532名

○出前授業

内 容：「佐渡島の金山」の価値をわかりやすく解説（対象：小中学生）

（県）：116校5,341名

（市）：24校 562名

○親子で歩く佐渡金銀山 西三川砂金山編

場 所：西三川砂金山

時 期：令和7年7月27日

内 容：親子を対象とし、砂金採掘遺構や笹川集落等の資産の見学と砂金採り体験を実施。

参加者：27名

○佐渡金銀山 現地見学会（上寺町地区編）

場 所：相川金銀山（上寺町地区）

時 期：令和7年10月25日

内 容：一般を対象とし、相川金銀山の資産（鉱山集落跡）を見学しながら価値を解説。

参加者：18名

○佐渡金銀山 現地見学会（金生産技術の変遷編）

場 所：相川金銀山（佐渡奉行所跡ほか）

時 期：令和8年2月28日

内 容：一般を対象とし、相川金銀山の近世と近代における金生産技術の違いを資産やガイダンス施設を見学しながら解説。

参加者：30名

○佐渡金銀山 現地見学会（相川まち歩き編）

場 所：相川金銀山（鉱山地域、相川上町ほか）

時 期：令和8年3月7日

内 容：一般を対象とし、相川金銀山の資産や歴史的なまち並みを見学しながら価値を解説

参加者：52名

○佐渡金銀山環境ボランティア

場 所：相川金銀山（上寺町地区）

時 期：令和7年10月18日

内 容：民間企業主催の環境美化活動に対して佐渡市が後援となり、相川金銀山の上寺町地区の草刈りを実施した後、資産の価値を解説

参加者：34名

○きらりうむ佐渡での各種イベント

場 所：きらりうむ佐渡

時 期：令和7年4月～令和8年3月

内 容：「佐渡島の金山」の更なる認知度向上と集客のため、幅広い地域・世代に向けた情報発信を目的に、きらりうむ佐渡で店舗を出店したマルシェなどを実施

参加者：2,968名

令和8年度実施予定事業

○世界文化遺産「佐渡島の金山」講演会

場 所：①魚沼市中央公民館、②新発田市民会館、③糸魚川市フォッサマグナミュージアム

時 期：①令和8年6月6日、②令和8年8月8日、③令和8年9月27日

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。「佐渡島の金山」の価値を発信する講演会を新潟県内で開催。

定 員：各回80名

○「SDGs×世界遺産」地域づくり会議

場 所：東京都内

時 期：令和8年11月

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。世界遺産所在都道府県と連携し、事例報告に加え、資産価値を未来に継承するための課題解決に向けたディスカッションを開催。

定 員：400名

○県市連携講座

場 所：村上市教育情報センター

時 期：令和8年6月21日

内 容：新潟県と佐渡市が主催。「佐渡島の金山」及び関連する文化財をテーマとする講座。

定 員：200名

○「佐渡島の金山」隠れた資産ツアー

場 所：鶴子銀山

時 期：令和8年10月～11月（全2回）

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。ガイドツアーを推奨している資産でモニターツアーを実施し、今後のツアー造成

の情報を得る。

定 員：各回8名程度

○世界遺産継承プロジェクト

場 所：佐渡市

時 期：①令和8年8月、②令和8年9月

内 容：新潟県と佐渡市、民間団体で構成する実行委員会が主催。資産を未来へ継承する担い手育成のため、①は高校生・大学生、②は社会人を対象に事前学習・現地視察等を通じて保存活用の意識を啓発。

参加者：各回15～20名程度

○出前講座・出張説明

内 容：「佐渡島の金山」の価値を依頼側の要望に応じて解説（対象：高校生以上）。

時 期：（未定）

場 所：新潟県内（県）及び佐渡市内（市）

○出前授業

内 容：「佐渡島の金山」の価値をわかりやすく解説（対象：小中学生）

時 期：（未定）

場 所：新潟県内（県）及び佐渡市内（市）

○親子で歩く佐渡金銀山 西三川砂金山編

場 所：西三川砂金山

時 期：令和8年7月26日

内 容：親子を対象とし、砂金採掘遺構や笹川集落等の資産の見学と砂金採り体験を実施。

定 員：40名予定

○佐渡金銀山 現地見学会

場 所：佐渡金銀山遺跡のうち構成資産となっている史跡対象（未定）

時 期：（未定）

内 容：一般を対象とし、相川金銀山の資産（鉱山集落跡）を見学しながら価値を解説。

定 員：20名程度×2回開催予定